

京丹後市地域情報化計画

(中 間 案)

平成 18 年 1 月

京 丹 後 市

目 次

第1章 地域情報化計画の考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 情報化の進展	1
(2) 本市における情報化の状況	1
(3) 地域情報化計画の策定の趣旨	2
2. 本計画の位置づけ	2
(1) 地域情報化計画の定義	2
(2) 本市における地域情報化計画	2
3. 計画の全体像	3
第2章 情報化をめぐる動向	4
1. 国の情報通信施策	4
(1) 情報化に対応した国の政策	4
(2) 電子政府への取り組み	5
(3) 地域における情報通信基盤の整備	5
(4) 通信と放送の融合における動向	8
(5) デジタル・ディバイドに伴う経済的損失	9
2. 地域における情報化動向	10
(1) 府の総合計画	10
(2) 広域的な取り組み	12
(3) 情報化計画等の策定状況	13
第3章 情報化の現状と課題	16
1. 地域の特性	16
(1) 地域の特性と現状	16
(2) 市の総合計画における将来ビジョン	19
(3) 地域特性から見た課題	20
2. 地域の情報通信環境の状況	22
(1) 条件不利地域に該当する本市	22
(2) 本市における情報通信基盤の実態	23
(3) 本市における情報化への取り組み	25
3. 情報化の現状	27
(1) Webサイトの整備状況	27
(2) 電子行政サービスの整備状況	28
4. 情報化のニーズ	30
(1) 地域のニーズ	30
(2) 行政内部のニーズ	36
5. 本市の情報化の方向性	37
(1) 情報化と課題解決の方向性	37
(2) 市の取り組むべき範囲の明確化	38
第4章 基本構想	39
1. 情報化推進ビジョン	39
(1) 基本コンセプト	39
(2) コンセプトの実現方策「自助・共助・公助」	39
2. 目指すべき情報化の将来像	41
(1) 情報化によるまちづくり	41
(2) 情報化による産業振興	43
(3) 情報化での行政サービス	44

第5章 実施する情報化施策	47
1. 情報化施策の体系	47
2. 施策の概要	48
(1) デジタル・ディバイドの解消	48
(2) ブロードバンドサービスの提供	51
(3) 安心して暮らせるまちづくり	58
(4) 地域の活動拠点づくり	60
第6章 情報化推進の方策	62
1. 推進体制の整備	62
(1) 事業会社の設立	62
(2) 市民参加の促進	63
2. 資金計画	64
(1) 事業資金の確保	64
(2) 事業経費及び資金計画	66
第7章 推進スケジュール	68
1. 計画推進の考え方	68
2. 推進スケジュール	69
(1) ブロードバンド網の整備	69
(2) (仮称)京丹後まちづくり情報センターの整備	70
資料1：地域情報化計画市民会議の開催経過	1
資料2：用語説明	2

第1章 地域情報化計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) 情報化の進展

インターネットの普及に代表される IT（情報通信技術）の急速な進展（いわゆる IT 革命）に伴い、「いつでも」「どこでも」「だれとでも」、時間や場所に制約されることなく、情報の共有や交換が可能となっています。そのことから、市民生活をはじめとする様々な分野において、経費や時間の削減等、飛躍的な利便性の向上をもたらしている IT を、まちづくりに活用していくことが求められてきています。

このような社会的背景の下、国は「e-Japan 戦略」および「e-Japan 戦略」に基づき、平成 17（2005）年度までに世界最先端の IT 国家となることを目指して、インターネット等を用いた電子的な行政手続を可能にする等、行政サービスの多くを電子化する「電子政府」の実現をはじめとしたさまざまな取り組みを進めています。また、地方自治体に対しても、国の「電子政府」の実現に歩調を合わせ、目標年度までに「電子市役所」の実現を求めています。併せて、行政内部だけではなく、地域における情報化も推し進めていくことが求められており、各地で高速インターネット環境等の情報通信基盤の整備が都市部を中心に急速に進められ、本格的なブロードバンド時代を迎えつつある他、それら充実した基盤上で流通する多種多様なサービスが展開されるようになってきています。

(2) 本市における情報化の状況

本市においては、情報通信基盤の整備に関して、都市部や他地域と本市との格差、本市内の地域間での格差、行政施設と家庭・事業所との格差、という3つの格差が存在しています。

本市は、特に地形を主な原因とした地上波テレビ放送やラジオ放送の受信状況が良くない難視聴の地域が多く存在します。また、FTTH サービスが未提供の状況にあるだけでなく、ADSL サービスすら未提供の地域が一部にある等、テレビだけでなくブロードバンド環境においても都市部や他地域に比べて遅れをとっている地域と言えます。また、このような情報通信基盤の整備が進みにくい状況が IT を活用する機会を少なくしていると言えなくもなく、結果として地域全体の情報リテラシーが低くなる懸念や、同一情報の入手のためのコスト負担の増加・入手情報量の格差といった、生活全般の格差にまで影響を及ぼす可能性があります。

市役所側は、充実した行政サービスを提供するための体制づくりとして、オープンシステム化への移行や公共施設間の光通信網の整備、職員一人に一台ずつパソコンを配備する等情報通信基盤を整備し、それらの努力の結果、全国の自治体の平均レベルを上回るまでになりました。しかし、サービスを受ける側である地域の情報通信基盤は、他地域と比べて平均レベルを下回る整備状況であることから、早急に住民サービスを受ける

ことができる体制づくりに努める必要があります。

(3) 地域情報化計画の策定の趣旨

平成 18 (2006) 年末までに地上波デジタル放送が全都道府県で開始 (視聴可能性世帯は約 79%) の見込みで、またそれに伴い、携帯電話等移動体向けの放送 (ワンセグメント放送) の開始に向けた取り組みが行われている中、本市においては前項(1)(2)から、世の中の情報化の進展に比べ、明確に存在する 3 つの格差の是正等、地域の情報化に向けたさまざまな取り組みを進めていくことが急務となっています。

また、情報は日常生活やビジネス等における重要な武器であり、さまざまな地域課題の解決や、産業・コミュニティ等の振興による地域活性化を促進する有効な道具・手段であることから、その活用如何によって享受できる社会的・経済的メリットに大きな差が生じる恐れがあります。本市の抱える諸課題の解決に向けた IT の効果的な活用や、IT による地域間や地域外との交流の促進、IT を活用した産業振興等、本市の地域特性を考慮しながらより良いまちづくりを推進し、地域の活性化に繋げていくことが求められています。

以上のような IT に絡むさまざまな取り組みを、その都度適宜実施していくようでは重複投資等の無駄が生じる恐れがあるとともに、高い視点から全体を見渡し、体系的・戦略的に取り組みを整理・選択・実行していく必要があることから、計画としてとりまとめることとしました。

2. 本計画の位置づけ

(1) 地域情報化計画の定義

地域の情報化とは地域活性化をめざした IT を活用したまちづくりであることから、行政のみで取り組みが完結するものではなく、住民・企業・行政が協働し、地域を挙げて推し進めていくことが必要不可欠です。

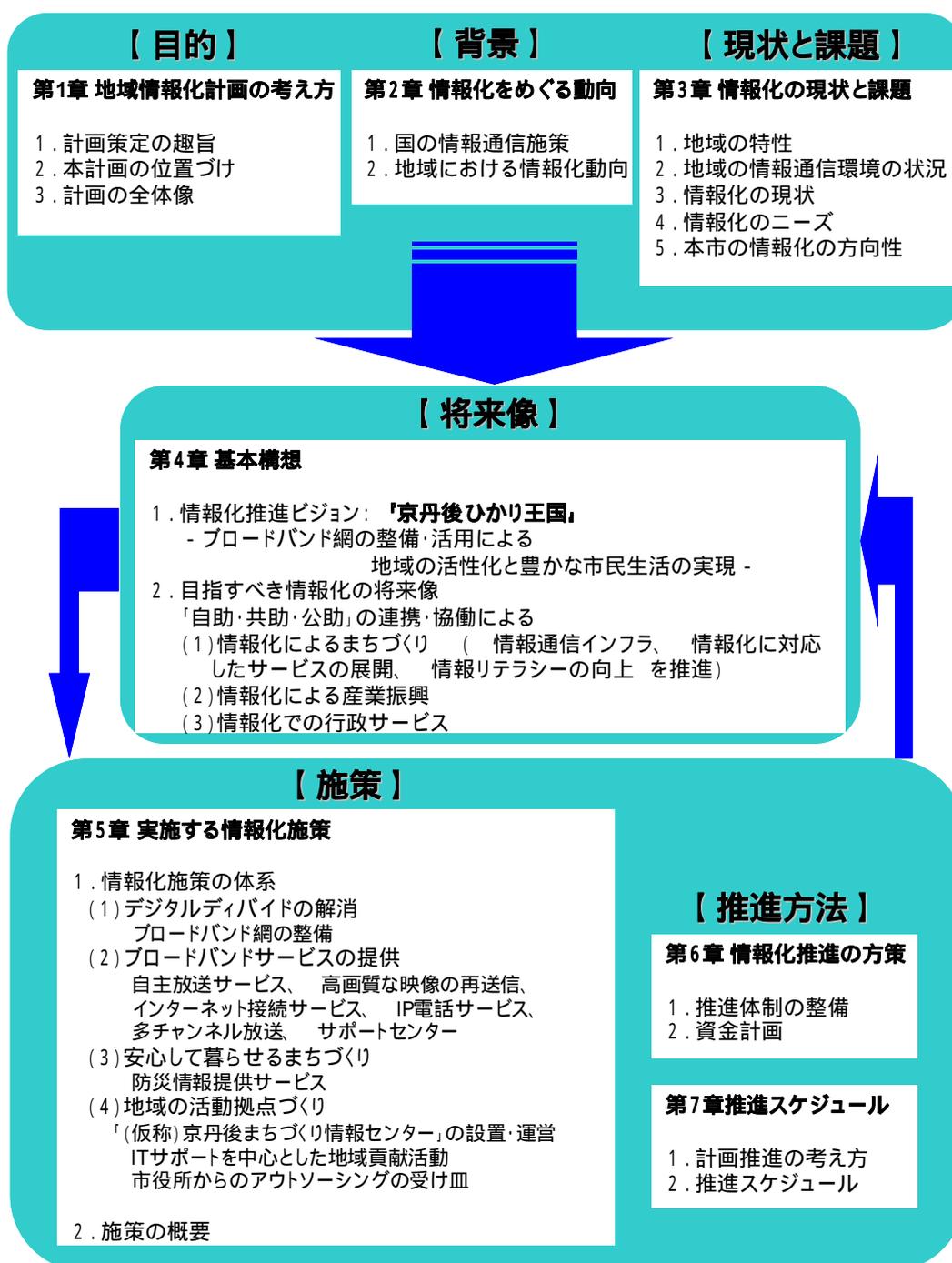
よって、地域情報化計画は行政計画ではありますが、地域のために住民・企業・行政が果たすべき役割を明確化し、それぞれの取り組みの方向性を示すことが一般的です。

(2) 本市における地域情報化計画

多くの場合、地域情報化計画では、情報通信基盤の整備と情報化に対応したサービスの両面から今後の方向性や取り組みを整理します。しかし、本市には前述のような 3 つの格差が存在するため、情報通信基盤の環境が不十分である現状のまま、サービスの方向性を先んじて模索することは困難な状況です。従って、今回の計画においては、生活上必要不可欠な情報通信基盤の確立が、まず地域格差の是正に効果があると期待ができることから、情報通信基盤のあり方を探ることに焦点をあてた計画づくりとします。

インフラの選択肢として様々な情報通信基盤が考えられます。現在策定中である総合計画の主要施策「地域情報化の推進」において、市内全域に対する新たな地域情報インフラを整備するとし、高速あるいは超高速なインターネット接続環境とテレビの再送信による難視聴解消が可能な FTTH 等のブロードバンド網による情報通信基盤の整備の方向性が示されています。このことから、本計画では、FTTH 等のブロードバンド網を視野に入れた基盤の構築を考慮し、多角的な検討を行うこととします。

3. 計画の全体像



第2章 情報化をめぐる動向

1. 国の情報通信施策

(1) 情報化に対応した国の政策

e-Japan 戦略

急激に進む情報通信技術やそれらを活用した多様なサービスは、世界各地で社会全体の情報化を強力に推し進めています。しかし、情報化における地域間格差の拡大が急速に進んでいる国内外の状況から、国では平成12(2000)年7月7日に内閣総理大臣を本部長とし、民間有識者を集めた「IT戦略会議」を設置、平成13年1月6日には「IT戦略本部(正式名称:高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)」を設置し、そこを中心に現在まで様々な取り組みが行われています。

図表 2-1 「e-Japan 戦略」の歴史

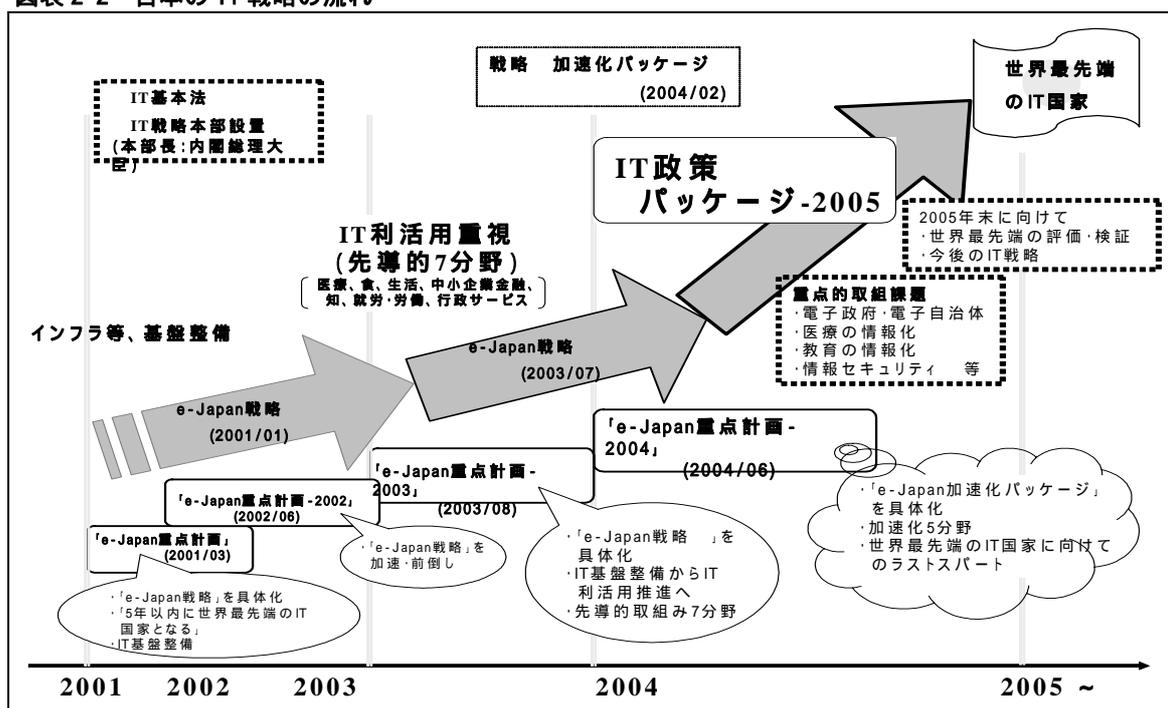
日付	決定等	
平成13(2001)年 1月6日	「IT基本法(正式名称:高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)」施行	
平成13(2001)年 1月22日	「e-Japan戦略」策定	「5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことをめざす
平成15(2003)年 7月2日	「e-Japan戦略」策定	平成17(2005)年までに世界最先端のIT国家になると共に平成18(2006)年以降も最先端であり続けることをめざす
平成16(2004)年 2月6日	「e-Japan戦略 加速化パッケージ」策定	「e-Japan戦略」を加速させ、「平成17(2005)年までに世界最先端のIT国家になる」との目標を達成する
平成17(2005)年 2月24日	「IT政策パッケージ-2005」策定	情報通信インフラ整備の面で成果を上げたものの、IT利活用面は進んでいない 行政サービス、医療、教育等、国民に身近な分野を中心として取り組みをさらに強化するとともに、ITがもたらす課題を克服 「e-Japan重点計画-2004」の確実な実施 国民がITによる変化と恩恵を実感できる社会の実現の推進

資料:IT戦略本部Webサイトより作成

e-Japan 重点計画

世界最先端のIT国家をめざす上で、目標年である平成17(2005)年を迎え、評価専門調査会(平成16(2004)年8月設置)は、ITの利活用の進捗が遅れている分野(「e-Japan戦略」で取り上げた国民に身近で重要な7つの分野:先導的7分野)における取り組みを着実に進めるよう提言し、また、「e-Japan戦略 加速化パッケージ」では、重点的に政策を展開すべき5分野(加速化5分野)を定め、それぞれの分野における残された課題を解決するために、平成16(2004)年6月15日に「e-Japan重点計画-2004」を策定し、必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進しています。

図表 2-2 日本の IT 戦略の流れ



資料:IT戦略本部Webサイトより作成

(2) 電子政府への取り組み

平成 15 (2003) 年 7 月 17 日、各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議において、今後 3 か年の電子政府構築に係る政府の具体的な取り組みを「電子政府構築計画」として決定し、平成 17 (2005) 年度までに総合的なワンストップサービスの実現、平成 16 (2004) 年度早期までの内部管理業務・システムの最適化等が急ピッチで推進されています。ライフイベント (就職、結婚、退職等人生の主な出来事) 及びサービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんど全てをオンライン化する等、一定の成果を挙げたところです。

平成 16 (2004) 年 6 月 14 日に「電子政府構築計画」は一部改定され、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取り組みについては、分かりやすさ、使いやすさ等の面で、必ずしも十分とは言えない状況であるため、より利用者の視点に立ったシステム整備やサービス改善に取り組んでいくための改善が必要とされます。

(3) 地域における情報通信基盤の整備

ICT インフラの整備レベル

第一期「e-Japan 戦略」で目指してきた情報通信基盤の整備が各地で達成されつつあると判断したことから、第二期「e-Japan 戦略」では IT 利活用の段階へと進化していくことに力点が置かれ、各種施策が展開されてきました。

平成 17 (2005) 年 5 月 10 日に、総務省が「日本の ICT インフラに関する国際比較

評価」を行った結果、日本はブロードバンド速度及び料金の指標で第1位となる等総合1位となりましたが、インターネット普及率やICTインフラに対する社会資本としての優先度は順位が低く、今後の課題として、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消や、ICTインフラへの集中的な資源配分が必要となっています。

図表 2-3 選定評価指標と日本の順位

分野	評価項目	日本の順位
ICTインフラの利用料金	市内電話料金	2位
	ブロードバンド料金	1位
ICTインフラの質	ブロードバンド速度	1位
	安全なサーバ数	14位
ICTインフラのモバイル度	3G携帯比率	2位
	携帯電話普及率	19位
ICTインフラの普及度	インターネット普及率	11位
	ブロードバンド普及率	6位
ICTインフラの社会基盤性	インターネットホスト数	10位
	ICT投資割合	14位

資料：総務省Webサイト (http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050510_2_02.pdf) より作成

「次世代ブロードバンド構想 2010」のとりまとめ

以上のように、情報通信基盤の整備が遅れ、地理的要因によるデジタル・ディバイドが生じている地域（条件不利地域）が少なからずあることから、総務省では、格差是正に向けて民間活力を最大限に活用すると同時に、民間による展開が困難な地域を中心に、国や地方自治体による整備も念頭に置き、地域公共ネットワークの整備等を通じ条件不利地域へのインフラ整備の促進を目指しています。

総務省は、日本が最先端のICT国家として世界を先導するフロントランナーとなることを大目標とし、平成22（2010）年に日本をユビキタス社会へと発展させるための「u-Japan政策」を平成16（2004）年12月に公表していますが、ここではインフラ整備に関して「2010年までに国民の100%が高速又は超高速を利用可能な社会にすること」を目標に掲げており、これを受け平成17（2005）年7月に「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会」の最終報告という形で「次世代ブロードバンド構想 2010」が取りまとめられました。

この構想では、整備目標として2010年までに「ブロードバンド・ゼロ地域の解消を図ること」と「大容量情報の『受信』のみならず『発信』にも重点を置いた、上り30Mbps級以上の次世代双方向ブロードバンドを90%以上の世帯で利用可能とすること」があげられています。

また、国内において社会経済活動に不可欠なツールとしてブロードバンドは地位を確立しつつあることから、デジタル・ディバイド解消の必要性について述べています。

デジタル・ディバイド地域における課題と対策

この構想では、デジタル・ディバイドの解消を大きな目標の一つに掲げています。その理由として、ブロードバンドをディバイド地域において整備することには次表（図表2-4）のような社会経済的効果があるとしています。

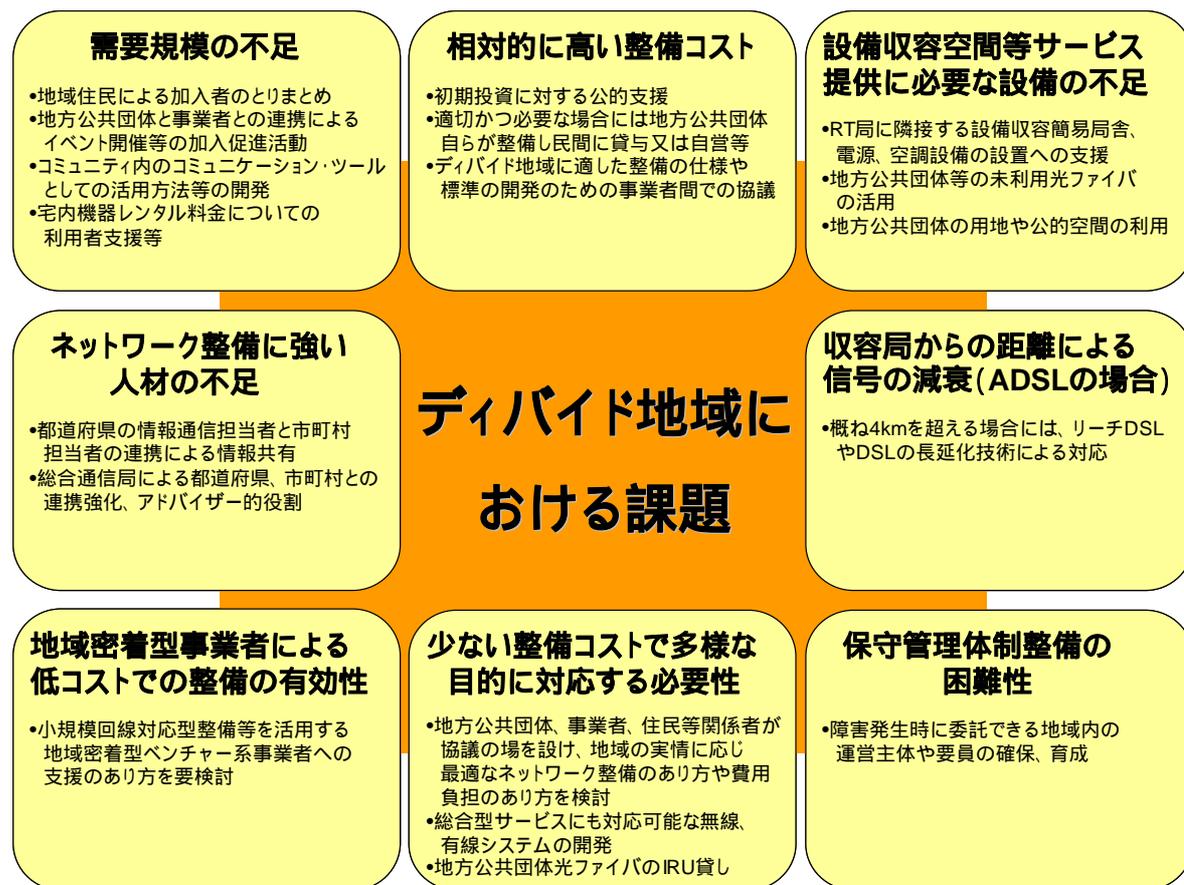
その上で、構想では、デジタル・ディバイドの解消に向けて、次図（図表2-5）のように課題と対応策が整理されています。

図表 2-4 ブロードバンドをディバイド地域に整備する意義・効果

<p>社会経済的効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓OS やセキュリティ対策ソフト等の更新のためのプログラムダウンロードが、ブロードバンド環境をある程度前提としているように、ブロードバンド環境はインターネット利用の基礎となりつつあり、その整備はこうした地域でのインターネット利用そのものの円滑化に資する。 ✓高速・超高速インターネット・アクセスを実現し、教育、医療、福祉等の生活に関連した様々なサービスの導入を可能とする他、最近では IP 電話や放送コンテンツの受信に対するニーズに応えることを可能とし、また住民間のコミュニケーションを向上する等、地域内・地域間情報流通を活性化し、地域生活水準の向上に資する。 ✓ブロードバンドが持つ複数パソコンを接続できる大容量性から、企業活動に不可欠な産業経済活動基盤を提供するとともに、その地域情報発信能力から、地域の産業・観光情報等を発信し、SOHO 起業家の誘致にも貢献し得る等、地域経済の発展にも資する。 ✓ブロードバンドを公共サービスの窓口の代替として用いて手続き時間の短縮やコスト削減につなげたり、議会中継等高度な行政サービス提供を可能としたり、あるいは災害時に被災地における被害状況の発信や地方公共団体からの情報の受信等、地方行政の効率化や高度化をもたらすことが期待される。
<p>ディバイドを放置した場合の消極的効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓情報社会からの疎外感を感じる住民の不安や不満の拡大や、地域活動における住民や事業者の機会の縮減等、地域の経済活性化や地域の再生を阻害する一因になる懸念 ✓インターネット利用に関する便益が著しく低下するために、負の経済効果を生じる恐れ

資料:「次世代ブロードバンド構想2010」より作成

図表 2-5 デジタル・ディバイド地域における課題と考え得る対策



資料:総務省 Web サイト(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050715_8.04_08.05.pdf)より作成

(4) 通信と放送の融合における動向

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

情報通信審議会から、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第2次中間答申が平成17(2005)年7月に出されました。

平成15(2003)年12月に、3大都市圏から地上デジタル放送が開始され、以降視聴可能エリアの拡大や受信機の出荷台数増加等普及が進んでいますが、平成18(2006)年までの全国展開および平成23(2011)年までのデジタル放送への全面移行の確実な実現に向けた重点施策として、公共分野における利活用の推進や「通信と放送の融合」の積極的活用等による円滑なデジタル全面移行の実現等の提言がなされています。

公共分野における「通信・放送」利活用の促進

公共分野における利活用促進については、データ放送、「携帯端末向け」サービス、サーバ型放送等、高度なサービスの活用・導入について課題を整理した上で、その解決に向けた実証実験を推進していくこととなっています。

また、平成23(2011)年までのデジタル化全面移行を確実に実現するための重点施策については、以下のような施策の推進が必要とされています。

- ✓ 中継局整備の全体像の明確化
- ✓ アナログ受信機に関する視聴者への情報提供や、いわゆる「コピーワンス」等著作権保護の仕組みの見直し等、受信機の普及に向けた具体策
- ✓ 地上波の再送信における「IP」や「衛星」の活用等、いわゆる「通信と放送の融合」を活用したデジタル放送の普及方策

特に、デジタル放送の最大のメリットの1つは「通信と放送の融合」の成果を活用できることであり、デジタル化全面移行の実現にはこのメリットを最大限活用することが必要です。そして、その成果を効果的に活用するためには、送信環境と受信環境の整備が不可欠です。

送受信環境の整備

送信環境の整備については、平成23(2011)年の全面移行に向け、「停波の前に十分な時間的余裕をもって、すべての視聴者に、放送を送り届けるためのインフラ整備が完了している」とことと「視聴者が、デジタル放送を受信できる環境が整備されていること」が車の両輪だとしています。

また、受信環境の整備における「共聴施設に対する対応」として、政府としては、共聴施設の施設管理者等に対し、デジタル化に対応するための具体的方策と所要経費については正しい情報の提供を早急を実施することが必要としています。そのため、「地上デジタル放送開始地域については、平成17(2005)年9月を目処に着手し、「今後、開始される地域については、必要に応じて地方自治体と連携しつつ、年内を目処に着手」としています。さらに、「施設改修コストを軽減する対策手法の開発が必要」としており、「特に難視聴の場合、対策手法開発の前提として、受信環境等実態の把握が必要」であり、「平成17(2005)年度を目処に、全国協議会において、その受信状況等現状調査を実施し、状況に応じたデジタル化対策手法をとりまとめ、結果を公表」としています。

IP インフラを用いた環境の整備

「通信と放送の融合」に伴う伝送路の融合として近年話題となっている IP マルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラ（以下、IP インフラ）の環境整備について、政府はその活用に対する考え方として、「条件不利地域に限らず、地上デジタル放送を視聴者まで配信する伝送路として積極的に活用すべき」とし、技術面、運用面から条件を明確化することにより、IP インフラの活用を促進し、ケーブルテレビ等他の再送信メディアとの均衡にも配慮しつつ、平成 18（2006）年の再送信の在り方について、平成 17（2005）年度中を目処に結論を出すとしています。

(5) デジタル・ディバイドに伴う経済的損失

デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差

「次世代ブロードバンド構想 2010」では、デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差が試算されています。これによると 2004 年時点で年間 134 万円の損失となっており、2010 年にはますますその損失額が拡大していくとされています。

このように損失額が無視できない規模になることから、ディバイド地域の解消が急務となっています。

図表 2-6 デジタル・ディバイドによる年間 1 世帯あたりの経済的格差

	ブロードバンドユーザが得る経済効果		ブロードバンドが利用できない場合の負の効果	合計
	医療・福祉・教育分野における年間経費削減効果	産業分野における経済効果	インターネット利用の非効率化に関する負の効果	
2004 年	24.5 万円/年	33.5 万円/年	-76 万円/年	134 万円/年
2010 年	51.8 万円/年	39.2 万円/年	-138 万円/年	229 万円/年

資料:「次世代ブロードバンド構想2010」より作成

地上デジタル放送への対応コスト

本市のような難視聴地域における共聴施設はデジタル化への対応としてアンテナ等の設備の追加・更新が必要となります。

総務省の情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第 2 次中間答申」（平成 17（2005）年 7 月）では、その費用を 1 施設あたりで約 461.7 万円（デジタル 8 波対応で保安器数 100 の施設の場合）と試算しています。

市内の共聴施設の規模は多種多様であり、また全ての施設が自己負担での更新が必要かどうかは不透明なことから、一概に 1 施設あたり 462 万円が必要になるとは限りませんが、本市の場合に当てはめると単純計算では 5 億円以上の費用が必要となり、これらの負担能力が各施設にはない状況です。

5 億円という金額は難視聴地域であるが故に必要なコストであり、この負担を可能な限り圧縮していくことが必要です。そのためには個別での施設改修ではなくブロードバンド網を介した施設・サービスの集中化を進めることが効果的です。

2. 地域における情報化動向

(1) 府の総合計画

総合計画の構成

平成13(2001)年1月に策定された「新京都府総合計画」は、21世紀の京都府のあるべき姿を念頭に、平成37(2025)年までを見通しながら、平成13(2001)年から平成22(2010)年までを計画期間とする、おおむね10か年の計画です。

計画の基本理念は「むすびあい、ともにひらく新世紀・京都」で、「基本構想」「基本計画」「地域別の整備の方向」「計画の推進」の4本立ての構成となっています。

総合計画における丹後地域の施策

「新京都府総合計画」における丹後地域の具体的な事業は、以下のとおりです。豊かな地域資源、特に自然資源を活かした政策が多いことが特徴です。

図表2-7 丹後地域における主な事業(基本計画)

分野		事業名(事業概要)		主体
ア 魅力ある地域資源の活用による交流・連携の促進	自然をいかした交流の促進	自然と共生する丹後リゾートの推進	丹後リゾート公園(仮称)の整備 (自然との共生をめざした府立公園の整備) 地球デザインスクールの推進 市民参加の「手づくり公園」活動の展開	府 府 市 民 間
			海浜リゾート・レクリエーション拠点としての港湾・海岸の整備 (宮津港 久美浜港 浅茂川海岸 久美浜海岸の整備)	府
			大規模自転車道の整備 (栗田半島天橋立シーサイド自転車道の整備)	府
			豊かな自然環境の保全・整備と利用の促進	自然・農山漁村資源をいかした景観保全・観光振興 (碓高京牧場や海岸林 棚田等をいかしたグリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズム等の推進) 温泉資源等の連携による交流の促進(いわゆる「丹後温泉郷」のイメージづくり等)
			丹後あじわいの郷など都市農村交流拠点のネットワーク化の推進 都市農村交流拠点の機能分担・連携等の推進	府 市 町 民 間
			山陰海岸国立公園 若狭湾国定公園等の自然環境・自然景観の保全と利用の促進 (ビジターセンター等自然とのふれあいの場を創出する施設の整備)	国 府 市 町
			自然公園区域の拡大(若狭湾国定公園等の拡大 大江山連峰地区の新規指定)	府
			近畿自然歩道の整備の推進	府
			「天橋立」の次世代への継承(砂浜の保全)	府
		里山の保全と活用の促進	都市住民等の参加による森林の保全・活用の促進	府 市 町 民 間
イ 新しい産業の誘致・育成 産業基盤の整備及び魅力ある農林水産業の実現	魅力ある産業の振興	産業拠点の整備	丹後地域における新産業拠点の整備 (エコ・クリエイティブパーク(仮称)構想の推進)	府
		産業の振興	丹後産業21世紀ビジョンに基づく総合的な施策の展開(自然・歴史文化をいかし、農林水産業や織物業とも連携した観光振興等) 丹後織物業の総合産地化の促進 (デザイン開発や製品開発分野への展開 支援等)	国 府 市 町 民 間
			機械金属業の振興 (完成部品・ユニット製品製造分野への展開 支援等)	国 府 市 町 民 間
			企業誘致の推進 (市町が行う企業誘致への支援等)	府 市 町 民 間
			Uターン対策の促進 (Uターンセンターの運営等)	国 府 市 町 民 間
			地域産業を支える人材の育成(公共職業能力開発施設等)における職業能力開発の推進	府 市 町 民 間

分野		事業名(事業概要)	主体	
	商店街・小売業の振興	ふるさと加工食品の開発及び販売支援 (農林水産物をいかした加工食品の開発支援 ふるさと食品ベンチャーの育成等)	府、市町、民間	
		中心市街地の活性化策の推進 (まちづくり機関等への支援 京都府まちづくり推進連絡協議会による府と市町との連携強化等)	国、府、市町、民間	
		まちづくりと調和のとれた商業振興の推進 (魅力ある商店街づくりの推進等)	国、府、市町、民間	
	農山漁村の環境整備	農山漁村への定住条件の整備の推進交流の推進と定住環境の整備 新規参入者の技術研修	府、市町	
		恵み豊かな森づくりの推進広葉樹林の保全 海岸林の保全・復活 水原の森の整備	府、市町	
		鳥獣害対策の総合的な推進野生鳥獣の生息環境調査 防獲冊 忌避剤等による防獣対策 駆除対策 野生鳥獣の生息環境の保全	府、市町	
	資源の適切な保存管理と持続的利用による水産業の振興	資源管理型漁業等の推進	資源管理型漁業の推進 (底びき網漁業資源管理事業等)	府、市町、民間
		新しい技術の普及	つくり育てる漁業の推進 (放流稚魚の安定供給 技術開発 調査等)	府、市町、民間
		基盤の整備	無給飼養魚支那の普及 (新しい養殖業の展開)	府、市町、民間
	地域活性化等の推進	地域・漁港の整備等の促進 (水産基盤整備長期計画に基づく整備の推進) 海の畑づくりの推進(築港等の造成)	情報通信基盤整備の促進テレビ・ラジオ放送中継施設 移動通信用鉄骨施設等の整備	府、市町、民間
サイバー大学構想の推進 (インターネットを活用した高等教育の提供)			府、民間	
地域キャンパス構想の推進 (地域におけるサイバー図書館等静穏拠点の整備)			府、市町	
運転免許事務の改善		運転免許事務の改善 (運転免許の即日交付化の推進)	府	
地域特性に配慮した保健医療対策の推進	自然環境の保全	阿蘇毎における水質・底質の改善 (海や環境創造(シーブルー)事業)	府	
		府自然環境保全地域の新規指定による保全と活用(プナ林)	府、市町、民間	
地域活性化等に配慮した保健医療対策の推進	地域医療対策の充実	医療不足地域における医師の確保 (自治医科大学における医師の養成 派遣)	府、市町	
		病児施設近代化 病児整備への支援 (療養型病児群等の整備)	府、市町、民間	
		府立与謝の海病院の機能充実 (高度専門医療の充実)	府	

資料:京都府Webサイトより作成

総合計画における IT 施策

IT 施策は、「基本構想」及び「基本計画」にて整理されており、「基本構想」の中には施策推進の戦略プロジェクトが、「基本計画」の中には具体的に実施する事業が整理されています。

また、北部丹後地域（宮津市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、京丹後市）における IT 政策を抜粋すると次表（図表 2-8）ようになり、難視聴地域への対応と教育における施策が考えられています。

図表 2-8 丹後地域における主な事業（基本計画）

分類	概要
基本構想 「むすび合うネットワーク」創造プロジェクト	府域の情報ネットワーク化をいろいろな面から進め、府民生活の利便性を高めていく上で、情報バリアフリー化や府民の情報リテラシー向上の取り組み等を進め、これら諸施策を通じて、府民誰もが IT の成果を享受できる社会を構築していきます

分類	概要
基本計画	計画内第2章において、様々なITに関連する事業が講義されています。

資料:京都府Webサイトより作成

図表 2-9 丹後地域における IT (地域情報化の推進) に関連する事業 (基本計画)

事業名	主体
情報通信基盤の促進(テレビ・ラジオ放送中継施設、移動通信用鉄塔施設等の整備)	府、市町、民間
サイバー大学構想の推進(インターネットを活用した高等教育の提供)	府、民間
地域キャンパス構想の推進(地域におけるサイバー図書館等情報拠点の整備)	府、市町

資料:京都府Webサイトより作成

(2) 広域的な取り組み

京都府では、府民や地域のニーズを的確にとらえ迅速に responding していくために、地方振興局、保健所、土木事務所、地域農業改良普及センターを広域再編し、「広域振興局」を開設しています。

平成 17 (2005) 年 3 月には、京都府町村会が実施してきた情報化推進事業を引継ぎ、更に発展していくために「京都府自治体情報化推進協議会」が設立されました。共同化による行政情報化の推進に賛同する市町村が会員となっており、本市も参加しています。

丹後広域振興局における「丹後活動プラン」

丹後広域振興局では、平成 17 (2005) 年 3 月に主体的な地域づくりを提案した「丹後活動プラン」を策定し、当面 3~5 年程度の期間をプラン推進の射程としています。京都府全域を対象とする「新京都府総合計画」及び「『人・間中心』の京都づくり 5 つのビジョン」は、このプランのベースであり、三者が一体となって丹後地域の発展を目指しています。

各活動分野を支える条件の 1 つとして、地域内外の交流を活発にし、各地で人と人を結び活動主体となる組織の確立やネットワーク化が必要となります。そのために、京都府全域に既に構築されている「デジタル疎水ネットワーク」を活用し、各地におけるブロードバンド環境を高めると共に、利用目的や利用形態に応じ、日常生活の利便性の向上や産業の発展に繋げていきます。

京都府自治体情報化推進協議会による事業計画

町村が情報化を進めていく上で必要な人材・技術・知識などの資源や情報を共有し、町村主導の情報化を進めることを目的に、平成 9 (1997) 年 9 月、京都府町村会情報センターが設立され、業務システムの共同開発・共同利用など共同による各種の情報化推進事業に積極的に取り組んできた結果、府内町村の電算関係経費の軽減や行政情報化基盤の整備・格差是正などに大きな成果をあげています。更にそれを推進するために、府内自治体の行政情報化の推進に対して共同で必要な事業を実施、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政の推進を目指して、「京都府自治体情報化推進協議会」が設立され、様々な取り組みを進めています。

具体的には、NEW TRY-X 住民情報 (介護保険を含む)、NEW TRY-X 財務会計、新起債管理システムへの統一を図り、現行システムから当該システムへの移行を進めています。その他、自治体情報化についての調査研究、自治体情報化についての情報提供・相談等を計画しています。

(3) 情報化計画等の策定状況

IT政策を体系づけた計画の策定状況

IT施策を体系づけた地域情報化計画等の策定状況に関する調査として、総務省による「電子自治体構築計画」の策定状況が調査・整理されていますが、その結果によると、平成17(2005)年4月1日現在で、都道府県は95.7%とほとんど全てが、また市町村においては28.4%と約3割が電子自治体に向けた計画を策定済みです。

図表2-10 電子自治体構築計画の策定状況(平成17(2005)年4月1日現在)

	策定している	策定していない	合計
都道府県	45(95.7%)	2(4.3%)	47(100%)
市町村	687(28.4%)	1,731(71.6%)	2,418(100%)

資料:「地方自治情報管理概要」平成17年版より作成

府の情報化に関する計画等

[A. 地域と人をむすび育てるITプラン]

京都府は、今まで策定された様々な計画が後にどのように施策へ反映されたかが必ずしも明確ではないとのことから、アクションプランとして施策立案のプロセスを構築しています。

平成16年度版アクションプランにおいては「地域と人をむすび育てるITプラン」が策定されています。府内には50を超える大学の集積や世界的な企業等が多数所在する等、知的資源に恵まれています。また、豊かな自然や悠久の歴史等、文化・観光資源にも恵まれています。

アクションプランでは、前述のような京都の特性や潜在力を活かし、地域と人をむすび、交流連携を促進し、科学技術と生活、文化、自然が結びついた人間性豊かなIT先進地づくりを目指しています。

[B. 「京都デジタル疎水ネットワーク」の整備]

府の着実な情報化の推進のため、「新京都府総合計画」に基づいて、平成15(2003)年11月に京都府域をむすぶ高度情報通信基盤「京都デジタル疎水ネットワーク」を整備しました。府民の生活と産業を支える基盤として構築されたこの情報通信ネットワークは、教育・学術研究・行政・医療・福祉・防災等各分野における情報流通を目的とし、活用されています。

図表2-11 「京都デジタル疎水ネットワーク」の概要

特徴	幹線は全国トップクラスの2.4Gbps、全ての拠点を光ファイバで接続し、帯域を確保した高速大容量回線 6ヶ所の接続拠点到府内どこからでも均一の料金で接続 高度なセキュリティが確保できる方式を採用 365日24時間の監視体制、ループ型で二重化された災害に強いネットワーク構成
主要な府内の接続先	府庁、地方振興局、府地方機関 府立学校、大学等の教育機関 市町村 防災関係機関(国機関、消防本部、医療機関、報道機関等) 京都IX(インターネット・エクスチェンジ)、京都大学、けいはんなプラザ
接続拠点の設置箇所(接続拠点:所在地)	丹後:宮津市、中丹東:舞鶴市、中丹西:福知山市、南丹:園部町、中央:京都市中京区、山城:宇治市

自治体間の連携	府内すべての市町村と高速回線で接続され、各市町村のネットワークと連携するとともに、全国の地方自治体をむすぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)の回線に利用され、電子自治体を実現させる基盤となります。また、近隣府県の情報通信ネットワークとも連携し、府県間での情報交流を進めます。
京都 ONE との連携	京都の情報基盤の向上を目指す京都 ONE()と連携し、京都 IX を基点とする大学間の交流や IT 関連産業の集積を促進します。
学術情報ネットワーク (SINET/スーパーSINET)	全国の大学、研究機関を結ぶ学術研究専門の情報通信ネットワークと接続し、府内外での学術研究交流に貢献します。

資料: 京都府 Web サイトより作成

京都 ONE: 京都情報基盤協議会(<http://www.kyoto-one.ad.jp/>)では、京都市との連携のもと、京都の情報通信ネットワークの向上を目指した「地域 X」「IDC(インターネット・データ・センター)」の整備、活用など目的とした「京都 ONE 構想」を推進している。同構想は、京都地域に開かれた WAN(ワイド・エリア・ネットワーク)を構築し、それを活用した ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)などの様々なサービスを展開することにより、インターネットと言う共通の基盤の上で、市民生活や産業種などの京都地域内の種を一体的に向上させることを目指すものである。

図表 2-12 「京都デジタル疎水ネットワーク」の利活用例

分野	目的	内容
教育	京都みらいネットで実現する新しい学習環境	動画等教育用コンテンツをデータベース化し、各学校に配信して魅力的な授業づくりに役立てます。また TV 会議システムによる遠隔講義などの高大連携や学校間交流を推進します。
学術研究	産学公の連携による産業・地域経済の活性化に寄与	京都に集積する50を超える大学や関西文化学術研究都市などの学術・研究機関をむすび、さらに全国の学術研究ネットワークと接続することにより、先端的な研究開発の推進とネットワークを活用した実証実験により先端技術の実用化を推進します。
医療・福祉	利用者の利便向上と地域間格差の是正	高精細な画像や動画の配信による遠隔医療診断の実施により、専門医のいない地域への医療のサポートが可能となります。また、電子カルテ等による医療情報の有効活用や病院間の連携を目指します。
防災	的確・迅速な情報伝達・情報共有化により非常時の体制づくりを強化	災害現場の映像情報や被害情報等を市町村や自衛隊などの防災関係機関に的確・迅速に伝達することにより、非常時にすばやく初動体制を整えることができます。
行政	電子府庁・電子自治体の実現による行政サービスの向上	庁内ネットワークとして活用し、事務処理の迅速化や情報の共有化を進めるとともに、府・市町村・国を接続する「総合行政ネットワーク」としても活用し、行政間での電子文書の交換、電子申請システムの共同整備等を推進し、府民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

資料: 京都府 Web サイトより作成

[C. 情報通信環境整備の考え方]

「デジタル疎水整備後の情報通信環境整備等に関する調査研究会」の報告によると、ブロードバンドや地上波デジタル放送へ対応した情報通信環境の整備については、府が前面に立って整備に取り組むのではなく、まずは事業者、次に市町村の取り組みを支援していくのが基本姿勢となっています。

同報告によると、平成 17 年 4 月から京都府内でも本格的に開始した地上デジタル放送の平成 17 年度中のエリアカバー率は 68.6% (世帯比)、2008 年度までにこれを 80.8% まで引き上げることを放送事業者 (KBS 京都) は想定しているようです。地上デジタル放送はパソコン等を利用しない人にも十分な情報のやり取りを可能にする点で情報格差の是正に大きく寄与することから、地上デジタル放送を活用した地域情報サービスを実現していく必要がありますが、その前提となる視聴可能エリアが 2008 年度においてもまだ 8 割程度にとどまる見込みであり、エリア拡大に向けた努力が必要になると考えられます。

図表 2-13 情報通信環境整備の考え方

ブロードバンド普及のための方策	<p>高速インターネットの実現、難視聴の解消及び地上デジタル放送への対応は、地方自治体である市町村が主として取り組む課題と位置付け、府は技術的助言や国、通信事業者等との連絡等、市町村への財政支援等を主な役割としています。特に未提供地域を抱える市町村単位で地域の実情に応じた整備方策の検討が求められています。</p> <p>ブロードバンド環境の今後の展開を考えた場合、FTTHやCATVは、国の制度もあり、有効な手段ですが、経費の高額化や工事期間の長期化の点で課題が多い状況です。</p> <p>ADSLについては、FTTH等の方法での整備が進展しない場合に比較的安価な整備方法です。しかし、国等の助成制度がないため、京都府においては、市町村未来づくり交付金を活用した支援をしており、また、地域ごとに通信事業者との協調により、整備が進められています。</p>
地上波デジタル放送を活用した地域情報サービスの検討	<p>京都府では平成16年11月に京都市内と府南部の一部で視聴可能となったのが始まりで、平成17年4月からKBS京都とNHK京都放送局の地上デジタル放送がスタートしています。KBS京都では初年度のカバレッジを68.6%(世帯比)、2008年度には80.8%と想定しています。</p> <p>地上波デジタル放送を活用したモデルをサービス形態に則し、情報通知型モデル、情報提供型モデル、視聴者参加型モデル等に分類し、活用されるシーンに応じた情報(サービス)提供のあり方の検討を進めています。</p> <p>ただし、実現にあたっては、情報の入力や情報の蓄積について等様々な課題もあり、技術動向や他県等の動向を視野に入れた取り組みを推進しています。</p>

資料: デジタルテレビ整備後の情報通信環境整備等に関する調査研究会(<http://www.pref.kyoto.jp/it-promo/sosuken/index.html>)より作成

第3章 情報化の現状と課題

1. 地域特性

(1) 地域特性と現状

位置と地勢

本市は京都府の北西部、京都市から直線距離で約90kmに位置し、豊かな地域資源・自然資源に恵まれ、風光明媚な景観を呈していますが、一方で都市部から離れているために地域格差が生じています。

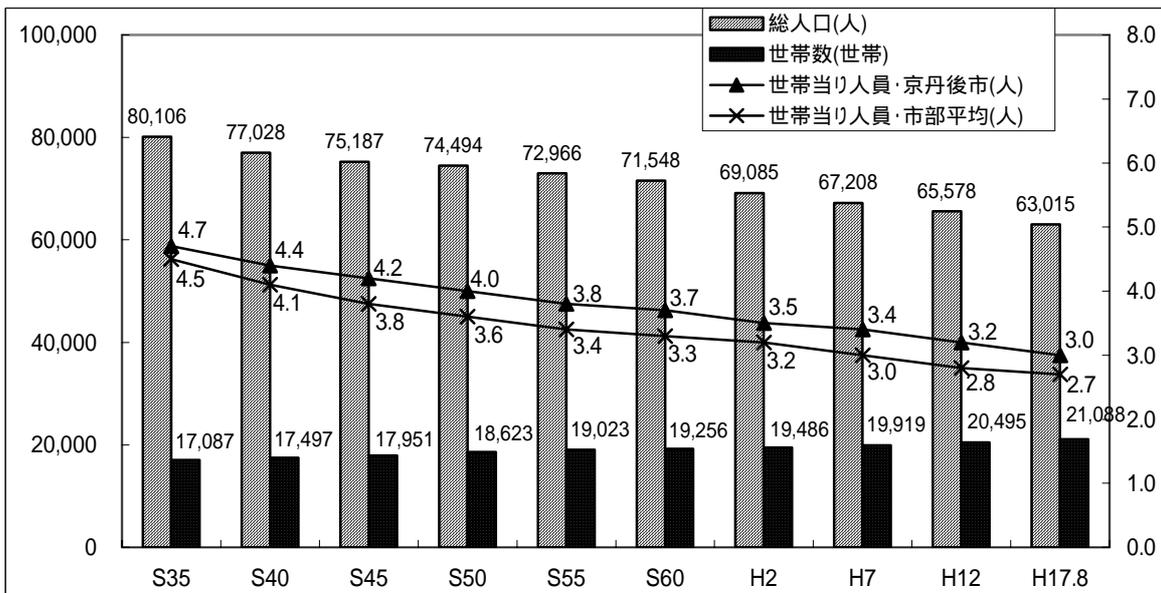
また、合併により市域の面積が京都市に次ぐ501.84平方kmに拡大し、利便性等における地域間格差が発生・拡大する恐れがあるため、行政サービスがすみずみまで行き届くよう一層の努力が必要です。同様に、市全域に渡って生活利便性を維持・向上していくにも努力が必要です。

人口・世帯

少子高齢化が着実に進んでいます。特に高齢化が著しく、老年人口比率（65歳以上人口の総人口に対する比率）が平成12（2000）年現在で25.3%と、京都府内市部（京都市を除く）の平均（16.7%）を大きく上回っています。そのため、人口流出の抑制が必要であり、特に若者の外部流出に対する定住化の促進を視野に入れた、雇用あるいは教育環境の整備等の対策が早急に必要です。

また、世帯数は増加傾向にありますが、核家族化や単身世帯の増加により小規模世帯の割合が増え、1世帯当たりの人員は減少してきています。そのことから、特に高齢者世帯の孤立化への対策も必要です。

図表3-1 人口・世帯の推移



資料: 国勢調査、平成17(2005)年は8月現在の京都府推計人口
 :市部平均は、京都市を除く府内市町村の平均

産業

若年層の他地域への流出の抑制や生涯現役社会の推進にもつながる農・林・漁業の担い手の確保や人材育成の促進に加え、「漁民の森づくり」等の異業種間交流をはじめとする新たな方向性の模索も必要となっています。例えば、衰退しつつある伝統的な地場産業「丹後ちりめん」と新たな基幹産業となっている機械金属業の付加価値を高めることにより産業振興を図る必要があります。

大きな柱でもある観光業は、余暇活動の多様化が進み、近年は入込客の伸び率が鈍化し、観光消費額も減少傾向を示しています。「丹後米」や「間人ガニ」等、京丹後ブランドのアピールや新たな商品開発、また観光情報の一元化を図る等、観光拠点の整備や観光客の短期滞在から長期滞在への転換促進が求められているため、ITを使った解決策を模索することも必要です。

交通

本市は、首都圏まで電車・新幹線を利用しても5時間以上、京都市までは車でも2時間半以上かかることから、アクセスの強化が大きな課題となっています。地域や産業の活性化を促し、都市との交流を深めるために、広域高速道路網の整備促進が必要です。

市内での移動は自家用車が主な交通手段で公共交通機関への依存度は低い地域となっていますが、運転のできない高齢者層などへの移動手段を確保するために、移動弱者に配慮した仕組みづくりが重要であり、交通便利性の強化も重要です。

文化・環境

近年のライフスタイルや産業構造の変化等による森林の荒廃と遊休農地の増加により、本市のもつ里山・谷地田等の良好な自然環境が損なわれつつあります。また、その管理や環境の保全が費用・人材の両面から厳しい状況にあります。費用を確保するためには、観光客や地域で負担をし、人材の確保のために地域一体となり環境NPOの育成を含めボランティアを活用する等の取り組みが必要です。

また、多くのメディアを活用し文化遺産や魅力ある地域資源・自然資源、文化をアピールすることで、環境保全の費用・人材の確保等体制づくりが必要です。

保健・福祉・医療

少子高齢化問題への様々な対策が必要です。特に高齢化が進んでいるこの地域にあっては、福祉や介護サービスを提供するだけでなく、高齢者がいつまでも元気でいられる社会を作ることも重要です。そのためには、世代間で助け合うだけでなく、元気な高齢者が要介護者を介護する、または高齢者が先輩として子育てを支援する等、単に福祉施設や福祉サービスの充実だけに頼らない発想の転換が重要です。

また、高齢者単身あるいは高齢者夫婦のみの世帯が孤立しないよう、直接コミュニケーション（あるいは双方向）のとれる環境づくりも進める必要があります。

これら地域福祉の観点をもって、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の活動を重視し、多くの市民が身近な地域活動やボランティア活動に参画できる仕組みづくりを進める必要があります。

教育

学校教育においては、一人ひとりの個性を活かしながら、心も体も健やかに成長できる教育環境づくりの一環として、パソコン授業を導入しています。また、市内全ての学校にコンピュータを設置、現在小学校12校、中学校4校がWebサイトを開設し、広く情報を発信しています。光ファイバーによるテレビ会議を通じて、遠地の小学校との交流を深めている学校もあります。

また市内最大の「あみの図書館」は、インターネットに接続して調べもので自由に利用できるパソコンが10台程度設置され、また、蔵書検索だけでなく予約もインターネットを通じて行える等、IT時代の情報拠点・学習拠点として、幅広くきめ細かなサービスの実現を目指しています。

人口の減少に伴い児童・生徒数は漸減しており、小・中学校の統廃合が大きな課題となっていることから、広い市域をカバーできる多様な教育環境の整備が必要となっています。ITネットワークの有効活用や、他の学校や地域との連携・交流を通じて様々な体験をする機会を持つ等、生徒の減少化に対応した効率的・効果的な取り組みを進展させていく必要があります。

また、市域が広大なために、生涯学習等の拠点施設があっても距離や公共交通機関の不十分さから利用が困難な場合が想定されます。そこで、生涯学習が自宅や最寄りの公民館等で受けられるような仕組みを整備することも重要です。

防災

平成16(2004)年の台風23号で甚大な被害を受けた他、国内で近年発生している大型地震に対して、海に面している地域があるためそれに伴う津波の危険性もあり、地域防災計画の適切な運用と、防災ネットワークの整備が求められています。

コミュニティ

旧6町内における交流は進んでいても、行政区域が大きいことから、市としての一体感を感じる機会が少なく、旧6町の枠を超えての交流が課題となっています。地域のコミュニティを強化するために、市民間の交流を促進し、人々が連帯感を持ってお互いに尊びあう共同体である地域自治組織を見直し、地域まちづくり計画を策定していくことが求められています。そのためには、その基盤となる市民間のネットワークを構築することが必要です。

市民活動

合併前の各町で活動していた団体が相互に連携することにより、活動の充実と組織・基盤の強化を進めていくことが必要です。その端緒として、市民団体や活動の情報を一元化し、その情報を公開することによって、市民団体同士の交流促進や市民活動の活性化につなげていく必要があります。

また、財政難の中、行政だけに頼るのではなく、市民が主体となったまちづくりやNPOによるコミュニティの構築が進められ、行政との協働体制づくりが全国的に始まっている現在、本市においてもNPO等による市民活動は期待されています。

このような市民活動を支援するためには、NPOの育成を進め、まちづくりの基盤となるネットワークを構築することが必要です。

図表 3-2 市内で活動する NPO

分類	団体名	分野	主な活動
NPO	ふくし京丹後	保健福祉	障害者や高齢者への在宅介護事業及び居宅介護支援事業
NPO	丹後環境会議	環境衛生	環境問題に対する学習及び環境保全に関する啓発の活動等
NPO	丹後みどりの会	環境衛生	環境美化に対する調査、学習・啓発活動等
NPO	エコネット丹後	環境衛生	主に植物性廃食用油の回収活動に取り組んでいく啓発、リサイクルに関する調査、学習・啓発活動等

資料: 京都府 Web サイトより作成(<http://www.pref.kyoto.jp/npo/index.html>)

(2) 市の総合計画における将来ビジョン

総合計画の構成

新市施行からこれまで、合併後の地域づくりの指針である新市建設計画をもとに行政運営を図ってきましたが、建設計画の策定時点と比べて社会の動きや国の制度のあり方が変化してきており、その変化に的確に対応し、さらに新たなニーズを踏まえたまちづくりの実現に向けて、新市建設計画を基に新たな「京丹後市総合計画」を策定しています。

基本構想

自然と歴史を活かし、新しい時代の日本や世界に誇れるまちを築くため、「地域力」「安心力」「活性力」を向上させ、ゆるやかに成長し、10年後の将来像として「ひと、みず、みどり 歴史と文化が織りなす交流のまち」を目指します。

基本方針は、分野別に6つの柱が設定されています。

図表 3-3 6つの基本方針

分野	内容	目的
産業・雇用	[交流経済都市]:ひと(人材・来訪者)・もの(産業・地域資源)・こと(イベント・しくみ)が行きかう	地域産業の活性化・働場の創出
自然・環境	[環境輝都市]:暮らしの中でいのちが輝く	自然環境の保全と共生・生命の循環
保健・医療・福祉	[健やか安心都市]:生きる喜びを共有できる	支え合う福祉社会の構築・生涯現役社会の推進
子育て・教育	[生涯学習都市]:次代を担う若い力が活躍できる	子育て環境の充実・生きる力を育む教育の推進
共同参画・国際交流・市民種か文化	[パートナーシップ都市]:共に築き、結び合う	共同参画・国際交流・市民種か文化
安全な都市生活	[うるおい安全都市]:災害に強く、快適で暮らしやすい	快適な暮らしと安全をささえる都市基盤

資料: 京丹後市総合計画基本構想(中間案)より作成

重点プロジェクト構想

基本方針に基づき、オンリーワンの京丹後らしさへの創造へ向けて、特に重点的に取り組むプロジェクトを以下のように予定しています。

図表 3-4 重点プロジェクト構想

構想	内容
にぎわい創出プロジェクト構想	京丹後ブランドの強化と発信 企業・観光客の国際的な誘致 国際市場への販売促進などグローバルな経済交流の推進 モノづくり先駆地としての歴史を活かした産・学・官の連携を推進 年間500万人観光都市をめざして、産業資源・地域資源のネットワーク化 四季型滞在観光のための新たな観光拠点の整備 交流種かを推進するコンベンション施設の整備

構想	内容
環境先進都市推進プロジェクト構想	自然環境の保全 自然と共生する生活環境と循環型社会の構築 循環型産業の育成 新エネルギー推進プロジェクト
安心ネットワーク形成プロジェクト構想	市民相互の支え合いの心を醸成していくノーマライゼーションのまちづくり 保健・医療・福祉サービスの充実、地域活動種別への支那化等ユニバーサルデザインのまちづくり ブロードバンドネットワークの整備にあわせ、家と施設など、保健・医療・福祉を双方向でつなぐ安心と健康を結ぶ情報ネットワークの構築
学びのミュージアム推進プロジェクト構想	市全域を学びの「ミュージアム」と位置付け、学校・家庭・地域が連携した子育ての推進と生涯学習環境の整備・充実 農林漁業や丹後ちりめん、機械金属工業など長年培われた技術や人材などの学習資源の発掘、人材育成 丹後王国の歴史に学び、未来にわたる交流力をまちづくりに生かす「丹後学」の推進
パートナーシップ推進プロジェクト構想	市民自らが「自分たちの地域は自分たちで良くしよう」という意識を持ち、地域コミュニティの強化 男女共同参画社会の推進 市民やNPO・ボランティア団体等と行政の協働推進によるまちづくり体制の確立
快適・安全・交流都市形成プロジェクト構想	広域的な交流基盤の構築による京阪神等の時間距離を短縮 日本海に面した立地条件を活かした国際交流都市をめざして、世界につながる情報基盤の整備 災害に強いまちづくりの推進、快適・安全な生活基盤の形成 自然を活かした都市環境づくり

資料：京丹後市総合計画基本構想(中間案)から作成

「丹後学」とは、独自の経済文化圏を形成していた丹後王国の歴史に学びながら、この風土に培われた地域資源を見直し、活用することによって地域力を高める地域学である

(3) 地域特性から見た課題

市域拡大による行政サービスの低下防止

都市部から離れた本市は、都市部との地域格差が生じていますが、合併による行政区域の拡大に伴い、市内においても格差が存在します。そのため、移動弱者に配慮した仕組みづくりとして、交通利便性の強化が求められます。また、公共施設へのアクセスが悪い場合においても、ITネットワークを通じて行政サービスを受けられるシステムの構築も必要であり、行政の情報化が進みつつある本市においては一層のサービスの充実が重要です。また、行政サービスの充実を図ることにより、若年層の定住促進にもつながると考えられます。

市内各地域間での格差是正を考えていくためには、各地域の住民による十分な意見交換が必要なことから、電子会議室等市民がお互いにコミュニケーションを取れる環境や、行政と市民とのコミュニケーションが取れる環境の整備が必要です。

高齢化社会に対応した情報化

高齢化が顕著である本市にとって保健・医療・福祉サービスの充実は非常に重要ですが、その際には、高齢者単身あるいは高齢者夫婦のみ世帯による孤立化への対策も併せて考えていく必要があります。また、孤立化を解消するためにも、ITを活用し、家・施設等を中心に様々な双方向ネットワークによって、安心を提供するサービス等が考えられます。

NPO やボランティア団体等の市民団体による地域福祉の充実においても、市民相互に支え合い、ネットワーク連携を進め、障害者も含めてノーマライゼーションのまちづくりを推進していくことが重要です。そのためには、市民同士や市民団体間のネットワークの構築による交流の促進が必要です。

観光情報ネットワークの構築

年間500万人観光都市を目指していく中で、豊かな地域資源・自然資源と魅力ある産業資源のネットワークを整備する必要があります。また、観光拠点施設の整備と観光情報の一元化を通して、より本市にアクセスしやすいよう、情報機能を高めていく必要もあります。このような、観光情報ネットワークの構築を通して、観光客の短期滞在から長期滞在への転換を促し、観光業活性化の基盤としていく必要があります。

またこのネットワークや多様なメディアを活用し、文化遺産や地域資源・自然資源等をアピールすることによって、文化財の管理や環境保全における人材や費用の確保につなげていく体制づくりも必要です。

在宅における学校教育・生涯学習システムの構築

若年層の定住化促進の1つとして、教育環境を整備することは重要です。また、生涯学習等の拠点の施設があっても、交通事情により利用が難しい場合も想定され、多様な教育環境の整備を考えていくことは必要です。学校教育の現場で既に行っているようなITネットワークの有効活用を含め、他の学校や地域との連携・交流を促進し、また悪天候の場合や交通事情が悪い地域においては、自宅や最寄りの公民館等に学習環境を構築する等の考慮が必要です。

防災ネットワークの整備

平成16(2004)年の台風23号でも多大な被害があり、また海に面していることから、地震に伴う津波被害の対応等、早急に防災基盤を整備する必要があります。特に、自然災害は情報が大きな鍵となることから、日常から防災情報を流したり、地域ネットワークを防災時に有効に活用したりするためにも、防災情報や地域情報の集約、公開が必要であり、防災ネットワークの整備が必要です。

市民参画によるまちづくりネットワーク

近年、市民・市民団体と行政の協働によるまちづくりが各地で始まっていますが、市民が主体的に市政に関わるためにも、情報の共有・公開や情報交流の場づくりが必要です。特に、市域が広大なために旧町を越えた市民同士の交流の機会が少ないことから、オンラインを通してネットワークを構築することも有効であり、市民同士や市民団体間の交流を促進し、市として一体感を持ち、地域の活性化に繋げることも重要です。

2. 地域の情報通信環境の状況

(1) 条件不利地域に該当する本市

「e-Japan 戦略」により全国的に情報通信基盤の整備が達成されつつあることから、徐々に IT 利活用の段階へと政策の軸足が移りつつあります。しかし、未だ情報通信基盤の整備が立ち遅れ、情報格差が生じている地域（条件不利地域）が少なくないことから、これらの地域については民間や国、地方自治体の支援によりインフラ整備の促進を目指す「次世代ブロードバンド構想 2010」を総務省は取りまとめました。

この構想における整備目標として、「2010 年までにブロードバンド・ゼロ地域を解消すること」と「次世代双方向ブロードバンド（上り 30Mbps 級以上）を 90%以上の世帯で利用可能とすること。」が掲げられています。

本市は、この構想で定義づけられる条件不利地域（ディバイド地域）の条件に合致する他、実際の整備レベルにおいても条件不利地域の集団に属しており、同構想によるとインフラ整備の促進が急務であると言えます。

条件不利地域は第2章で述べたように様々な課題を抱えています。その課題に対応する有効な対策の1つに、地域密着型事業者による低コストでの整備の有効性があげられており、本市においても地域事業者による整備が期待されます。

条件不利地域(ディバイド地域)となる条件

この構想において重要視されているのがブロードバンドに関するデジタル・ディバイドの解消ですが、「ディバイド地域」となりやすい傾向の条件に本市はかなり合致しており、注意を要する状況です。

図表 3-5 ディバイド地域となりやすい傾向にある市町村の条件

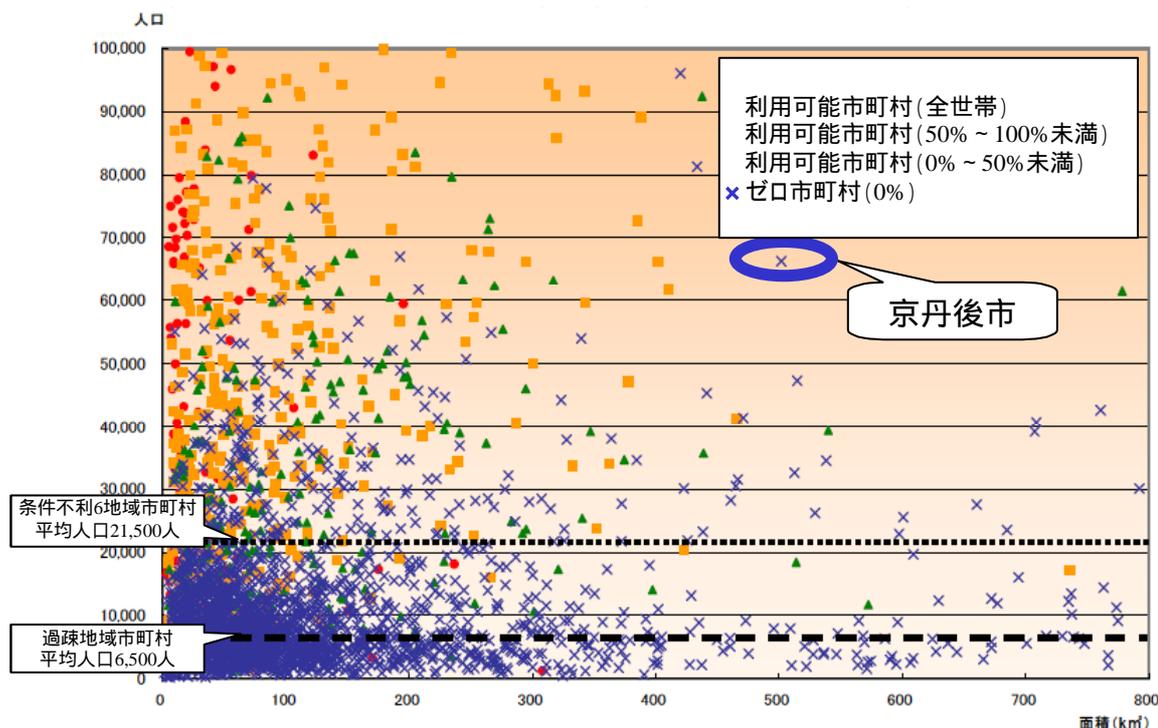
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要都市から距離があり、一定の広域エリアを構成する小規模市町村（例・半島の沿岸町村） ✓ 面積が相対的に大きく、世帯密度が低い市町村 ✓ 他地域との間のアクセスが困難又は基幹交通網等からの距離が遠い市町村（例・県境の山間部や半島の先端部等の行き止まり地域にある市町村、主要道路からの距離のある海岸沿いの市町村、本土や他の島から距離があり独立したアクセス不良の離島等） ✓ 高齢者のみの世帯比率が比較的高い市町村 |
|--|

資料：総務省Web サイト(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050715_8_04_08_03.pdf)より抜粋

人口と面積によるブロードバンドの普及実態

人口と面積によるブロードバンドの普及状況の実態を整理した次の図を見てみると、本市は面積が広いためにブロードバンドの普及が進展しにくい地域グループに属していると言えます。

図表 3-6 FTTH 世帯カバー率別市町村分布（人口 10 万以下の部分を拡大）



資料：総務省 Web サイト(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050715.8.04_08.03.pdf)より抜粋

(2) 本市における情報通信基盤の実態

地上波テレビ放送の受信状況

本市における地上波テレビ放送の受信状況として、主に地形による難視聴のために約 4 割の世帯が共同受信組合等に参加し、地域の共聴アンテナに頼っています。その中でも丹後町は 100%、久美浜町も 50%を超えています。一方、峰山町や大宮町は約 10～20%程度と、地域によって差があります。

多チャンネル時代である現代において、民放も含め一応は視聴可能ではあるものの、視聴するためには共聴組合を構成しお金を払う必要があるだけでなく、お金を払っても画質も不鮮明である地域が市内に存在することは、テレビが生活上の重要な情報の入手手段である昨今においては大きな問題であると言えます。良質な画像を受信できないこと、良好に受信できる放送局に制限があることは、入手できる情報に格差が生じていることを意味し、デジタル・ディバイド（情報格差）による影響が懸念されることから、早急な改善が必要となります。

図表 3-7 共同受信世帯概数

町	全世帯数	共同受信世帯数	共同受信割合 (%)
峰山町	4,750	500	10.53
大宮町	3,800	700	18.42
網野町	5,200	1,550	29.81
丹後町	2,500	2,500	100.00
弥栄町	1,850	850	45.95
久美浜町	3,600	1,900	52.78
市全体	21,700	8,000	36.87

資料：京丹後市資料

図表 3-8 UHF 局とチャンネル

	NHK 総合	NHK 教育	毎日	朝日	関西	読売	KBS	サン
UHF 宮津局	43	45	33	35	37	41	39	
UHF 峰山局	44	46	34	36	38	42	40	
UHF 網野浜詰局	44	46	34	36	38	42	40	
UHF 丹後局	51	49						
UHF 丹後南局	27	29						
UHF 久美浜局	43	45					41	
UHF 久美浜東局	51	49						
UHF 兵庫城崎局	50	52	54	58	60	62		56

資料:京丹後市資料

市内のブロードバンド環境の現状

ADSL サービスは、NTT 西日本（フレッツ・ADSL）とソフトバンク（Yahoo!BB）が提供していますが、弥栄町・久美浜町等にサービス未提供エリアがあり、利用できるサービスにおいて市内でも格差が生じています。

FTTH サービスの近畿地方北部への展開状況としては、NTT 西日本（B フレッツ）とケイ・オプティコム（eo ホームファイバー）が本市の近隣である福知山市、綾部市、舞鶴市、宮津市（NTT 西日本のみ）ではサービス提供中ですが、本市ではサービスが未提供で今後の提供見込も立っていない状況です。

このように、都市部との格差だけでなく、近隣地域や市内での情報格差も生じていることから、地域全体の生活向上のためには、均質な情報通信基盤の整備が求められます。

図表 3-9 市内における ADSL サービスの展開状況（平成 16（2004）年 10 月末現在）

局舎名		フレッツ・ADSL (NTT 西日本)	Yahoo!BB (ソフトバンク)
峰山町	峰山		
大宮町	丹後大宮		
網野町	網野		
	丹後木津		
丹後町	丹後町		
	中浜		×
弥栄町	京都弥栄		
	京都野間	×	×
久美浜町	久美浜		
	須田	×	×
	神野		
	京都野中	×	×

資料:京丹後市資料

図表 3-10 近畿北部での FTTH サービスの展開状況（平成 16（2004）年 10 月末現在）

局舎名	市	B フレッツ (NTT 西日本)	eo ホームファイバー (ケイ・オプティコム)
京都府	福知山市		
	綾部市		
	舞鶴市		
	宮津市		×
兵庫県	豊岡市		

資料:京丹後市資料

放送のデジタル化に対応した環境の整備

東京、大阪、名古屋の中心部でスタートした地上デジタルテレビ放送は段階的に拡大し、平成 18（2006）年末までに全国展開される予定となっています。

放送のデジタル化により送受信環境の整備が不可欠です。「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第2次中間答申では、受信環境の整備における共聴施設に対する対応として、難視聴の場合、必要に応じて地方自治体と連携しながらデジタル化に対応するための具体的な方策の提示が早急に求められています。

本市においては地上波テレビ放送やラジオの受信でさえ、地理的な要因による難視聴のため共聴アンテナに頼っている地域が存在します。その共聴アンテナの設備環境は老朽化している上に、デジタル化にも対応していかなければなりません。

平成18(2006)年までの全国展開および平成23(2011)年までのデジタル放送への全面移行の確実な実現に伴い、本市においてもデジタル放送に対応した環境を整備することが早急に求められています。

(3) 本市における情報化への取り組み

前項における本市の情報通信基盤の実態から、「次世代ブロードバンド構想2010」における条件不利地域に本市は該当すると考えます。そのため、地域情報化の推進にあたり、本市においては特に情報通信基盤の整備が必要です。

総合計画では、「地域情報化の推進」を主要施策とし、「地域情報インフラの整備」と「電子自治体の推進」の二つの施策方針を掲げています。主要な事業として、ブロードバンドネットワーク整備事業や京都府・市町村共同電子窓口サービス導入事業を推進し、地域の情報化や電子自治体化を進めていくこととしております。

ブロードバンドネットワーク整備事業

合併後、「広域情報ネットワーク整備事業」をより具体化するために「ブロードバンドネットワーク整備事業」として、自主制作番組が放送可能なCATV局の設置を進めると共に、各家庭や事業所までの光ファイバー等の高速・大容量ネットワークの整備や、平成23(2011)年のテレビ放送のデジタル化への対応や難視聴地域の解消、また各種情報サービスの実現について検討しています。

また、この地域情報化計画を策定する上で、市民の誰でも参加することができる「地域情報化計画市民会議」を開催して市の方針を市民に明らかにすると共に、市民の意見を集めながら市民と行政が協働して地域情報化を推進することとしています。

図表3-12 「ブロードバンドネットワーク事業」

	課題	解決策	最終目的
家庭に求められる情報インフラ	・デジタルテレビ放送 ・インターネット高速常時接続環境 ・携帯電話	情報通信格差の是正	情報化による地域や暮らしの変革とまちづくり ・地域の一体感の醸成 ・市民起点の開かれた行政 ・安心・安全なまちづくり ・教育・文化の充実したまちづくり ・地元産業の活性化 ・新規業種の創出・誘致
情報化で行政が目指すサービス	・電子自治体の推進 ・行政と住民の協働 ・福祉 介護 医療 防災の充実		

資料：京丹後市資料「地域情報化事業検討の経過」より作成

京都府・市町村共同電子窓口サービス導入事業

京都府及び府内市町村においては、複雑・多様化する住民ニーズに対応しつつ、厳しい行財政環境に対する行財政の一層の効率化・健全化を図るため、府・市町村間の業務連携の取り組みとして基幹業務システム、バックオフィス系システム、フロントオフィス系システム、統合型GISなどの共同導入事業を推進しています。

その中で、各種申請や公共施設予約などについて、地理的・時間的な制約のない行政手続の手段を住民に提供していくため、住民・企業向けポータルサイトである行政ポータルシステム、電子申請システム、公共施設案内予約システムから構成される共同電子窓口サービスを平成18年度後半の運用開始に向け、準備を行っています。このサービスを利用することにより、住民はインターネットを通じて、24時間いつでも家庭などから各種申請や届出などの行政手続や、体育施設をはじめとする公共施設の予約などのサービスを、京都府内の自治体共通でワンストップで利用することができます。また、手続きそのものや様式等の標準化によって、利用しやすさが増すとともに、手続状況をシステムで確認できることで、事務の透明性の向上が期待されます。

3. 情報化の現状

本市の情報化は、市役所内の業務環境としては充実していますが、それら充実した環境を最大限に活用し、市民生活の利便性の向上に向けたさまざまなサービスの企画・展開を進めていくことが求められます。具体的には、行政情報の提供や電子行政サービスの窓口となっている Web サイトと、電子行政サービスの内容の充実が必要です。

(1) Web サイトの整備状況

地方自治体における Web サイトの整備状況

平成 17(2005)年 4 月 1 日現在での自治体 Web サイトの開設状況は、都道府県においては全 47 団体が開設しており、市町村においては 2,418 団体中 2,407 団体(99.5%)となっています。

従来、地方自治体のインターネット利用は Web サイトによる郷土紹介や観光・物産・イベント案内等、地域外への情報発信が主でしたが、近年、地域内への電子広報や電子便利帳的な利用も増えており、行政からのお知らせや行政手続案内等の一般広報の他、福祉・医療、学校教育・社会教育、防災等各種行政情報の提供も増えています。

また、「申請・届出等の様式のダウンロードサービスを行っている」は全都道府県で、市町村でも 1,637 団体と約 7 割(68.0%)に達しています。

既に、自治体が情報提供・発信のためにインターネットを利用し Web サイトを開設すること自体に先進性・新奇性はなく、最近では提供している情報の内容や鮮度、見せ方等の工夫が求められています。

特に近年、外国人への対応(外国語バージョン)や障害者・高齢者への配慮(音声読み上げソフトや文字の拡大他)等幅広い人々にも見やすいように、バリアフリーであるということが重視され始めてきています。

また、一方的な情報提供だけではなく、双方向での情報交換・手続等をインターネットで行う取り組みも増えており、このような双方向サービスの充実度が問われています。その中で、電子メールによる意見・要望の受け付けは、平成 16(2004)年には全都道府県で行われています。質問のやり取りの履歴が明示される電子掲示板等、情報の公開は今後進展すると考えられます。

本市における Web サイトの整備状況

全国的に一般化している申請書ダウンロードサービスや、広報紙のインターネット上での公開、財政状況の開示をはじめ、総合計画を中心とした各種行政計画や統計データについても閲覧できるよう整備しています。オンラインサービスにおいては、一般的な例規集・図書館の蔵書・公共施設の空き状況等の検索や市議会のライブ中継・録画の配信、図書や施設の予約等ができます。

また、景勝地が多い地域である特徴を生かして、ライブカメラでの映像を公開する等、画像情報を活用したコンテンツを配置しています。

アクセシビリティの向上と共に、市民との協働のためのサイトのあり方や災害時の情報提供など多方面での活用について、たえず見直していくことが求められます。

図表 3-13 Web サイトの開設状況・掲載内容（平成 17（2005）年 4 月 1 日現在）

上段: 団体数 下段: 構成比(%)		平成 17(2005)年		平成 16(2004)年	
		都道府県(47)	市町村(2,418)	都道府県(47)	市町村(3,213)
開設状況	Web サイト開設済み	47 (100.0)	2,407 (99.5)	47 (100.0)	3,086 (98.8)
	Web サイト未開設	0 (0.0)	11 (0.5)	0 (0.0)	37 (1.2)
掲載内容	電子メールにより意見・要望を受け付けている	47 (100.0)	2,297 (95.4)	47 (100.0)	2,862 (92.7)
	電子掲示板等による住民との意見交換を行っている	20 (42.6)	638 (26.5)	19 (40.4)	892 (28.9)
	ホームページを利用したパブリックコメントを行っている	46 (97.9)	545 (22.6)	45 (95.7)	485 (15.7)
	申請・届出等の様式のダウンロードサービスを行っている	47 (100.0)	1,637 (68.0)	47 (100.0)	1,742 (56.4)
	情報検索システム(クリアリングシステム)を整備している	44 (93.6)	868 (36.1)	43 (91.5)	818 (26.5)
	外国語による情報提供を行っている(外国語ページの開設)	47 (100.0)	552 (22.9)	47 (100.0)	562 (18.2)
	ウェブのバリアフリーに配慮している	44 (93.6)	693 (28.8)	39 (83.0)	562 (18.2)

資料: 「地方自治情報管理概要」及び「地方自治コンピュータ総覧」平成 16 年度版、「地方自治情報管理概要」平成 17 年度版より作成

(2) 電子行政サービスの整備状況

本市の整備状況を見ると、既に多くのメニューが整備されており、類似団体と比較しても導入が進んでいます。しかし、既に庁内における情報化の環境が整っていることから考えると、電子行政サービスの益々の充実が可能であり、また今後情報化が推進される時代にあって、積極的に取り組んでいく必要があります。

図表 3-14 電子行政サービスの導入状況（平成 17（2005）年 4 月 1 日現在）

		京丹後市	類似団体 -2 (構成比%)	都道府県 (構成比%)	市町村 (構成比%)
申請・届出等手続きをオンライン化するための汎用受付システムの導入スケジュール	導入済み		0(0.0)	37(78.7)	493(20.4)
	整備中	H17 年度導入予定	3(25.0)	5(10.6)	217(9.0)
		H18 年度導入予定	2(16.7)	3(6.4)	251(10.4)
		H19 年度以降導入予定	1(8.3)	2(4.3)	200(8.3)
	未定		6(50.0)	0(0.0)	1,257(52.0)
公共事業に係る電子入札の実施スケジュール	開始済み		0(0.0)	21(44.7)	56(2.3)
	整備中	H17 年度開始予定	0(0.0)	15(31.9)	80(3.3)
		H18 年度開始予定	3(25.0)	3(6.4)	136(5.6)
		H19 年度以降開始予定	4(33.3)	6(12.8)	206(8.5)
	未定		5(41.7)	2(4.3)	194(80.2)
物品調達(非公共事業)に係る電子入札の実施スケジュール	開始済み		0(0.0)	10(21.3)	11(0.5)
	整備中	H17 年度開始予定	0(0.0)	14(29.8)	25(1.0)
		H18 年度開始予定	2(16.7)	14(29.8)	76(3.1)
		H19 年度以降開始予定	2(16.7)	9(19.1)	163(6.7)
	未定		8(66.7)	0(0.0)	2143(88.6)
手数料・地方税の電子納付の実施スケジュール	開始済み		0(0.0)	5(10.6)	3(0.1)
	整備中	H17 年度開始予定	0(0.0)	7(14.9)	10(0.4)
		H18 年度開始予定	1(8.3)	4(8.5)	27(1.1)
		H19 年度以降開始予定	1(8.3)	17(36.2)	99(4.1)
	未定		10(83.3)	14(29.8)	2279(94.3)
公共施設予約のオンライン化の実施スケジュール	開始済み		4(33.3)	29(61.7)	609(25.2)
	整備中	H17 年度開始予定	0(0.0)	2(4.3)	87(3.6)
		H18 年度開始予定	0(0.0)	2(4.3)	124(5.1)
		H19 年度以降開始予定	2(16.7)	0(0.0)	127(5.3)

		京丹後市	類似団体 -2 (構成比%)	都道府県 (構成比%)	市町村 (構成比%)	
ネットワークを活用 した図書館蔵書検 索の実施スケジ ュール	未定		6(50.0)	14(29.8)	1471(60.8)	
	開始済み		11(91.7)	47(100.0)	1068(44.2)	
	整備 中	H17年度開始予定		0(0.0)	0(0.0)	66(2.7)
		H18年度開始予定		0(0.0)	0(0.0)	57(2.4)
		H19年度以降開始予定		1(8.3)	0(0.0)	53(2.2)
未定		0(0.0)	0(0.0)	1174(48.6)		

資料:「地方自治コンピュータ総覧」平成17年度版より作成。ただし、類似団体においては平成16年度のデータを用いている。

注:類似団体は、京丹後市と同じ類型(-2)であり、市で、人口規模がほぼ同等の6万人代である12団体を選定(山形県天童市、福島県須賀川市、茨城県下館市、栃木県真岡市、群馬県藤岡市、長野県伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、静岡県袋井市、愛知県碧南市、滋賀県近江八幡市)

4. 情報化のニーズ

地域情報化を推進するにあたって、地域及び行政内部のニーズを抽出するため、「テレビやインターネット等のサービスに関する市民アンケート調査」及び「地域情報化に関する各課アンケート調査」を行いました。

図表 3-15 「テレビやインターネット等のサービスに関する市民アンケート調査」の概要

対 象	15歳以上の市民 2,000人 性別・年齢層・居住地について、本市の現在の人口構成比を反映し、住民基本台帳から無作為に抽出
期 間	平成 17(2005)年 5月 11日～5月 24日
方 法	郵送による配布及び回収(返信用封筒同封)
回 収	933件(回収率 46.7%)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネットの利用状況と利用時の問題点 ■ 必要とする行政情報等の種類 ■ 生活情報の入手手段(現在・将来) ■ 情報化に対応した必要とする行政サービス等 ■ CATV 各サービス(放送、インターネット、IP 電話等)の利用意向 ■ CATV 加入に関する課題 ■ 市の情報化推進に関する要望・意見等

図表 3-16 「地域情報化に関する各課アンケート調査」の概要

対 象	市役所各課
期 間	平成 17(2005)年 5月 31日～6月 10日
方 法	電子メールによる配布及び回収
回 収	40件
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部署における今後の重点施策あるいは新たな施策 ■ 重点施策の実現を促進するような、IT を活用するアイデア ■ 部署において、事務処理や市民サービスなどに関し現在抱えている課題 ■ 施策展開・まちづくりでIT活用を進めていくに当たっての意見等

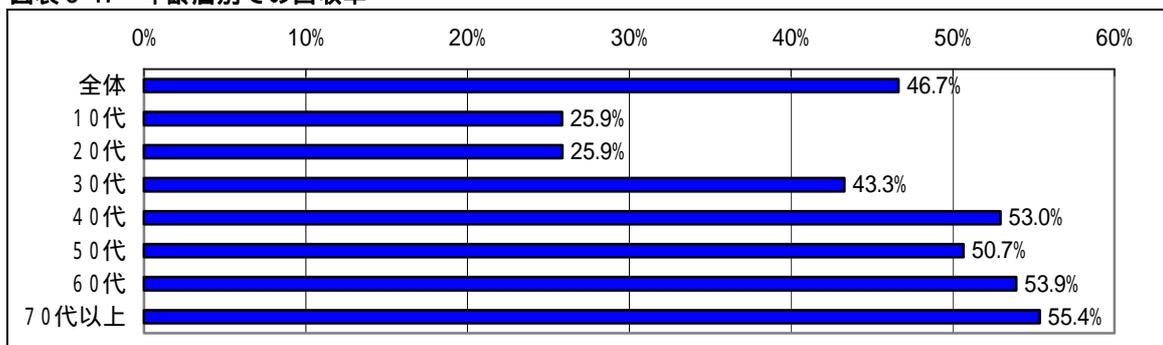
(1) 地域のニーズ

回答者の属性

年齢層別に見ると、若年層における回収率が低い一方、中高年層の回収率は高く、各項目において、全体的に中高年層の意向を反映した調査結果となりました。

また、居住地別に見ると、各町ともほぼ半数程度の回収率が得られ、「峰山町」で 50.6%と最も高く、次いで「久美浜町」(47.5%)と続きましたが、「大宮町」は約 4 割と比較的低い結果となりました。

図表 3-17 年齢層別での回収率



図表 3-18 居住地別における回収率



情報通信基盤の整備の重要性

京丹後市が情報化を進めることに対して、特に難視聴や情報過疎が課題となっている地域や合併後に市内における格差を感じている地域では、情報通信インフラの整備や電子行政サービスの進展に期待している声が大きくなっています。特に、ADSL サービスが未提供な地域では、ブロードバンド環境の早急な整備への要望がありました。

[A. テレビの受信状況]

本市は主に地形による難視聴のため、約4割の世帯が「地域等の共聴アンテナ」を利用し、「家に設置したアンテナ」でテレビを受信している世帯は6割程度に留まっています。

丹後町や久美浜町では「地域等の共聴アンテナ」が多い一方、峰山町や大宮町では「家に設置したアンテナ」でのテレビ受信が多く、市内においても格差が存在します。

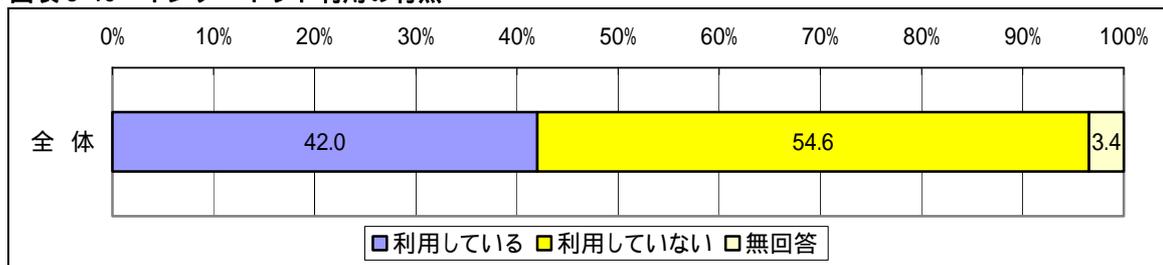
テレビの難視聴地域では、地域の共聴施設の維持費を負担して受信していることに不満を訴える声もあり、そのためにブロードバンド網の整備への期待も大きくなっています。

[B. インターネットの利用状況]

現在のインターネット利用率は半数以下に留まっていますが、40代以下の比較的若い年代においては、7-8割がインターネットを利用し、パソコンだけでなく携帯電話やPHSも使用する等、様々な場面において活用をしていることが分かりました。

しかし、中高年層においては、半数以上がインターネットを利用しておらず、高齢になる程その傾向は強くなっています。高齢者層は将来的にも利用をする意思がない割合が多い結果となりました。

図表 3-19 インターネット利用の有無



[C. インターネットの利用時の問題点]

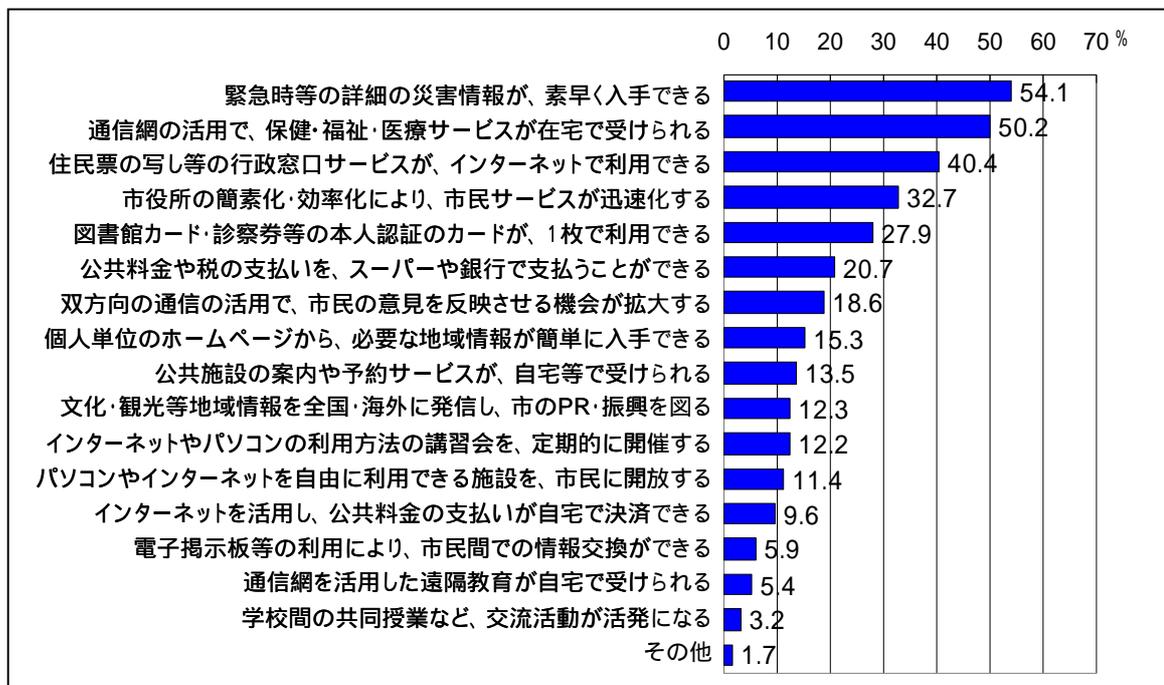
現在インターネットを利用している人の利用時の問題点としては、利用している実感に伴うものが多く、通信費の高さや通信速度の遅さ、セキュリティ面等があげられています。

一方で、現在インターネットを利用していない人は、利用する際の問題点として、費用面と操作の困難さをあげています。特に将来においてもインターネットを利用しないと回答している高齢者においては、操作の困難さが大きな課題となっています。

以上から、高齢者層や情報通信機器に不慣れな市民への配慮として、パソコン講習やパソコンのセットアップ、自宅のネットワーク環境の整備等のきめ細やかなサポートや、情報リテラシーの教育が必要と言えます。

情報化に対応した行政サービスへのニーズ

図表 3-20 情報化に対応した必要とする行政サービス等（4つまで選択）



[A. 災害と保健・福祉・医療サービスに対するニーズ]

電子行政サービスに関しては、周辺部と中心地との間で格差が生じることなく、自宅あるいは自宅周辺において行政窓口サービスが受けられ、様々な用事を済ませることができるといふ点に期待しています。

特に市民ニーズが強いのは、「緊急時等の詳細の災害情報が、素早く入手できる」と「通信網の活用で、保健・福祉・医療サービスが自宅で受けられる」に対してであり、災害時や保健・福祉・医療に関連した行政サービスの情報化が求められています。

[B. 行政事務の効率化に対するニーズ]

「住民票の写し等の行政窓口サービスが、インターネットで利用できる」や「市役所の簡素化・効率化により、市民サービスが迅速化する」に対するニーズも強く、市民の利便性向上と行政事務の効率化に対する市民の厳しい視線があるようです。行政は、整備されている充実した IT 環境を高度に活用することが求められます。

[C. 教育関連のサービスに対するニーズ]

「教育」に関する情報化にはあまり関心が寄せられませんでした。サービスの対象者が限定されることが理由としてあげられます。しかし、「生涯学習・学校教育・スポーツ等催し物・芸術文化情報」を必要としている人は、インターネットの利用者が多く、生活情報も Web サイトから情報収集しているケースが多かったことから、Web サイト等インターネットを利用した情報提供をすることが必要です。

[D. Web サイトを利用した行政サービスに対するニーズ]

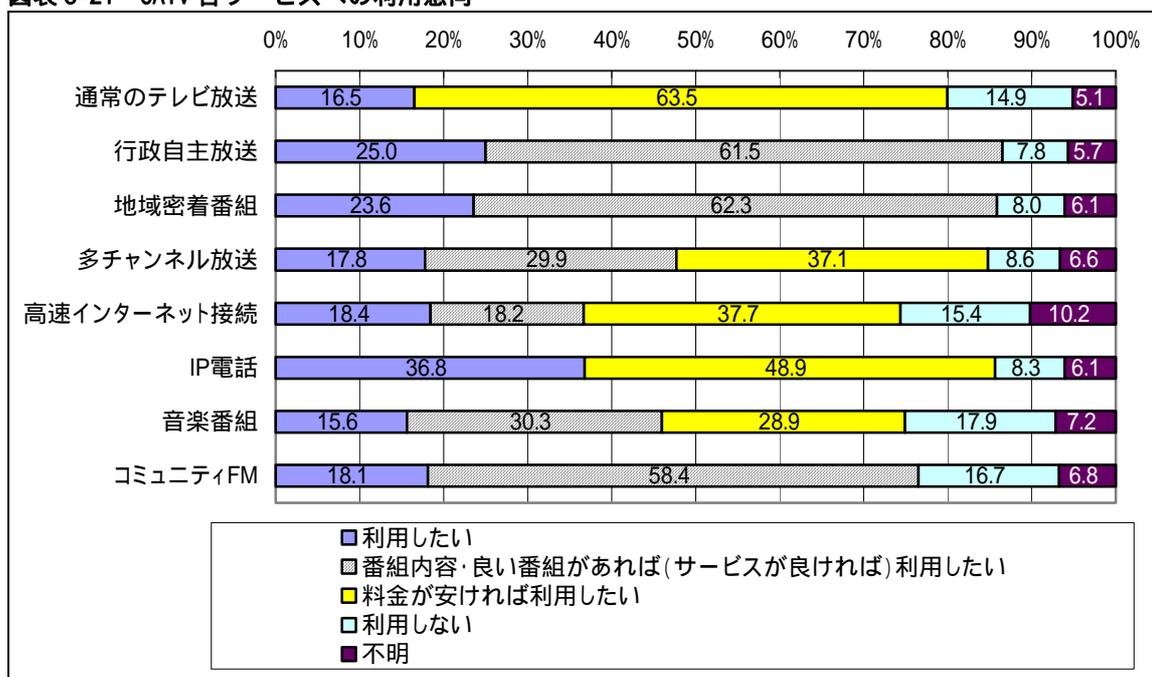
「公共施設利用に関する情報」を必要としている人もインターネットの利用者が多く、既に本市に導入されている「公共施設予約システム」が少なからず活用されていることがうかがえます。

現在の生活情報の入手手段はテレビと新聞・雑誌の記事がほとんどですが、将来的には減少傾向にあります。一方で、Web サイトからの情報収集は現在はあまり進んでいませんが、今後は若い世代を中心に主たる情報入手手段となる可能性があるため、Web サイトの内容の充実は重要であり、前項で述べた教育関連や公共施設の情報だけでなく、様々な生活様式に合わせた情報提供を行っていく必要があります。

CATV への利用意向の結果

CATV の各サービスへの利用意向は、質や料金に関係なく、利用したいとするサービスは、「IP 電話」「行政自主放送」「地域密着番組」でした。その他のサービスに関しては、サービスの質が良ければ利用したいという回答が多くありました。また、低料金であれば、全てのサービスにおいて利用意向が強い結果となりました。

図表 3-21 CATV 各サービスへの利用意向



設問によって凡例の回答項目がないものがある。

[A. IP 電話サービスへの利用意向]

加入者間は通話料が無料であるとの条件に惹かれ、必要と判断したケースが多くあると考えられます。一方で固定電話をあまり日常的に使用せず携帯電話を多用している世代からはそれほど強い要望はありませんでした。

[B. 行政自主放送サービスへの利用意向]

特に「防災・災害・道路交通情報」を必要とする回答者の利用意向が強く、「行政自主放送」の番組としては、防災関連の情報を市民に分かりやすく提供する必要があります。また、「地域密着番組」の利用意向は居住地による差はあまり無く、どの地域においても番組の提供が求められています。

[C. コミュニティFM サービスへの利用意向]

地域によって利用意向に差はありませんでしたが、「地域の自然・伝統に関する情報」または「ボランティア・人材バンク情報」を必要としている人の利用意向が強く、番組を作る際には、地域の自然・伝統やボランティアに関する内容を充実させる必要があります。

「防災・災害・道路交通情報」を必要とする人のコミュニティFMに対する利用意向は強くありませんが、災害時のラジオの威力は阪神・淡路大震災でも証明済みである

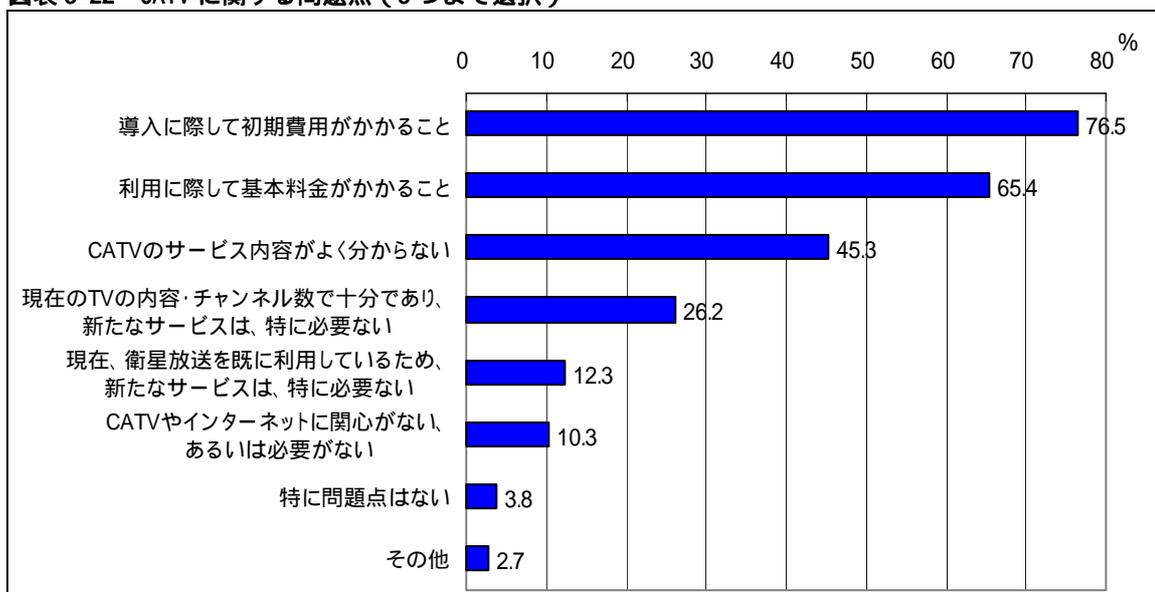
ことから、コミュニティ FM は有効な情報手段の一つであるといえます。

[D. CATV 加入に関する問題点]

ブロードバンド網による基盤整備は、情報通信基盤の整備の重要性を認識している市民にとって、現在問題となっているテレビ受信状況の改善や高速・超高速インターネット環境の整備という観点から、賛成の声が寄せられています。一方で、CATV は整備費等の初期費用が多く、財政難の中、多額の税金を投入してまで進める事業ではないといった反対の意見もあることから、費用対効果も含め十分な検討が必要です。また、整備手法として民間の設備を利用した方が良いという声もありました。

低料金であれば、全てのサービスにおいて利用意向が高い結果となりましたが、それを象徴するように、CATV 加入は費用面が最大の課題となっているため、CATV 導入に際しては初期費用やサービス料金を抑えることが重要です。また、CATV の内容が分からないということが問題としてあがっているため、各サービスの内容やメリットについてもよく周知をする必要があります。

図表 3-22 CATV に関する問題点 (3 つまで選択)



(2) 行政内部のニーズ

行政事務に関するニーズ

全般的に、各課において行政事務に関する情報化へのニーズは、高い結果となりました。情報化に対する必要性が現段階では無いとの回答もありました。

情報化を活用した施策の推進のアイデアには、災害情報や入札・契約情報等の情報管理・発信システム、不法投棄や水難事故防止に対する監視システム等、各種システムの導入、市民活動や健康情報等の情報のデータベース化、情報の集約によるネットワーク化、また国際交流を目的とした外国語での観光情報等の Web サイト構築や、窓口サービスの一元化があげられています。

環境整備に関するニーズ

病院や消防署、出先施設の一部において、IP 内線電話の設置、職員ポータルによる情報提供が未整備の箇所があり、全職員への情報共有や IT による一層の業務改革に向けて早急な整備が必要との回答がありました。

一方、合併による行政区域の拡大や、それに伴って市職員の不案内な地域が増えてきたことから、住宅地図をベースにした道案内をはじめ各種事務で利用できる GIS システムの導入を要望するものや、庁舎間でのテレビ電話・テレビ会議の活用、さらには画像や動画、音声などマルチメディアに対する編集環境の整備があげられています。

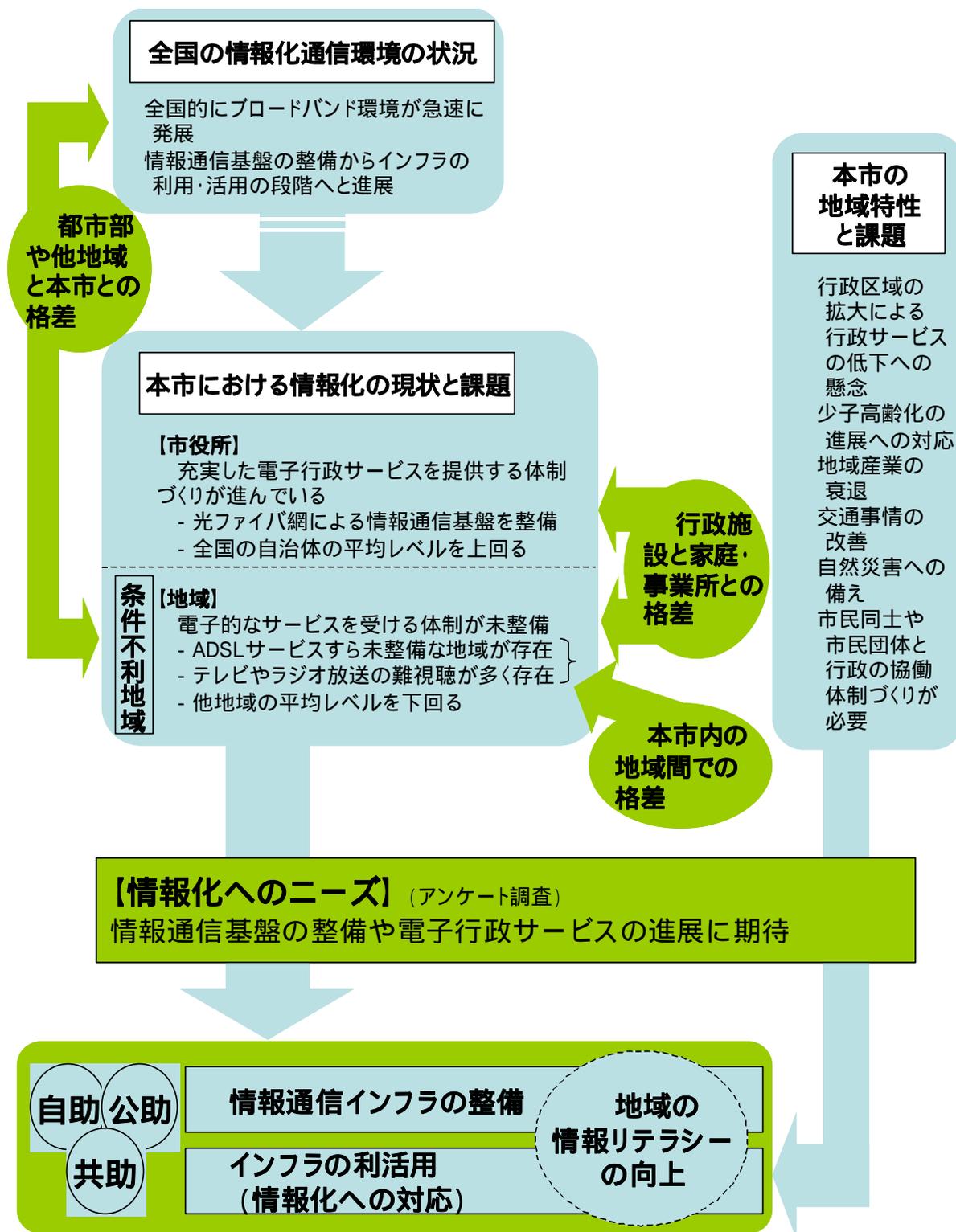
市民生活の利便性に関するニーズ

行政事務の効率化を目指したものでなく、市民に対しても情報提供が迅速かつ正確に行えるよう配慮されたシステムや、市民同士の交流促進を考えたシステムの導入の検討もニーズとしてあげられています。

5. 本市の情報化の方向性

(1) 情報化と課題解決の方向性

図表 3-23 情報化と課題解決の方向性



(2) 市の取り組むべき範囲の明確化

「自助、共助、公助」による協働のまちづくり

これからのまちづくりには、行政、市民、企業がそれぞれの機能に応じた役割分担をして、協働で問題解決を図ることが必要です。

近年、「自助（自分の責任で、自分自身が行うこと）、共助（自分だけでは解決が困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと）、公助（個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと）」による協働のまちづくりが各地で推進されています。これは、これまでのように行政に全て依存するのではなく、自分でできることや、地域で助け合い・解決できることは自立して取り組んでいこうというものです。

このような取り組みを進めていくためには、行政、市民、事業者、各種団体のそれぞれが、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目的達成のために、共に取り組む関係を築いていく必要があります。

地域情報化の推進における「自助、共助、公助」

本市における情報化の推進には、「情報通信インフラの整備」「インフラの利活用(情報化への対応)」「情報リテラシーの向上」の3つが必要です。

このそれぞれにおいて、「自助、共助、公助」による協働でのまちづくりが求められます。

図表 3-24 地域情報化の推進における「自助、共助、公助」

	自助(住民の役割)	共助(地域の役割)	公助(行政の役割)
情報通信インフラの整備	インフラ整備後の運営・管理は自助努力により行うべきであることから、市民あるいは事業者が運営主体となる。	/	民間でのインフラ整備が期待できず、また地域負担では現実的に不可能であることから、行政が主となりインフラを整備。
インフラの利活用(情報化への対応)	<ul style="list-style-type: none"> サービス需要者：利用料金を払って充実したインフラを十分に利活用することにより、生活上の様々な便益を享受。 サービス供給者：市民生活の利便性向上と地域の活性化を目指し、事業者となって事業会社の運営およびより良いまちづくりへのサービスを展開。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス需要者：インフラを利活用することによって、地域団体やNPO等市民団体のネットワークを強化。 サービス供給者：コミュニティビジネスのツールとして活用を想定(既存産業への高度化支援や新たな地域産業の育成、またそれを担う人材育成等への取り組み等) 	サービス展開の初期段階においては、住民や地域のニーズが反映できるよう、住民や地域の意見を集約するが、軌道に乗った段階で自助によりニーズ集約および反映をしていく。
情報リテラシーの向上	情報化に対応できるよう、自身で学ぶ姿勢が重要。	地域全体の情報リテラシーの向上に向け、地域が丸となり、地域団体やNPO等市民団体を主として、情報化におけるサポートサービス体制を整備。	自助や共助による取り組みが主となるため、公助としては、情報リテラシー向上のための講習会や研修を開催するための場所を提供。

第4章 基本構想

1. 情報化推進ビジョン

(1) 基本コンセプト

本市は、情報通信基盤の整備に関し、都市部や他地域と本市との格差、本市内の地域間での格差、行政施設と家庭・事業所との格差、という3つの格差が存在しています。そして、住民アンケートや庁内アンケートから、これらの格差を早期に是正していくために、情報通信基盤の整備が求められています。

また、情報は日常生活やビジネス等における重要な武器であり、情報を効果的に活用できるか否かで市民・事業者・地域が享受できるメリットに大きな差が生じることから、例えばITの効果的な活用による若年層の起業や他地域からの新規事業参入等産業振興など、今後の本市の活性化に大きく影響すると言えます。よって産業振興等地域活性化に向けた情報の積極的な利活用のためにも必要十分なレベルの情報通信基盤が必要となっています。

以上から、本市にとっての情報通信基盤は、今後の市民生活が都市部との格差なく必要十分な利便性を享受するために不可欠の新たな生活基盤の一つであると同時に、情報を武器とした地域活性化のための基盤であると考えます。

本市のルーツは独自の経済文化圏を形成していた古代丹後王国であり、この王国に学び地域力を高めていくことを本市は目指しています。よって、これからの重要な生活基盤・地域活性化の基盤として大容量の光ファイバ網を整備し、未永く・幅広く利活用が進むことにより地域の活性化が進んでいくことを目指して、「京丹後ひかり王国」を本計画の基本コンセプトとします。

京丹後ひかり王国

-ブロードバンド網の整備・活用による地域の活性化と豊かな市民生活の実現-

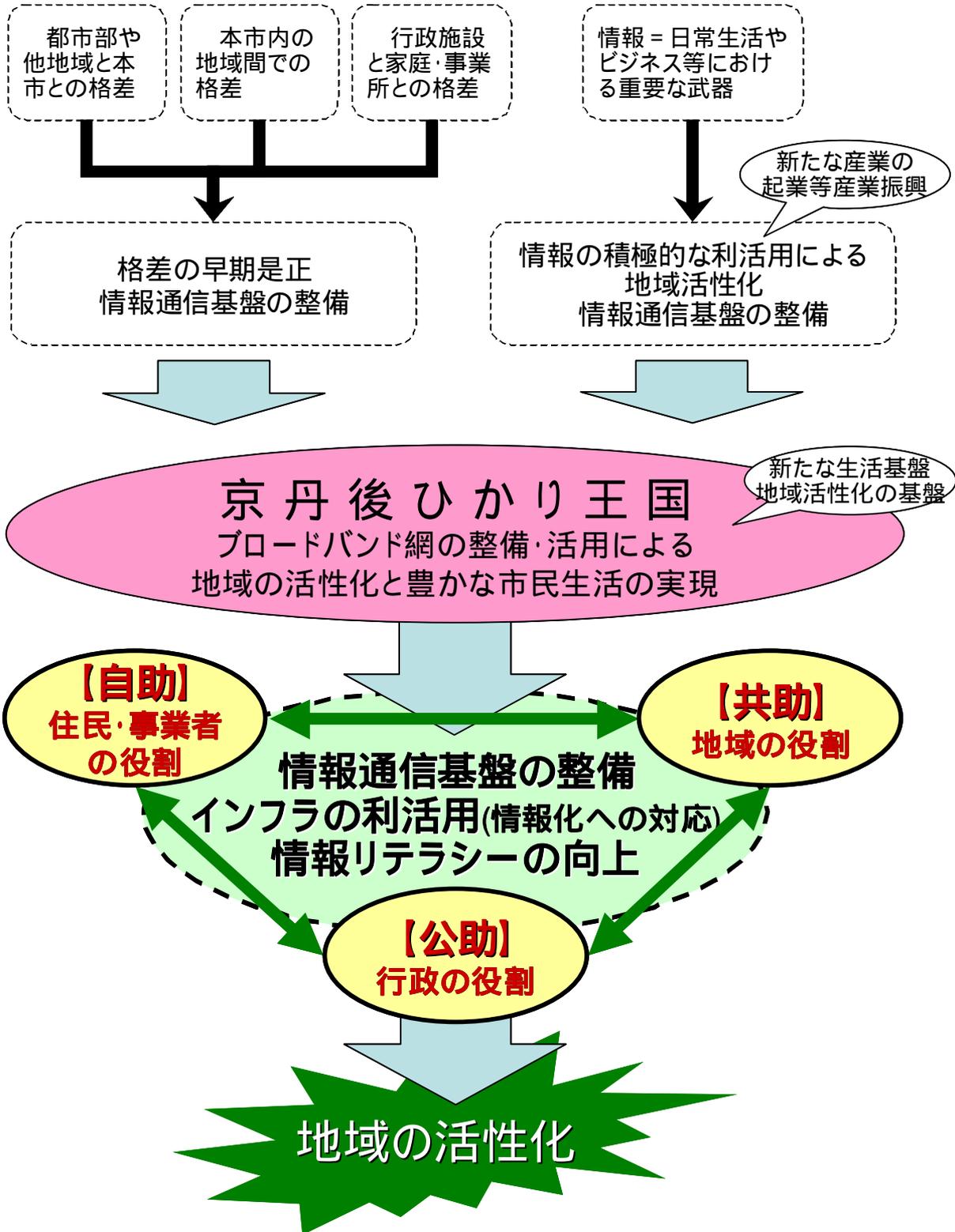
(2) コンセプトの実現方策「自助・共助・公助」

本市のまちづくりにおいては、住民相互や事業者間、各種団体間、海外等地域内外との多面的な交流により、地域内及び地域間の連携や協働を進めていくことが求められていることから、情報化を推進していく場合も、住民や事業者主導の取り組みや、住民・事業者・各種団体等と行政との協働・役割分担も必要となります。

また、行政運営の合理化と住民にとって開かれた行政の実現を目指し、行政事務の高度化および効率化、そして透明化を図っていくことが期待されています。

以上から、上記コンセプトを実現していくにあたっては、「自助・共助・公助」の明確化による協働での情報化を総合的かつ計画的に推進し、地域が持つ活力の一層の向上を図っていくことが必要です。そのために、市民・事業者・各種団体・行政といった各主体が相互に役割分担しながら、連携・協働により地域活性化を目指した情報化を推進

していくこととします。



2. 目指すべき情報化の将来像

(1) 情報化によるまちづくり

近年、各地で市民・市民団体と行政の協働によるまちづくりが始まっています。本市においても、市民がより主体的に市政に関わるためにも、市民同士あるいは市民と行政との情報の共有の場や交流する場が必要です。また行政情報の公開もより進めていくことが求められています。

特に本市は、合併による市域拡大により、旧町の枠組みを越えた市民同士の交流を行うよう意識していますが、現状としてはその機会が十分とはいえない状況です。市としての一体感を実感するためにも、市民・市民団体の情報共有の場として、また行政と市民・市民団体が協働でより良いまちづくりを行っていくためにも、情報通信を有効に活用し、市民参画によるまちづくりのネットワークを構築していきます。

また、情報化を推進する過程においても「自助、共助、公助」による協働のまちづくりを推進していくことが必要です。市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割を明確にした上で分担・連携して情報化に取り組み、地域活性化に繋げていく努力が各々に求められています。

情報通信インフラの整備

全国的にブロードバンド環境が整備され IT の利活用の段階が進展している中で、本市はブロードバンドが普及しにくい条件不利地域に該当します。条件不利地域に対しては、民間や国、地方自治体の支援の下、情報通信インフラ整備の促進を目指す「次世代ブロードバンド構想 2010」が作成されたこともあり、行政が主となりインフラ整備を進める必要があります。

また、老若男女が普通に活用し生活必需品の一つになりつつある携帯電話ですが、市内の一部が不感地帯となっていることから、事業者による基地局整備に際し既存の地域イントラ網や今回整備されるブロードバンド網を積極的に貸し出す等行政が適宜支援していく必要があります。

さらに、生活上の情報の入手手段として重要なテレビやラジオの受信において難視聴地域を多数抱える本市には、共聴施設の老朽化およびデジタル化対応という課題も生じています。「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」第2次中間答申ではデジタル化に向けて様々な対応を求めていることから、行政による環境整備等適切な取り組みを進める必要があります。

インフラ整備については莫大な費用を要することから市民個人や地域で整備する力はないことから、市が主となりブロードバンド環境及びデジタル放送受信環境の整備を行います。但し、整備後の運営・管理に関しては、市民が市民自身でより良いまちづくりに向けて自助努力により行うことが求められることから、整備後は、市民あるいは事業者が運営主体となり、インフラを運用していくこととします。このように、市民や市民団体がまちづくりに主体的に参加できる環境の基盤を整え、地域の活性化を進めていきます。

インフラの利活用(情報化への対応)

情報通信インフラが整備されることにより、市民はサービス需要者であると共に供給者となります。

サービス需要者としては、インフラを利活用することによって、市民生活の利便性が向上し、生活の幅が広がります。

一方で、サービス供給者として事業会社の運営に関わり、より良いまちづくりへのサービス展開に取り組んでいくことが求められています。市民生活の利便性の向上を目指し、また地域を活性化していくため、ITをうまく活用しながらサービスを展開していくことが必要です。

地域においても、サービス需要者としての立場と供給者としての立場があります。

サービス需要者としては、地域団体やボランティアやNPO等市民団体等のネットワークの強化のために、インフラを利活用することが考えられます。市民同士や市民団体間の交流促進のためのネットワークづくりは、市民がより良いまちづくりに向けて主体的に取り組んでいく基盤として、多くの市民等に参画・活用されることが期待されます。

一方、サービス供給者としては、市民や市民団体がまちづくり情報の提供やまちづくり・地域サービス等の企画・実施をしていくこと等、地域課題を地域で解決していくコミュニティ・ビジネスのツールとして活用することが考えられます。特にビジネス環境の整備には民間の知恵や能力を最大限に活かしていくことが求められており、既存産業への高度化支援や新たな地域産業の育成、またそれを担う人材育成等への取り組みが期待されます。

行政の役割としては、サービスを展開する初期段階においては、住民や地域のニーズが反映できるよう、住民や地域の意見の集約を行います。運営が軌道に乗った段階では、市民や事業会社が自らニーズを集約・反映していけるよう支援に努めます。

情報リテラシーの向上

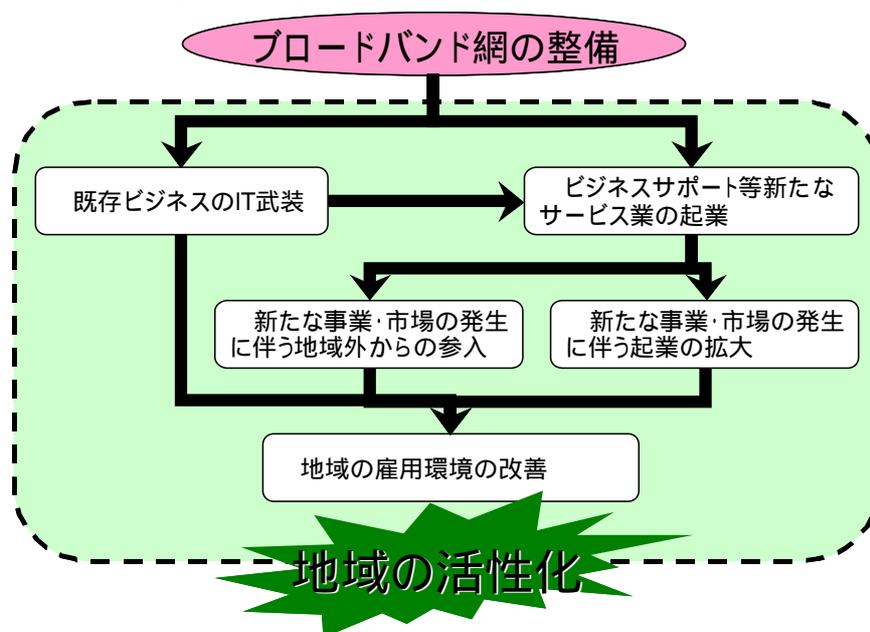
情報通信環境の整備に伴い、住民一人ひとりが、情報化に対応できるよう自身で学ぶ姿勢が重要であり、情報リテラシーの向上に主体的に取り組むことが求められています。しかし情報弱者に対する配慮は必要です。情報化によって市民生活の利便性は向上しますが、情報技術や機器を利活用できなければその恩恵に浴することはできず、新たに情報格差による経済・社会的格差が生じることとなります。特に、高齢化が進む本市では、特にきめ細かいサポートが必要です。

このような情報格差を拡大させず、情報化の恩恵を受けた快適な市民生活を誰もが享受できるように、地域が一丸となって地域全体の情報リテラシー向上に努める、地域ごとの情報化サポート体制が必要です。

そこで、地域団体やNPO等市民団体が主となり、情報化におけるサポートサービスを推進します。パソコン講習をはじめ、情報機器の接続のサポート等地域の情報関連業者を含めたサポート体制を整えます。また、行政が情報リテラシー向上のための講習会や研修を開催するための場所を提供することによって、誰もが情報化の恩恵を受け、快適な市民生活を目指していくことが求められています。

(2) 情報化による産業振興

情報はビジネス等における重要な武器であること、情報格差は単に高速インターネットが使えなくてストレスを感じるというだけでなく実質的な経済的損失をもたらすことから、整備された情報通信インフラ（ブロードバンド網）が十二分に活用されることによって、産業面で地域に多大な効果・メリットをもたらす、地域が活性化・浮揚していくことを目指します。



既存ビジネスのIT武装

これまで本市においてビジネス活動を展開してきた事業者にとって、ブロードバンド網の不備は大きなハンディとなっていたことから、ブロードバンド網の整備に伴い、これを積極的に活用することで、新たな販路の拡大やデータのやり取り等物理的距離を超越したビジネス展開等、IT武装によるビジネス強化を目指します。

ビジネスサポート等新たなサービス業の起業

上記に挙げたブロードバンド網の整備に伴ってIT武装を進める事業者を対象に、IT武装を円滑かつ的確にサポートする新たなサービス業が必要となります。

このようにサービス業を中心に既存ビジネス強化から派生した新たなビジネスが続々と生まれていくことを目指します。

新たな事業・市場の発生に伴う地域外からの参入

上記に挙げたように新事業が発生すると、提供者と利用者による市場が生まれ、需給のバランスによっては提供者にとって魅力的な市場となり、地域外から事業者が参入・立地することにつながります。

新たな事業・市場の発生に伴う起業の拡大

上記に挙げたように新事業が発生すると、上記のように地域外から事業者が参入・立地する他に、新たに起業するパターンもあります。

特にIT絡みを中心としたソフト産業における起業は、初期投資も非常に少なくて済

むことから、資金等が十分でない若者に好都合と言え、ブロードバンド網を契機とした多くの起業が為されることを期待します。

地域の雇用環境の改善

上記のような、地域外からの事業者が参入・立地や地域内での起業が進むことにより、新たな雇用の場が発生することにつながります。

若年層を中心に、働く場がないために本市から出て行くという状況を少しでも改善していくことにつながります。

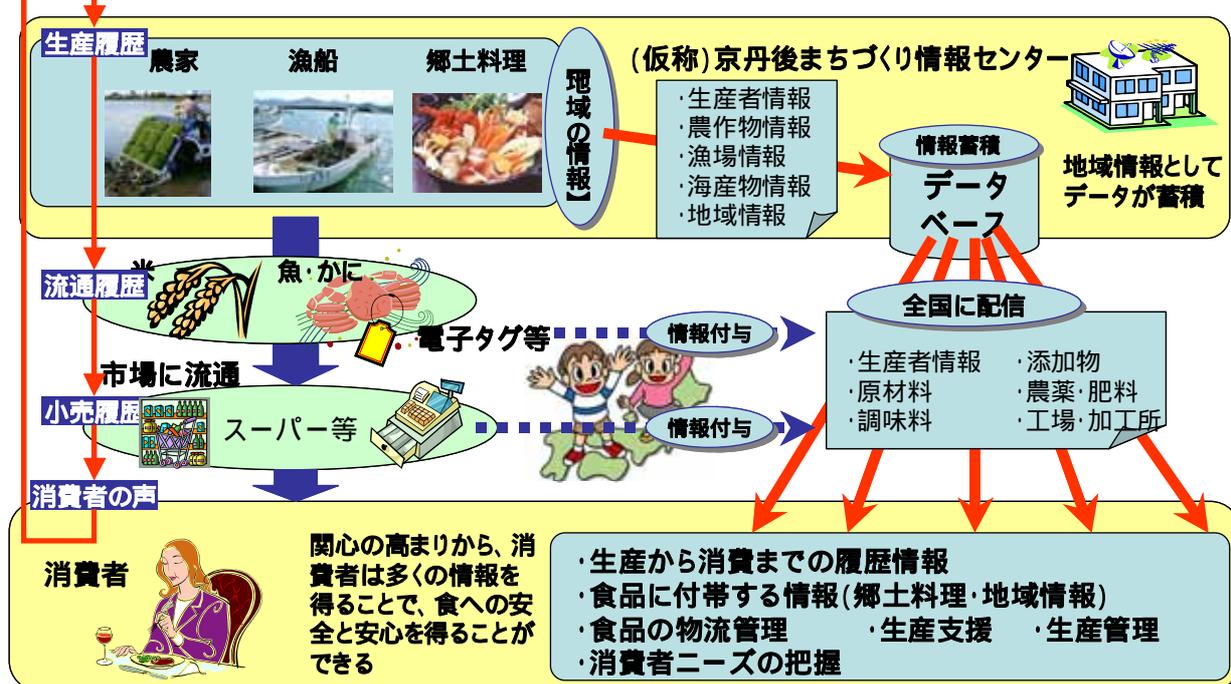
(3) 情報化での行政サービス

先述のように、市役所や公共施設では充実した住民サービスを提供するための体制が整備されてきましたが、サービスを受ける側である地域においては十分な情報通信基盤の整備が進んでいない状況です。しかし、本計画の着実な取り組みにより地域における情報通信基盤が整備され、住民側も情報化の利便性を享受できる環境が整うことから、サービスの提供側として、ITを活用したさまざまな行政サービスの展開・拡充を進めていきます。

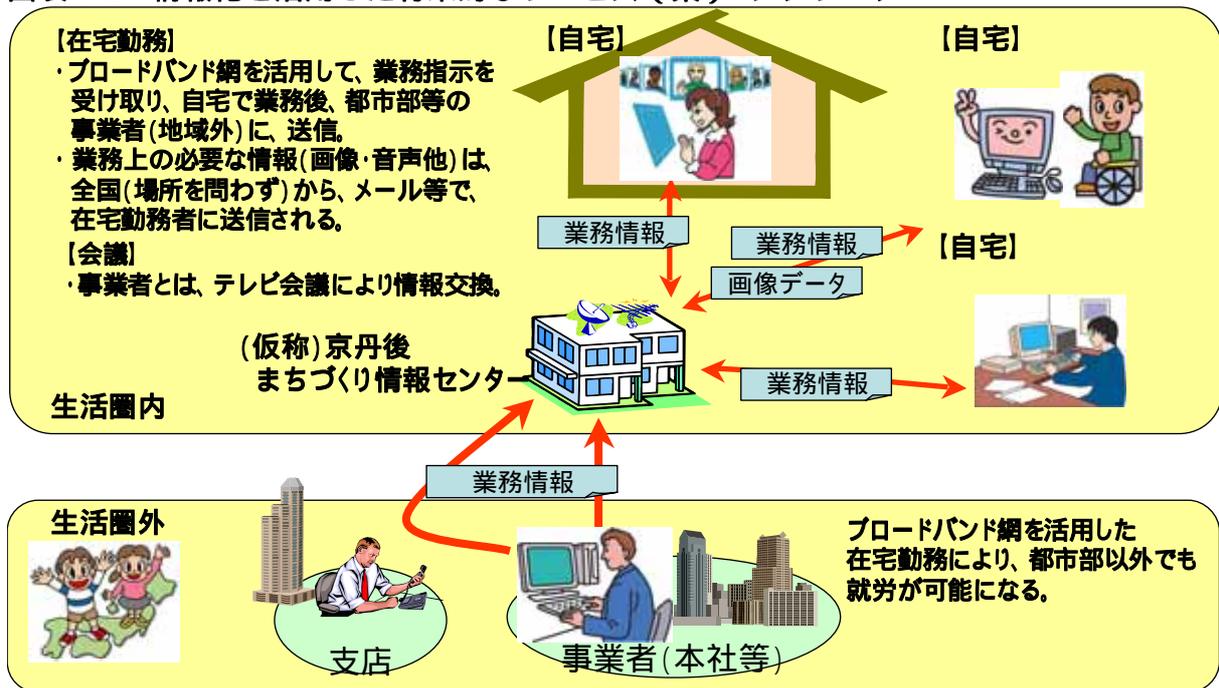
特に、周辺部と中心地との格差を生まないための電子行政窓口サービスの他、災害や保健・福祉・医療に関する行政サービスの市民生活に寄与できる形での電子化等、住民アンケートの調査結果において求められている取り組みについては、積極的に検討・対応していきます。

また、市役所の簡素化・効率化による迅速な市民サービスの提供への期待は、住民・行政職員共にニーズが強く、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を目指し、情報化（情報やITの高度な利活用）を進めていくことが重要です。

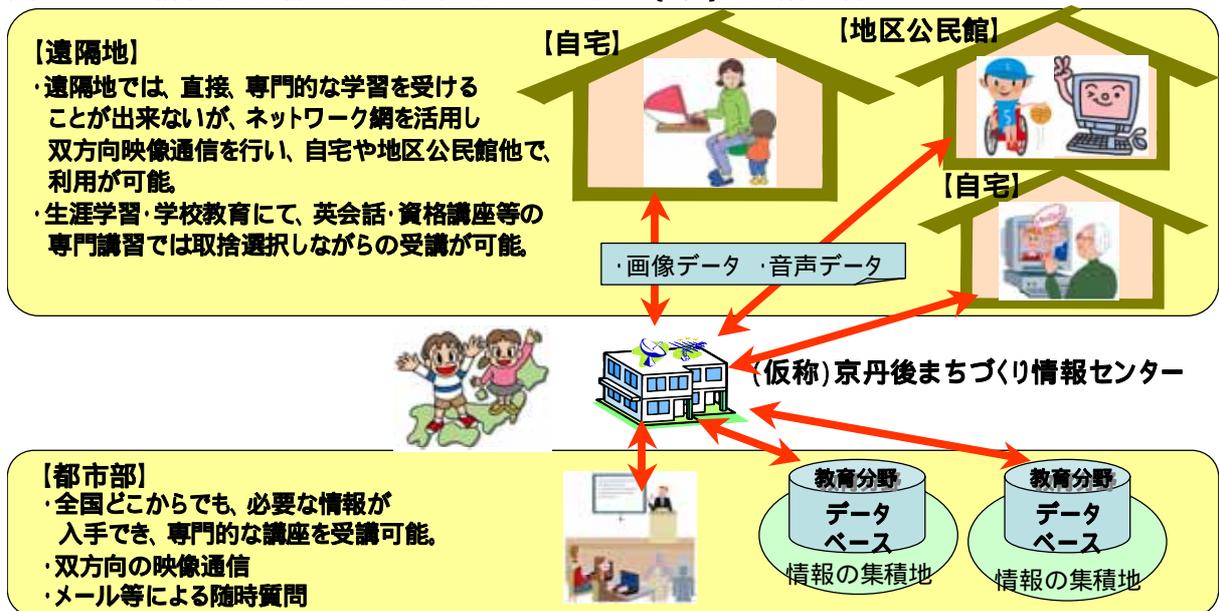
図表 4-1 情報化を活用した将来的なサービス（案）-農業分野-



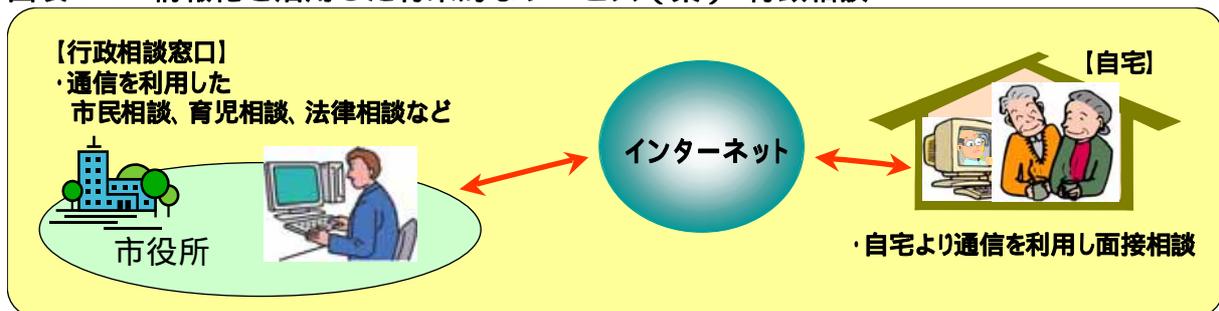
図表 4-2 情報化を活用した将来的なサービス（案）-テレワーク-



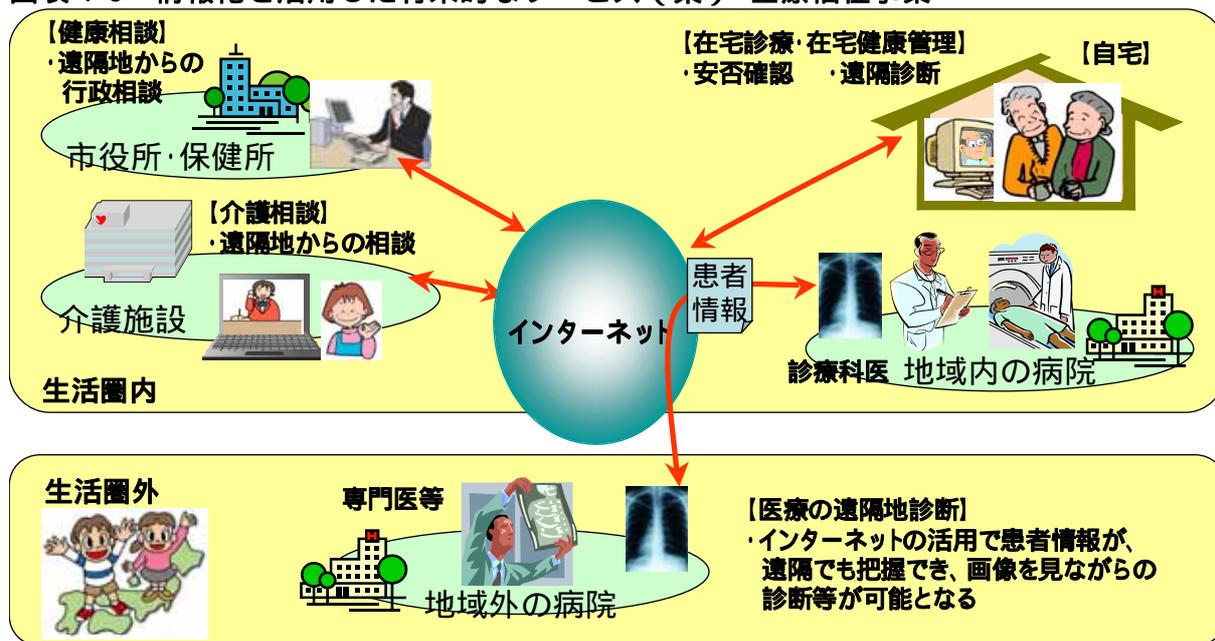
図表 4-3 情報化を活用した将来的なサービス（案）-遠隔教育-



図表 4-4 情報化を活用した将来的なサービス（案）-行政相談-



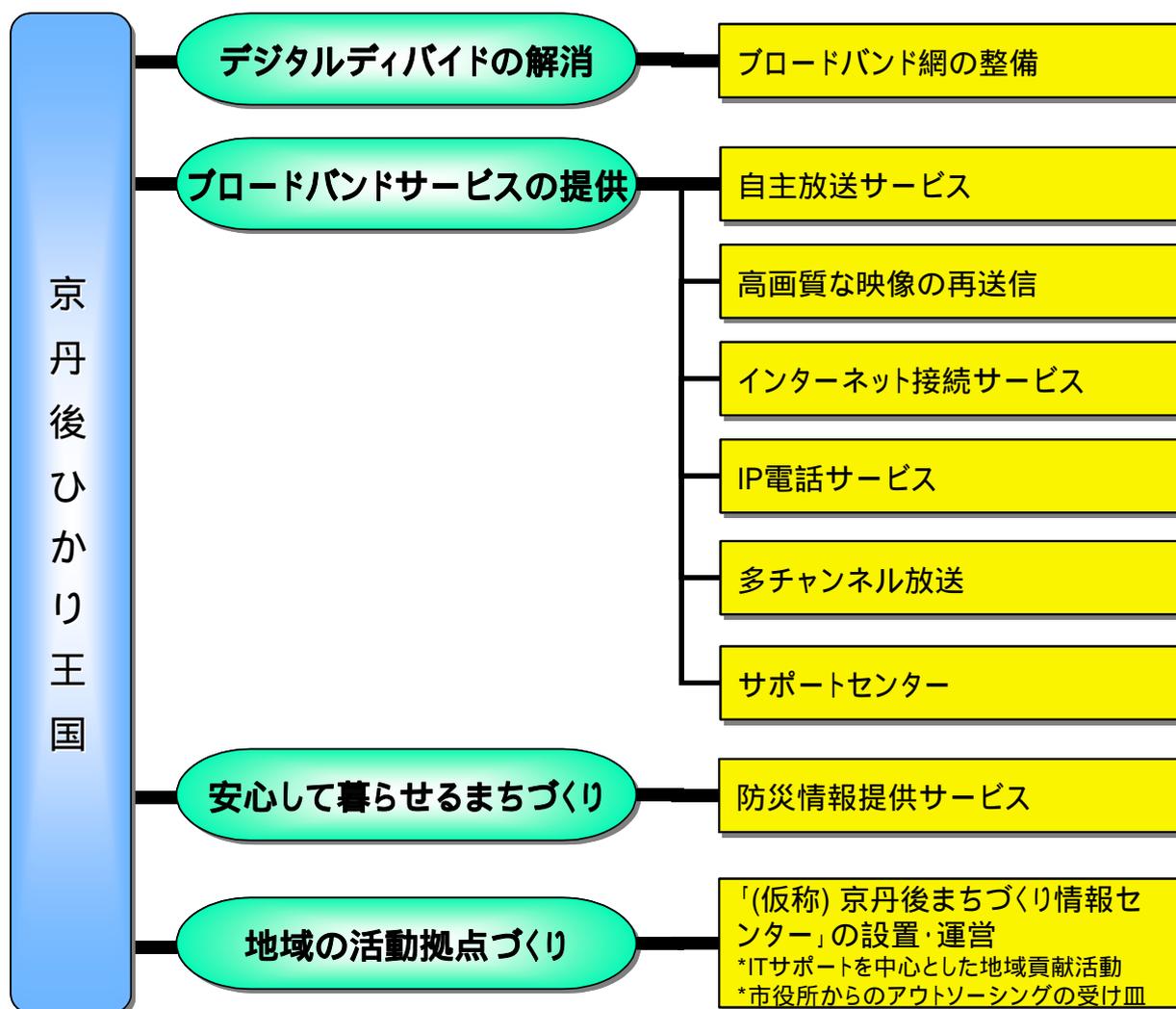
図表 4-5 情報化を活用した将来的なサービス（案）-医療福祉事業-



第5章 実施する情報化施策

1. 情報化施策の体系

全体としては以下の体系に沿って、インフラ整備を中心にさまざまな取り組みを総合的に進めていくこととします。



2. 施策の概要

(1) デジタル・ディバイドの解消

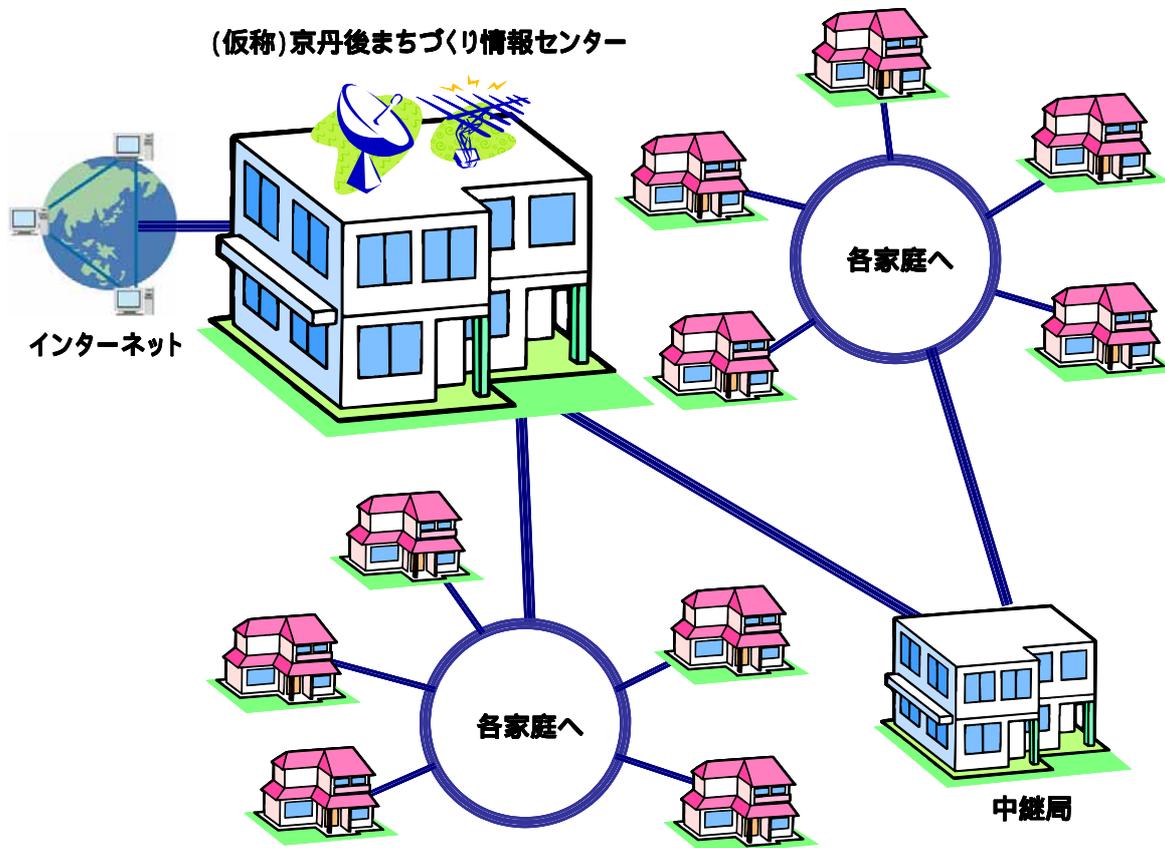
ブロードバンド網の整備

インターネットや広帯域ネットワークの急激な普及をはじめとした社会全体の情報化の進展に伴い、本市においても、行政・民間の多様なサービスの高度化や、それに応じた市民生活の利便性の向上、ITの活用を通じた地域産業・経済の活性化が求められており、そのためにはまず地域をくまなく網羅する基盤整備が必要となります。

しかし、本市は情報通信基盤に関し3つの格差(都市部や他地域と本市との格差、本市内の地域間での格差、 行政施設と家庭・事業所との格差)を抱えていることから、これら格差を解消し、多様な情報化施策を展開していくために、市内全域を網羅するブロードバンド網の整備を進めます。

実際の整備は、地域内の需要に基づき、民間の事業者が主体的に行うべきですが、情報過疎による経済面等さまざまな格差が懸念され、「次世代ブロードバンド構想2010」においても条件不利地域となっている本市は、民間業者によるブロードバンド網の敷設が期待できない(時期的にかなり遅れて、一部の地域のみで整備される可能性はなくはないが、それでは意味がない)ことから、行政による計画的な整備が必要となります。

図表 5-1 ブロードバンド網の整備イメージ



整備手法の検討

伝送路の整備にはいくつかの手法があります。そこで、現在考えられる伝送技術について、比較検討を行います。

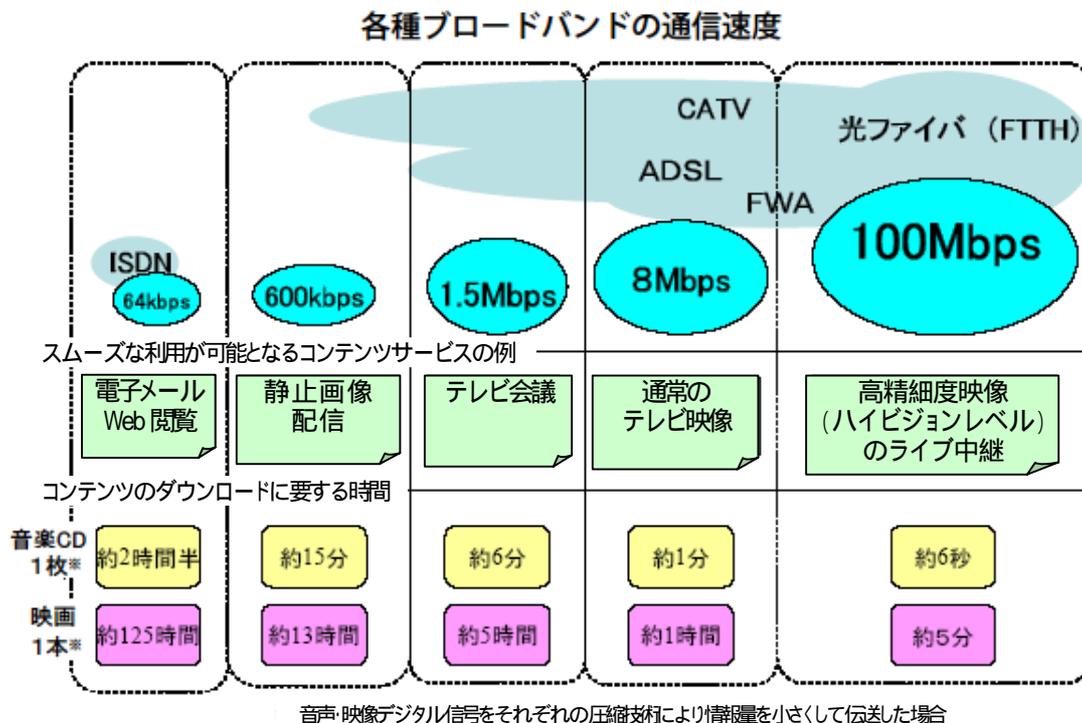
図表 5-2 各ブロードバンドの概要

手法/通信速度		メリット	デメリット
FTTH (Fiber To The Home) 100M~1Gbps	特徴	<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者の収容局から加入者宅まで光ファイバケーブルを敷設し、超高速インターネットアクセスを可能とする 上りと下りの通信速度が同じかつ安定しており、大容量のアプリケーション・コンテンツをスムーズに流通させることが可能 	
	構築・施設費用		<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの敷設費用が高額 光コンバータ等収容回線ごとに必要なため、施設費用がかかる 引込工事等にかかる個人負担が大きい サービス提供地域が採算効率の高い都市部に限られている
	技術の成熟度	<ul style="list-style-type: none"> 通信速度は周囲のユーザの利用状況に影響されるものの、ADSLのように回線の品質レベルでの問題がないため、比較的速い通信速度で安定した接続が可能 拡張性に優れており、放送等の多目的な利用が可能 	
ADSL (Asymmetric Digital Subscriber Line) 下り: 1.5M~40Mbps 上り: 数百K~3Mbps	特徴	<ul style="list-style-type: none"> 加入者宅のメタルケーブル(電話線)にADSLモデム等を接続することにより、電話サービスと同時に高速インターネットアクセスを可能とする 	
	構築・施設費用	<ul style="list-style-type: none"> 既存の電話線を利用するため、収容局に専用装置(DSLAM等)を設置するだけでよく、安価 	
	技術の成熟度	<ul style="list-style-type: none"> 既に一般家庭に広く普及している 	<ul style="list-style-type: none"> 電話線内で相互干渉が起こり、通信品質が下がる 実際の通信速度は、回線の距離や質に大きく影響される 映像と通話の両方に耐えない
CATVインターネット (HFC: Hybrid Fiber Coax方式) 下り: 数百K~100Mbps 上り: 数百K~数Mbps	特徴	<ul style="list-style-type: none"> 既存のCATVネットワークに専用設備(ケーブルモデム等)を増設することにより、高速インターネットアクセスを可能とする 最近では、幹線路のみ光ファイバケーブルを用いるHFC方式が標準的 	
	構築・施設費用	<ul style="list-style-type: none"> モデム・ルータ等が各施設1つで良いため、施設費用は比較的少ない FTTHより一般的に低価格 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線の光ファイバの敷設費用が高額 引込工事等にかかる個人負担が大きい

手法/通信速度		メリット	デメリット
	技術の成熟度	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な伝送システムとして地位を確立しており、多くの自治体で採用 放送は多チャンネル化、映像品質の向上が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 通信サービスの高度化に耐えない 雷に弱い
無線LAN 数Mbps ~ 156Mbps	特徴	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルによる配線が少ないため、配線が困難な場所でも配線工事が不要となり、容易にネットワーク構築ができる 一定の範囲内では、利用者が端末等を自由に移動しても利用できる 	
	構築・施設費用	<ul style="list-style-type: none"> 整備済みの地域イントラネットの伝送路を活用すれば、整備費用は比較的安価 	
	技術の成熟度		<ul style="list-style-type: none"> 周囲の環境(障害物、天候、他の無線システムとの干渉等)により通信速度が低下、または通信不能となる場合がある 有線システムと比較すると、セキュリティ面が弱い

資料:総務省「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会(第5回)」
 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/bb.seibi/041209_2.html)を基に作成

図表 5-3 各種ブロードバンドの通信速度



資料:総務省「全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会(第5回)」
 (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/bb.seibi/041209_2.html)より抜粋

[A. 将来性・拡張性等]

本市の求める情報通信基盤は、通信速度の高速性および安定性、また放送・映像サービス等多目的な利用への拡張性を十分に有している必要があります。

その観点に立って考えますと、まず一般家庭に多く普及している ADSL は、通話をしながら映像を見ると非常に品質が落ちる傾向にあり、映像と通信の同時利用には耐えない上、距離が遠くなると信号の減衰やノイズの影響等から速度が低下するため NTT 局舎から数 km までの範囲でしか利用できません。

次に、多くの自治体で採用されている HFC は、放送サービスにおいては多チャンネル化に対応し良質な映像が配信できますが、通信サービスにおいて著しいサービスの向上・高度化が望めないため、将来的にシステム更新を求められ、10 年程度で再投資の負担が発生します。また、このような将来性に対する難点から業者も現時点で積極的に販売する商品ではなくなっています。

そして無線は、通信サービスには非常に有利な伝送技術で、その方向での発展の可能性もありますが、放送サービスで利用できるかどうかは疑問が残ります。

FTTH は、超高速で安定した通信サービスが提供でき、また拡張性に優れているため、放送・映像サービスの同時利用も問題なく行えるだけでなく、長期的な利用が可能なことから短期での再投資リスクから逃れることができます。

[B. コストの比較]

システムとしては優れている FTTH ですが、最近までは光ファイバそのものが一般的に他のシステムよりも高額とされてきたため、自治体等での採用が見送られて来た経緯があります。しかし、光ファイバそのものの低廉化は進んでおり、その他の機器等のコストについても今後の量産化により更なる低廉化が見込めます。

以上のように伝送路の整備にはいくつかの手法がありますが、現時点における各種整備手法を検討した結果、各家庭まで光ファイバを結ぶ FTTH による方式を中心に、費用や地形等の条件を考慮しながら事業費の低廉化に努めた整備を進めていきます。

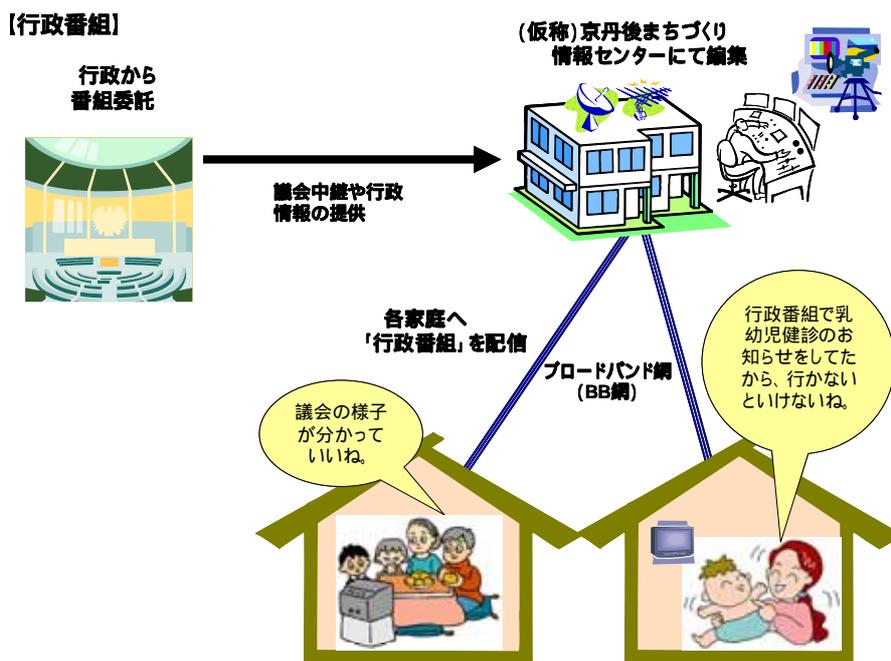
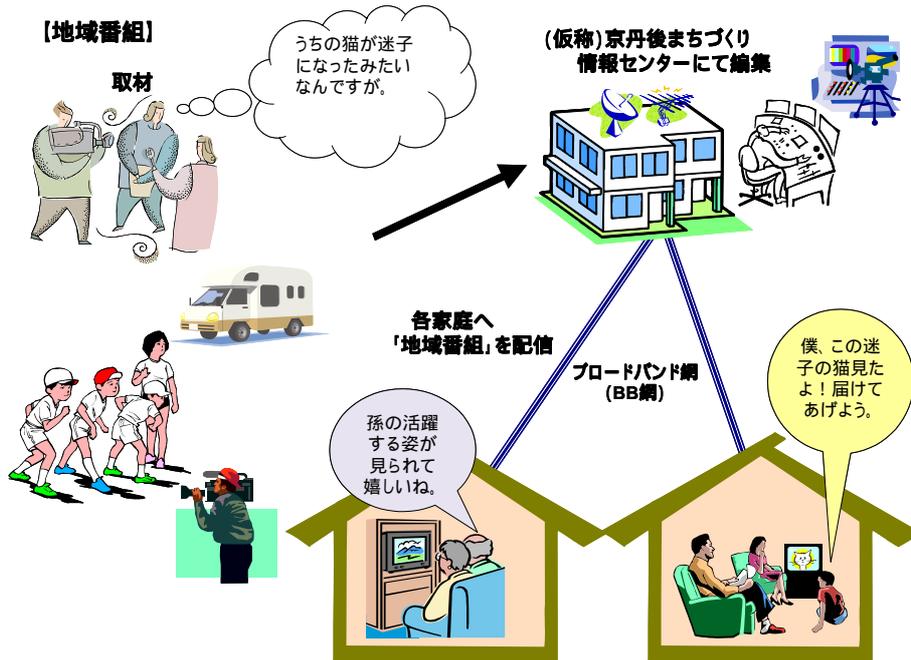
(2) ブロードバンドサービスの提供

ブロードバンド環境を整備し、そのインフラを最大限活用することによって、住民へのサービスが向上します。例えば、良好なテレビ受信環境の提供、高速インターネット接続環境の提供、ブロードバンド社会に応じた行政サービスの提供、多チャンネルから配信される多様な情報の確保、IP 電話による無料通話、等の有益なサービスを受けることができます。

これらのサービスを提供する環境を行政で整備しますが、CATV 加入による利用者負担も発生することから、どのサービスを利用するかは住民個々の判断に委ねざるを得ません。このため、加入者の促進を図るため、できるだけ多くのメニューと利用料金の低額化を行っていく必要があります。また、CATV 局の健全な財政運営を目指すためにも、事前に住民の利用意向調査を行うことや集落毎の住民説明会の開催など市をあげての加入者促進運動を行っていく必要があります。

自主放送サービス

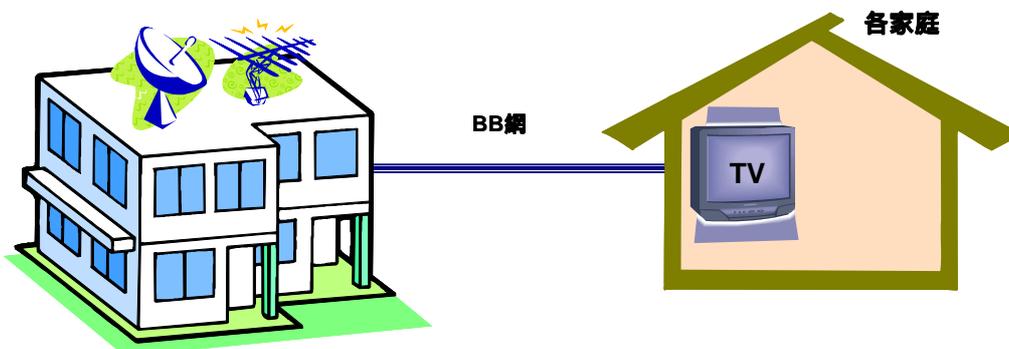
<p>施策の概要</p>	<p>自主放送番組として、地域密着の題材・テーマをとりまとめた「地域番組」の制作及び放送を行っていきます。 また、市による各種行政情報の提供や、防犯や防災、保健・医療・福祉情報等の情報提供・啓発等を目的とした「行政番組」の制作・放送の委託を受けます。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>合併による行政区域の拡大により地域の一体感が実感できないという課題が存在し、地域全体の情報の共有が必要です。 また、中心地から離れた地域においては、行政サービスの低下を懸念する声があり、行政情報の確実な提供等が求められています。</p>
<p>想定される効果</p>	<p>地域の一体感を実感 市民生活の利便性向上 安全・安心な生活環境の支援</p>



高画質な映像の再送信

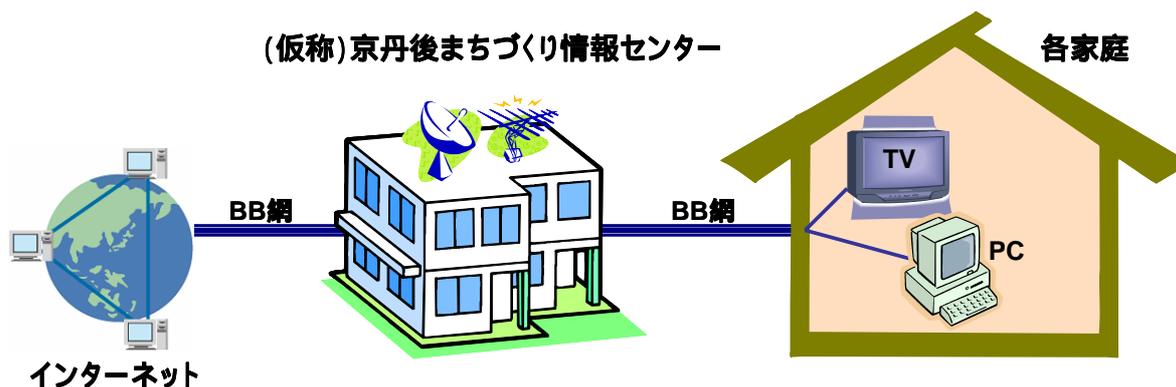
<p>施策の概要</p>	<p>将来に渡って高画質な映像の提供を実現するために、地上波放送の電波をセンター等に設置したアンテナで受信し、ケーブルを通じて再び送信し直す再送信サービスを行っていきます。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>本市は難視聴地域が多くあり、また現在の共聴施設は市内に 120 ヶ所以上存在していますが、これら施設がデジタル化への対応としてアンテナ等の設備の追加・更新が必要となっています。</p> <p>総務省の情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第2次中間答申」(平成 17(2005)年 7 月)では、その費用を 1 施設約 4,617 千円(デジタル 8 波対応、100 保安器数の施設の場合)としています。</p> <p>市内の共聴施設の規模は多種多様であり、また全ての施設が自己負担での更新が必要かどうかは不透明なことから、一概に 1 施設あたり 462 万円が必要とは言えませんが、単純計算では 5 億円以上の費用が必要となり、これらの負担能力が各施設にはない状況です。</p> <p>また、デジタル化の負担以前に設備が老朽化しており、現状でも更新が急務の施設も少なからずあり、その負担能力についても施設によっては厳しい状況です。</p>
<p>想定される効果</p>	<p>良質なテレビ画像を安定して見ることが可能 放送大学等による生涯教育の機会が拡大</p> 

(仮称)京丹後まちづくり情報センター



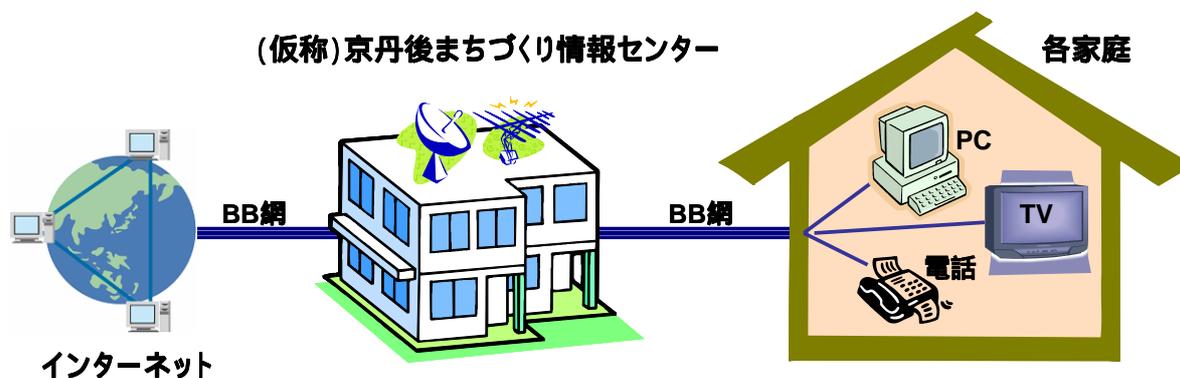
インターネット接続サービス

施策の概要	格差是正のために高速のインターネット接続サービスを提供。
現状・課題	ADSL サービスですら未提供な地域があり、他地域との格差が生じています。
想定される効果	<p>各種行政電子サービスの推進による快適な市民生活を享受</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、住民票の請求等市役所の窓口まで出向く必要があった各種手続きが、在宅で可能となる電子申請等電子窓口サービスの普及 ・ 時間に左右されず、行政施設情報を見ることが可能となる ・ 公共施設の予約が自宅から可能となる 等 <p>様々な情報の入手や様々な人との交流が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検索エンジンにより世界中の情報を自宅にいながら検索することが可能となり、図書館等で情報を検索する手間や時間を軽減できる ・ 自らが Web サイトを構築し、情報発信することが可能となる ・ BBS(掲示板)やチャット等によって、限られた地域だけでなく、世界中の人々と知り合う機会を得ることが可能となり、物理的な距離を越えることができる <p>居住地に関係なく教育の場や働く場を得る機会が拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者や高齢者、また子育て期の親、介護者は自宅から長時間離れることが難しかったが、自分の好きな時間帯に好きな時間だけ教育を受ける、または働くことが可能となる



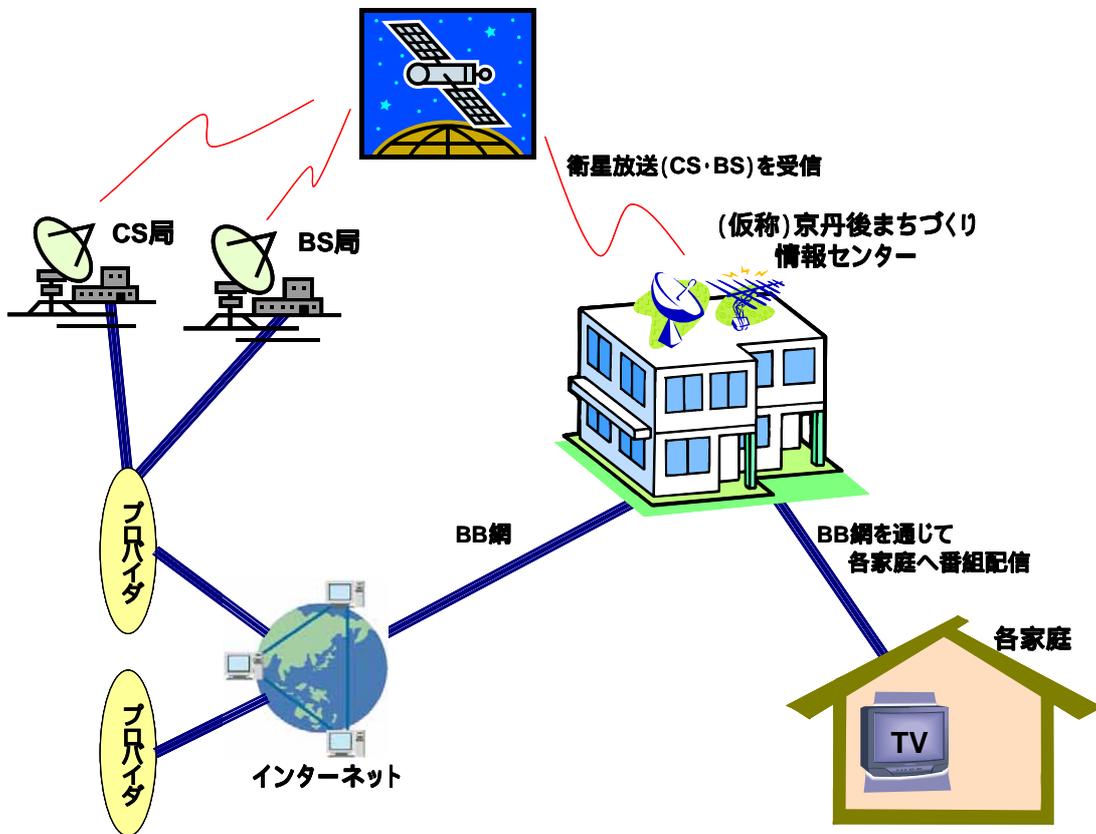
IP 電話サービス

<p>施策の概要</p>	<p>前項 の高速インターネット接続サービスが提供されることにより、インターネット環境を用いた IP 電話サービスも併せて提供できます。 無料(加入者間の通話)あるいは格安の料金で電話をかけることができる電話サービスです。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>特に遠距離通話等では高額な通話料がかかります。</p>
<p>想定される効果</p>	<p>コミュニケーションの輪が拡大 ・ 同一プロバイダ間では通話料が無料 ・ 一般加入電話に対して全国一定の通話料でかけられる</p> <div data-bbox="715 568 1066 779" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>加入者同士だとどれだけ話しても無料だから、時間を気にせず話せるなあ。</p> </div> 



多チャンネル放送

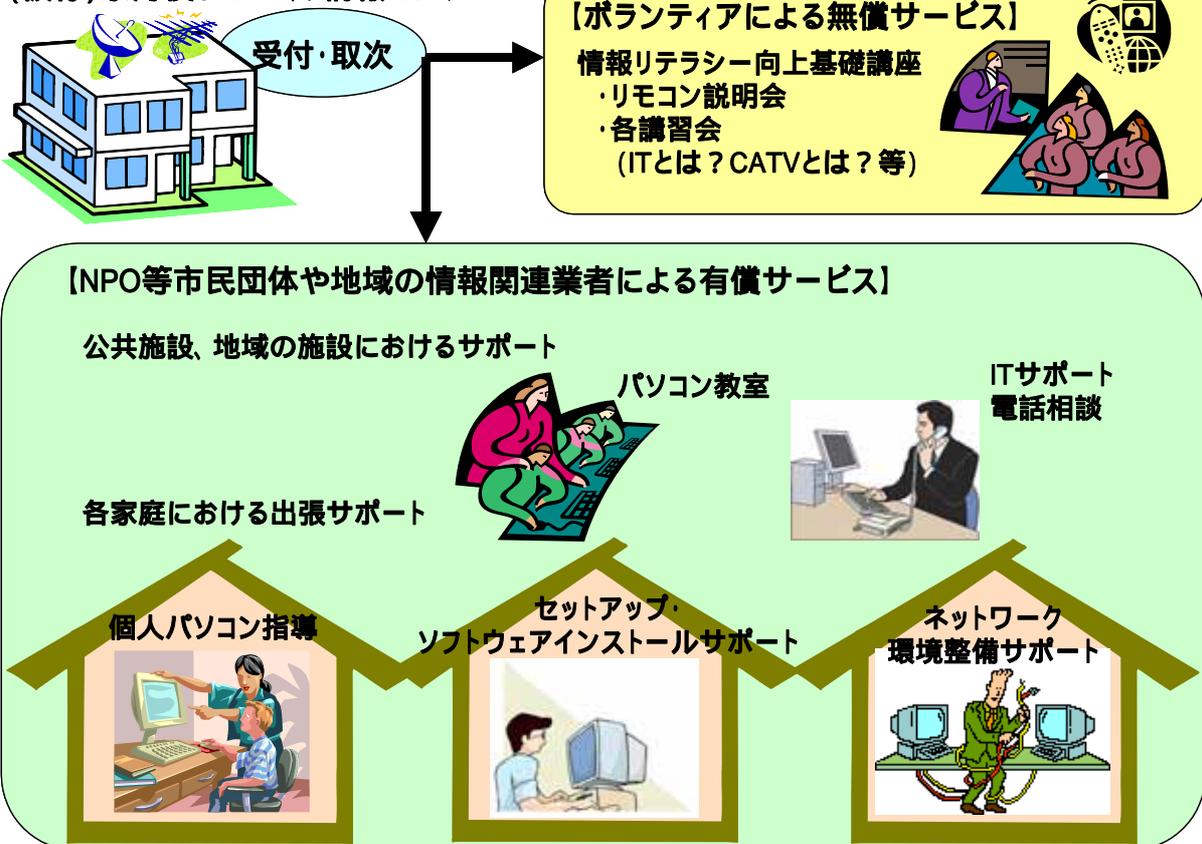
<p>施策の概要</p>	<p>衛星放送の映画やスポーツ番組等の専門チャンネルをはじめとした豊富なテレビ放送が視聴できるサービスです。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>希望する住民が自主的に衛星アンテナを設置し受信しています</p>
<p>想定される効果</p>	<p>様々な番組を視聴することが可能となり、より生活の幅が拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ、アニメ、時代劇、旅行、音楽、カラオケ、囲碁将棋等専門分野ごとに深く掘り下げた番組構成がなされており、好きな番組を選ぶことができる ・ 一般のテレビ放送では放映されない、独自の番組メニューが数多く用意されており、好きな番組が視聴可能となる ・ 一定金額で数多くの映画がテレビで見ることができ、自ら探すことが困難であるような作品を見る機会も増える ・ なかなか見る機会を得られない海外のドラマも見ることが可能となる <div style="text-align: center;">  </div>



サポートセンター

<p>施策の概要</p>	<p>地域と行政が協働・連携して情報格差を拡大させないための支援体制を構築し、情報化におけるサポートを行うことにより地域全体の情報リテラシーの向上に努めます。</p> <p>サービスは、ボランティアが無償で行うサービスと NPO 等市民団体や地域の情報関連業者(登録制)が行う有償サービスに分け、「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」が受け付け、あるいは取次ぎを行い、行政は支援していく体制を整備します。</p> <p>無償サービスとしては、顔が見えるご近所サービスとして、多機能リモコンの使い方やパソコンの初期講習、CATVやインターネットの利用方法の紹介等、初歩的な問題に対して対応します。</p> <p>有償サービスとしては、NPO 等市民団体によるパソコンの初期講習後のより専門的な講習(ソフトウェアの使い方等)や地元情報関連業者による自宅のネットワーク環境の整備等、利用者では簡単に解決できない問題に対応します。</p>
<p>現状・課題</p>	<p>情報通信インフラの整備とそれに対応した多様なサービスの提供により市民生活の利便性は向上しますが、情報技術・機器を活用できない情報弱者は、その恩恵にあずかることはできないために、情報格差が存在する結果となります。高齢化が進む本市では特に、利用できない市民が多く存在します。</p> <p>パソコンの操作が困難なことが理由となり、特に高齢者層のパソコン利用が少ない現状にあります。</p>
<p>想定される効果</p>	<p>潜在的な利用者(=情報弱者)を獲得 地域全体の情報リテラシーの向上 ITサポートを通じた住民間のコミュニケーションの拡大</p>

(仮称)京丹後まちづくり情報センター



(3) 安心して暮らせるまちづくり

本市では、平成16(2004)年の台風23号で多大な被害を受けたこと、また、日本海に面していることから、地震に伴う津波被害の対応等、早急な防災基盤の整備が求められています。特に、自然災害は情報が大きな鍵で日常から防災情報が容易に入手できる環境が必要であり、そのために災害発生時の地域住民の安全確保を目的とした防災情報の提供サービスを展開します。

しかし、光ファイバ網は災害発生時に断線や停電によって使用不能に陥る可能性がゼロではないことから、さまざまな災害時に情報伝達可能な情報ネットワークの整備が必要になります。

防災行政無線とコミュニティFMの併用

防災情報サービスの一般的な手段として防災行政無線が挙げられ、屋外拡声機や戸別受信機で災害時の情報伝達が行われます。各種災害に耐えうる専用の無線システムであるという特長をもっていますが、全戸で個別受信機による受信を実現するには非常に多額の整備費を要し、また防災や行政に直接関係しない生活情報の伝達には不向きという面があります。

一方、市町村をエリアとするコミュニティFMは、地域で情報を生成し地域の生の声を地域住民にラジオという一般的な手段で即座に伝えられるという特性があり、災害時にはリアルタイムで停電・断水の状況や救援活動等の情報をきめ細かく提供することもできます。屋内、屋外、自動車内を問わず聴けることから、住民にとっても重要な情報源となっており、実際に多くの復旧・復興現場で活用され、大きな効果をあげています。

そこで、さまざまな検討を重ねた結果、消防無線のデジタル化と併せた防災行政無線による屋外拡声機の整備と、コミュニティFMを利用した各戸への告知端末の設置が有効と考えます。

コミュニティFMの整備・運営

ブロードバンドサービスと同じように、コミュニティFMの送信所やスタジオ及び番組作成機材などは市が初期整備し、事業会社あるいはNPOが運営していきます。

コミュニティFMを本市における防災情報サービスとして利用する場合の懸念事項として、FM波の出力に制限があるために広大な市域カバーできない可能性があります。

この点については、サテライト局を設置し補完することで対応できる見込みです。

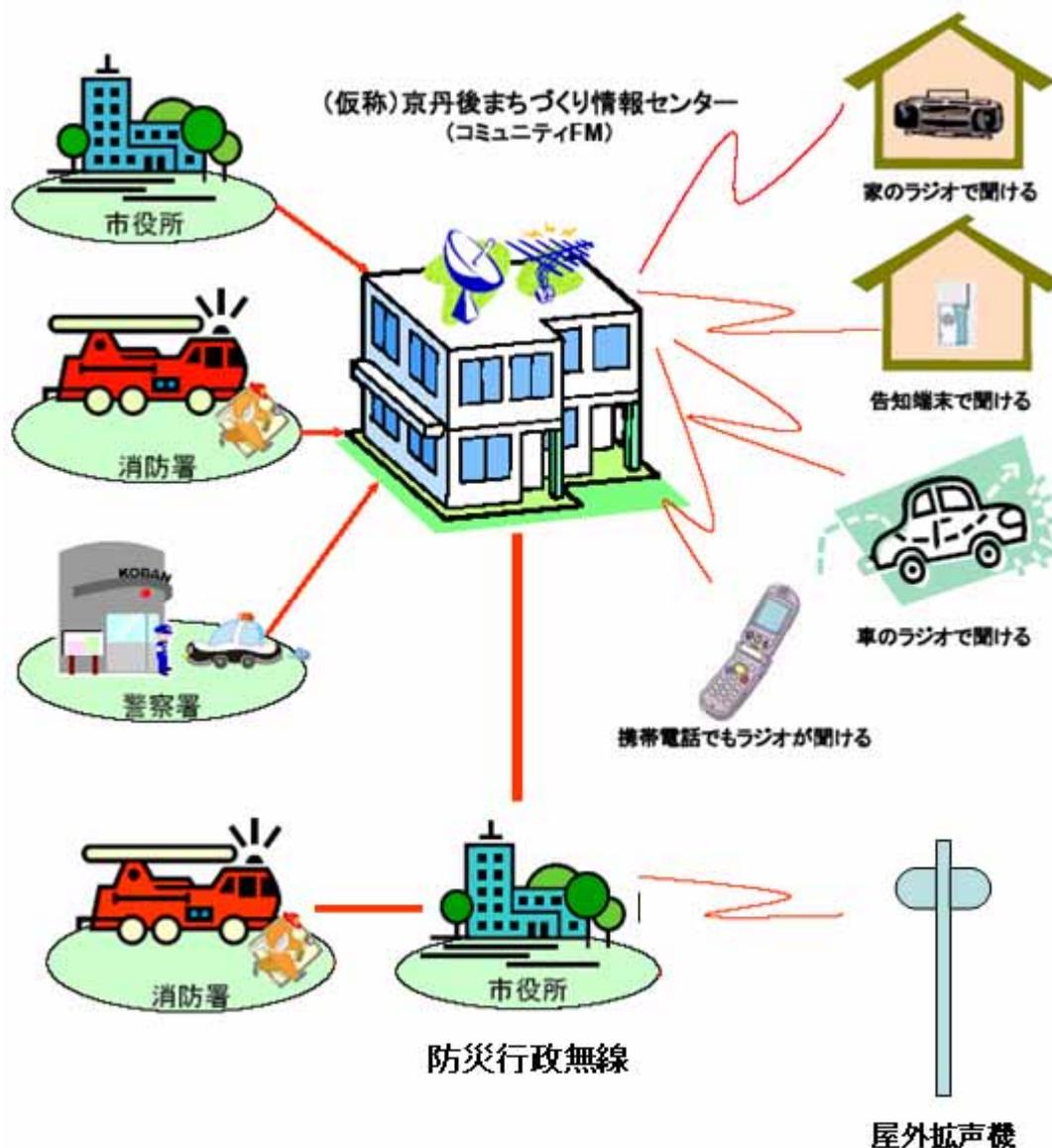
告知端末の設置

FMラジオの弱点として、まず視聴者の電源投入が必要であり、電源が入っていないければ必要な情報が届かない恐れがあることから、災害放送時には自動的に電源が入る告知端末を配布することで確実な情報伝達が可能になります。

この告知端末は、通常のコミュニティFM番組の受信に加え、コミュニティFM単独での告知放送や防災行政無線と連動した音声告知もできるほか、次のようなさまざま

な特徴を有し、多彩な放送形態・機能を持つシステムとなっています。

- 非常時には受信機の音量つまみの大小に関わりなく、最大音量で放送ができます。
- 消防団・市役所の指定職員・自治区等のグループ別(最大 2400 グループ)に放送ができます。
- 放送の手配は全国どこからでも可能となっており、センターの放送卓以外に一般公衆回線 (NTT 回線) からでもできます。
- あらかじめ録音した内容を、指定した時刻に放送できます。
- CATV 回線切断などのトラブル時でも、直接 FM 放送を聞くことができます。



(4) 地域の活動拠点づくり

情報サービスやまちづくり活動の拠点となる施設「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」を設立します。センターでは次のような役割を果たしていくことを想定します。

- ✓ 住民への各種情報の提供や情報交流を促進する情報プラザ機能
- ✓ インターネットの活用支援や情報教育、e-ラーニング等新たな教育方法の推進を行う教育支援センター機能
- ✓ 企業や商店街、家庭の情報化に対してきめ細かいサポートや適切なアドバイス等を行う情報化アドバイザー機能
- ✓ 地元企業や商店街等の小規模事業者や個人事業者の情報化を支援する地域産業支援機能
- ✓ 住民・企業・行政等、地域内のコミュニティにおけるまちづくり中核センター機能
- ✓ 地域情報システムの開発・運用等を行う情報処理センター機能

IT サポートを中心とした地域貢献活動

「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」の役割としては、市民生活の利便性の向上及び地域の活性化を目指して、情報通信技術をうまく活用しながらサービス展開に取り組んでいき、行政だけに限らず、地域企業や商店等の IT サポートも行い、地域への貢献に努めていきます。その他、行政職員や地域住民の情報リテラシーを向上させる場として活用していくことも想定しています。

アンケート調査結果から、市民は必要とする行政情報やサービスが、必要な時に自宅あるいは自宅周辺で享受できる環境の整備を望んでいます。特に、インターネットによる情報提供や、災害等緊急時における迅速な情報伝達手段の確保が求められています。

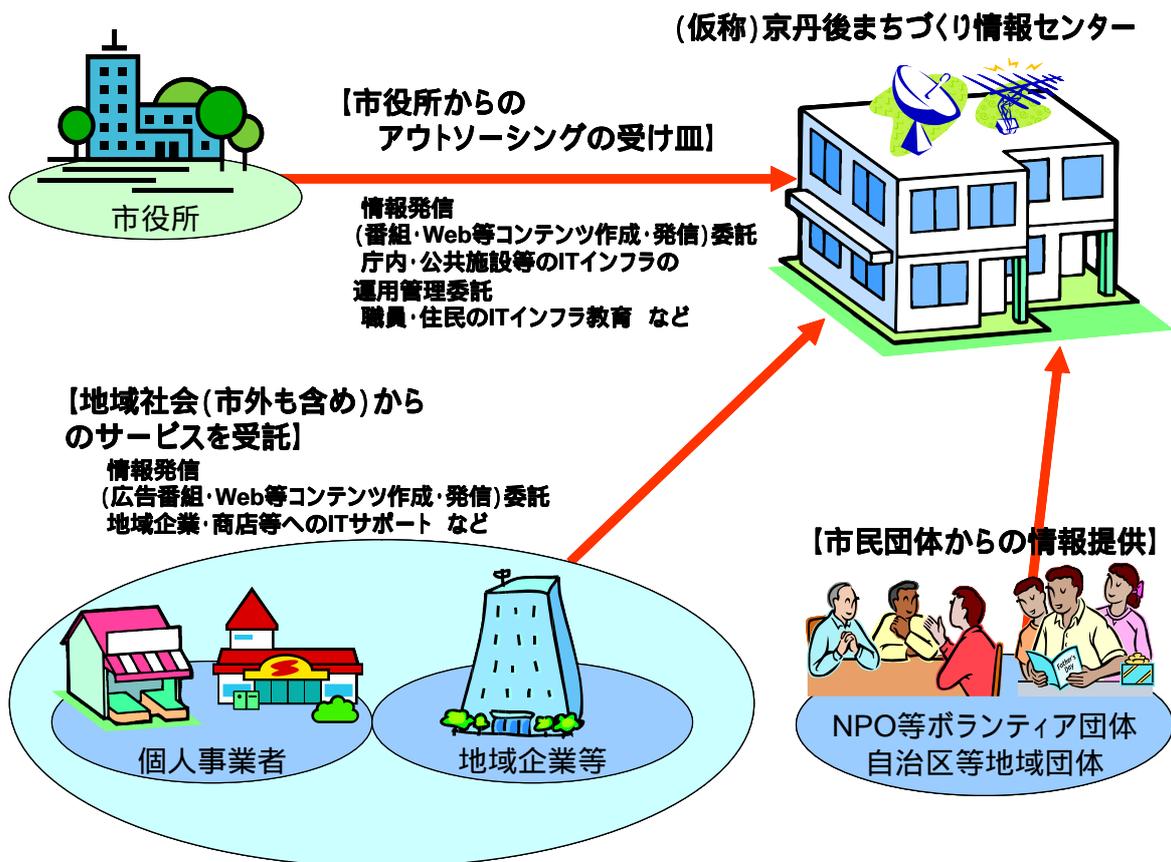
また、テレビ受信状況があまり良くない上にデジタル化への対応が必要となっていることから、それらを解決するためにブロードバンド網を用いたテレビ放送の配信が求められています。

よって、テレビやインターネットを含め総合的に情報を容易に入手できるブロードバンド環境を整備することは勿論のこと、さらにその環境を最大限に活用し地域の活性化につなげていくことを目指します。

市役所からのアウトソーシングの受け皿

次に、主に市役所からのアウトソーシングの受け皿として機能していきます。

具体的には、市が各種行政情報（行事、防犯や防災、保健・医療、福祉情報等）に関する自主テレビ番組の制作を受託して放送を行ったり、コミュニティ FM の行政情報番組についてもコミュニティ FM 会社からセンターが委託を受けたり、また行政ポータルサイトの Web コンテンツの作成・発信等情報発信関連の業務や庁内 IT インフラの運用管理を行ったりしていきます。



第6章 情報化推進の方策

1. 推進体制の整備

(1) 事業会社の設立

「京丹後ひかり王国」の実現を目指し、地域情報化を進める上では、市民・事業者・各種団体・行政が連携・協働するまちづくりのネットワークが必要となりますが、以下の～の理由から、確固たる組織・体制づくりとして事業会社「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」を設立します。この経営には市民や事業者等が主体的に関わり、より良いまちづくりを推進していきます。

業務内容としては、自主放送やテレビの再送信などのサービス提供のほか、第5章で述べたように、行政番組制作や行政ポータルサイトのWeb等コンテンツ作成および発信、庁内におけるIT関連業務を行っていきます。

市民・地域主体のまちづくり推進体制の整備

本市は、情報通信インフラの整備によって本市が抱える3つの格差を是正すると同時に、市民生活の利便性を高め、幅広くまた末永くインフラを利活用していくことによって、地域が活性化していくことを目指しています。地域全体が情報化や地域活性化に着実に取り組んでいくためには、地域全体の十分な理解と協力が不可欠であり、行政よりもむしろ地域に主体的な参画・取り組みが求められます。

このため、市民やNPO等市民団体、地元企業が連携し、各々が責任・役割を明確に分担し、行政と協働でまちづくりを進めていく必要があります。施策に市民の意向やアイデアを盛り込んだり、地域全体が連携して施策を地域社会に浸透させたりする他、市民やNPO等市民団体、地元企業の自主的な取り組みを行政が支援する等、市民と行政をつなぐ枠組み・推進組織として、まちづくりのネットワークをもうけ、地域が一体となって情報化を進めていけるよう、推進体制を整備します。

自立した経営体制の運用

本計画の主要な取り組みである放送サービスや高速インターネット等整備された情報通信インフラの高度な利活用においては、適正な受益者負担(自助)の下で、末永く利活用できるよう自立した体制を整備する必要があります。

そのためには、厳しいコスト感覚や鋭いサービス感覚等の経営感覚を有する体制でなければならず、民間の事業会社としての体制づくりが不可欠です。

民間活力の活用

CATV事業は事業者同士の連携をすることによって経営の効率化を進めており、自治体が単独で運営することは難しいと考えられます。また、運営の健全化という面からも、民間のノウハウを活かしたCATV事業を進めることが望ましいと考えられます。

このようなことから、第3セクター(地方公共団体と民間企業の共同出資会社)による運営が考えられますが、第3セクターによるCATV事業経営が成り立っている所は僅かに過ぎず、その多くが多額の累積赤字を抱えているという現状から、現在運営は民間へのシフトが進んでいる状況です。

図表 6-1 CATV 事業の運用方式

運用方式		整備	運営			
施設 (NW、 設備)	公共	<ul style="list-style-type: none"> × 財政上、全ての整備構築は困難 × 財政面で市民の合意を得ることが困難 	市民や自治体の意思や意向を反映しやすい <ul style="list-style-type: none"> × 本方式採用の多くの自治体で赤字事業となっている × 専門知識が欠如している × 人件費がかかる 			
	民間	自治体の負担が軽くなる <ul style="list-style-type: none"> × 民間の主導する整備となり、市民や自治体の意思や意向が反映されにくい 	自治体の負担が軽くなる 民間の経営ノウハウを活かすことができる 民間の専門的な知識を活かすことができる <ul style="list-style-type: none"> × 市民や自治体の意思や意向が反映されにくい 			
サー ビス	公共	<ul style="list-style-type: none"> × 財政上、サービス開発を継続的に 行うことは困難 	市民や自治体の意思や意向を反映しやすい 利用料金が比較的安く設定できる <ul style="list-style-type: none"> × サービス開発に対する専門知識が欠如している × 人件費がかかる 			
	民間	継続的にサービス開発できる 他事業者との競争力がある	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">営 利</td> <td> 民間の経営ノウハウを活かすことができる サービス開発に対する専門知識が豊富である <ul style="list-style-type: none"> × 市民や自治体の意思や意向が反映されにくい × 利用料金が割高感がある </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">非 営 利</td> <td> NPO等市民団体によるきめ細かいサービスの展開が期待 できる 利用料金が比較的安く設定できる 市民や自治体の意思や意向を反映しやすい </td> </tr> </table>	営 利	民間の経営ノウハウを活かすことができる サービス開発に対する専門知識が豊富である <ul style="list-style-type: none"> × 市民や自治体の意思や意向が反映されにくい × 利用料金が割高感がある 	非 営 利
営 利	民間の経営ノウハウを活かすことができる サービス開発に対する専門知識が豊富である <ul style="list-style-type: none"> × 市民や自治体の意思や意向が反映されにくい × 利用料金が割高感がある 					
非 営 利	NPO等市民団体によるきめ細かいサービスの展開が期待 できる 利用料金が比較的安く設定できる 市民や自治体の意思や意向を反映しやすい					

(2) 市民参加の促進

地域情報化を進めていく上では、情報弱者に対する配慮も必要です。情報化による市民生活の利便性向上という利点がある反面、情報技術・機器を利活用できない市民においては、新たに情報格差が生まれ、経済・社会的格差が生じることとなります。このような格差を拡大させないためにも、地域が一丸となって情報化におけるきめ細かいサポートをしていくことが必要です。

その解決のためには、地域情報化の中核となる「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」において、パソコン講習や情報機器の接続サポートを行い、NPO等市民団体やボランティア団体を中心となり、行政が支援していく体制を整えていきます。このように、市民と行政が協働することによって、地域全体の情報リテラシーの向上を目指し、誰もが情報化の恩恵を受け、快適な市民生活を可能となるようにしていきます。

2. 資金計画

さまざまな地域課題を一体的に解決し、地域活性化を目指す基盤であるブロードバンド網の整備ですが、一方で多大な初期投資や運営費が必要となるという面もあることから、財政が厳しい折、その資金確保において工夫する必要があります。

(1) 事業資金の確保

自己負担の軽減策

CATV 事業は初期投資額が大きく、今後も双方向通信サービスや放送のデジタル化のための設備投資等により償却負担が増加し、収益力が低下する恐れがあります。したがって、事業計画についてはその内容や計画の妥当性を十分に検討する必要があります。また、黒字化するまでに相当の時間を要する事業であることから、中核となる経営主体への支援が事業の成否を左右すると言われています。

そこで、地域の理解を得て事業資金を確実に確保するためには、自主財源での負担をできるだけ軽減することが重要となりますが、その手法としては主に次のようなものが考えられます。

図表 6-2 自己負担軽減の方法

国の施策の活用	総務省をはじめとする各省庁のさまざまな支援制度を最大限に活用し、補助金や交付税措置等による自主財源での負担軽減を図ります。
広域連携の強化	近隣市等複数団体が共同でシステム整備を行い、単独導入でかかるコストを分担することで、費用負担の軽減を図ります。
PFI・アウトソーシング等の活用	民間の資金・ノウハウ等を積極的に活用します。アウトソーシングにより庁内で行った場合のコストを縮減する他、PFI の活用により初期費用と最終的な累積費用の大幅な削減を図ります。

国の支援措置の活用

前項 で挙げた 3 つの手法のうち現実的に検討でき、多くの自治体が活用しているのは国の補助制度の活用ですが、中でも総務省の制度の活用が一般的です。

総務省は CATV の普及・高度化（光ファイバケーブル、デジタル放送の導入）促進のため、いくつかの財政面での支援措置を整えています。補助要件から外れた整備には補助金が交付されないことから、本市に適した事業展開の内容・ボリュームでの事業実施が困難となり（当初からの全域一括整備ではなく段階的な整備・拡張を展開するような整備では補助金が交付されない）、結果として運営する事業会社を費用増の方向で拘束する恐れがあります。

また、補助事業では過疎債の使用が伴いますが、本市は全域が過疎対策地域とはなっていないために過疎債の適用除外地域が生じ、その地域については代替策として合併特例債の利用が考えられます。しかし、両方を起債することが不可能なことから、市全体に適用可能である合併特例債を利用して情報通信基盤の整備を進めることとします。なお、合併特例債は多くの自治体で活用され、ほとんどの自治体が FTTH による情報通信基盤の構築を進めています。

図表 6-3 合併特例債を使う CATV・FTTH 関連の整備事業

県	市名 (人口・面積)	事業名 (開始年度-終了年度)	総事業費 (百万円)	事業内容
秋田県	由利本荘市 (90,445人・ 1,209.04k㎡)	ケーブルテレビ施設整備事業(2005-2009)	13,000	合併新市の一部区域で供用している有線テレビを、新市全域において運用するため、ケーブル敷設等の事業を実施する
山梨県	上野原市 (29,224人・ 170.65k㎡)	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(2005-2005)	2,700	市内全域に光ケーブルと同軸ケーブルの伝送路を整備し、地上波 衛星放送波の再送信及び自主放送サービスを提供するとともに、インターネット、IP 電話 音声告知放送等の多目的活用を図る
岐阜県	高山市 (96,592人・ 2,179.35k㎡)	情報施設整備事業(2006-2009)	6,100	地上波デジタル放送への対応を目指した、地域情報通信システムの構築
	関市 (93,305人・ 472.84k㎡)	地域情報化整備事業(2006-2009)	710	地域の難所対策やデジタル化対応のための整備及びインターネット等のブロードバンド対応のための整備
静岡県	御前崎市 (36,298人・ 65.78k㎡)	CATV 施設整備事業(2004-2004)	1,800	旧浜岡町に敷設されていた CATV を旧御前崎市地区を対象に全戸に整備する
滋賀県	東丘工市 (78,529人・ 317.57k㎡)	CATV 事業(2005-2006)	4,000	全市域に光ケーブルを敷設し、全市に情報網を整備すると共に、CATV で地域情報を配信し、新市の統一化を図る
兵庫県	南あわじ市 (53,136人・ 229.17k㎡)	南あわじ市 CATV 施設整備事業(2005-2008)	5,000	旧西脇及び三原町域で行われている CATV サービスエリアで市内全域に拡張し、情報格差の是正を図ると共に、地上デジタル放送や高速インターネット接続サービスに対応した施設・設備の高変化を図る
鳥取県	鳥取市 (201,421人・ 765.66k㎡)	新鳥取市広域 CATV 網整備事業(2004-2006)	4,489	新鳥取市エリアに CATV 網を整備し、行政情報の提供 行政サービスや高速インターネットサービスの受益など合併後の新市の一体性の速やかな確立と行政サービス水準の均衡を図る
	米子市 (149,749人・ 132.21k㎡)	ケーブルテレビ整備事業	403	新市の区域のうち、ケーブルテレビの未整備区域である旧定江町内を整備する
岡山県	新見市 (36,879人・ 793.27k㎡)	ラストワンマイル整備事業(2005-2007)	8,960	光ファイバを圏域の全1万2500世帯に届け、インターネットや行政放送の配信 IP 電話の設置のほか、地上波デジタル放送に対応できるようにする
広島県	庄原市 (43,740人・ 1,246.60k㎡)	CATV 事業 庁舎建設事業(2007-2012)	11,770	高速情報通信網を整備し、誰にでも利用しやすい情報通信環境の実現と住民生活の快適性 利便性の向上を図る。新市行政の中核拠点にふさわしい機能をもつ新市本庁舎の整備
徳島県	阿波市 (41,461人・ 190.97k㎡)	新市 CATV 事業(2005-2007)	4,000	住民向けサービス(インターネット、IP 電話 告知放送等)の確立のため、ケーブルテレビ整備
愛媛県	西予市 (39,783人・ 194.47k㎡)	新世代ケーブルテレビ整備(2006-2013)	5,800	地域の産業の発展と住民の生活サービスの向上、情報網の活用による地域間の情報格差の是正を図るため、新市全域に双方向・高速通信の可能なケーブルテレビ網を整備する
長崎県	五島市 (45,859人・ 420.68k㎡)	e-むらづくり情報基盤整備事業(2004-2007)	4,035	本市の二次離島や条件不利地域等の情報格差を解消するため、光ファイバケーブルにて市内を網羅し、高速大容量及び双方向の通信を可能とする FTTH 方式の伝送路を整備する
熊本県	山鹿市 (58,293人・ 299.67k㎡)	CATV 整備事業(2005-2008)	3,128	光ファイバケーブルによる情報通信幹線網を整備し、行政情報 緊急情報 福祉情報等の地域に密着した映像情報を提供する
大分県	臼杵市 (43,985人・ 291.06k㎡)	ケーブルテレビ設置(-2006)	1,000	旧野津町の地域におけるケーブル敷設事業(旧臼杵市地域は敷設済)

資料:「日経グローバルNo.25」より作成

(2) 事業経費及び資金計画

初期段階における光ファイバ敷設や（仮称）京丹後まちづくり情報センターの設置に関する設備投資は、行政により整備を進めるため、減価償却費は必要ありません。しかし、その後の改修等再投資の必要性がある場合は、事業会社が自ら投資を行います。

基本（地上波テレビ再送信）サービス料金を各戸「月額1,000円（税抜）」と想定した場合、基本サービス加入率は約50%が必要、かつ、多チャンネルサービス加入率はその内の10%が必要となります。

この条件を前提に、コストシミュレーションを行うと以下のようになります。

図表 6-4 事業収支 資金計画

(万円)

【事業収支】		準備年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
加入世帯	新規対象世帯数(戸)		10,711	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	対象世帯数累計(戸)	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697	21,697
	加入世帯数累計(戸)	0	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711	10,711
	対象世帯加入率(%)	0.0	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4	49.4
収入	事業収入 合計		28,409	28,409	28,601	28,601	28,793	28,793	28,985	28,985	28,985	29,177
	加入契約金	32,133										
	利用料		17,577	17,577	17,577	17,577	17,577	17,577	17,577	17,577	17,577	17,577
	STBリース料		6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426	6,426
	宅内保守料		3,213	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213	3,213
	番組制作委託費(市)		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	CM放送料		192	192	384	384	576	576	768	768	768	960
支出	事業支出 合計		25,275	25,275	25,275	25,275	25,275	25,275	25,275	25,275	25,275	25,275
	人件費		3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946	3,946
	物件費		21,329	21,329	21,329	21,329	21,329	21,329	21,329	21,329	21,329	21,329
	(うち保守修繕費)		6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213	6,213
	(うち電柱使用料)		3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999	3,999
	(うち電気料)		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	(うち番組制作費)		600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	(うち賃借料)		5,141	5,141	5,141	5,141	5,141	5,141	5,141	5,141	5,141	5,141
	(うち番組購入費)		1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407	1,407
	(うち通信費)		2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570	2,570
	(うち一般事務費)		197	197	197	197	197	197	197	197	197	197
	宅内引込工事費	32,133										
経常利益		3,133	3,133	3,325	3,325	3,517	3,517	3,709	3,709	3,709	3,901	
法人税等		1,253	1,253	1,330	1,330	1,407	1,407	1,483	1,483	1,483	1,560	
当期利益		1,880	1,880	1,995	1,995	2,110	2,110	2,225	2,225	2,225	2,341	
繰越金		0	1,880	3,760	5,756	7,751	9,862	11,973	14,199	16,425	18,651	

なお、先における設定条件等は、次のとおりです。

図表 6-5 設定条件

施設の対象	人口:6万4,890人、世帯数:2万1,697世帯(平成17年9月末現在の住民基本台帳に基づく人口および世帯数)を対象としたCATV施設
番組内容	テレビの再送信:8チャンネル、自主放送:2チャンネル(行政番組と自主番組)、有料番組基本分:12チャンネル(番組購入)、有料番組追加分:5チャンネル、コミュニティFM放送:1波
伝送路	幹線部分:光ファイバ、末端部分:光ファイバを使用

図表 6-6 設備への再投資

(万円)

	準備年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
放送局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,000
センター機器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,000
中央処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,000
設備投資合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,000

「センター機器と中央処理装置」は10年目に各再投資を行う。

図表 6-7 事業収入、事業支出

事業収入	加入契約金	1世帯30,000円とする(宅内引込工事費に充当)。
	利用料	基本サービス料金は1,000円/月とする。 多チャンネルサービス料金は、有料番組基本分が4チャンネルで500円/月、12チャンネルで3,000円/月、有料番組追加分が番組ごとに2,500円/月までの料金(全国一律単価)を設定する。
	STBリース料	1台500円/月とする。
	宅内保守料	1世帯3,000円/年とする(保守修繕費に充当)。
	番組制作委託費	「行政番組」の制作委託費として、市から10,000,000円/年を支払う。
	CM放送料	スポットCMは月間単価3万円で初年度は2社、10年目には10社の提供を見込み、タイムCMは月間10万円で、初年度1社、10年目5社の提供を見込むものとする。
事業支出	人件費	社員は10名に固定とする。賞与、交通費、法定福利費等含んだ費用として計上する。
	保守修繕費	センター機器保守、伝送路保守、宅内保守に対して修繕費が必要となる。
	電柱等使用料	空中に通信経路を通ずる場合、電柱使用料(毎年一定額)および電柱の改修費が必要となる。
	電気料	1,000,000円/月と想定する。
	番組制作費	自主放送サービスにおける「地域番組」の制作費用である。
	賃借料	土地・建物・機器等の賃借料および加入者端末機(セットトップボックス(STB):テレビに接続して様々なサービスを受けられるようにする機器の総称。双方向通信を用いて、インターネット接続やビデオ-オン-デマンドの機能等を持つ。)のリース料(CATV事業者がリース会社から借りて加入者に貸す)等の費用が必要である。
	番組購入費	番組供給会社からデジタルCSを利用した自主放送番組を購入する場合にかかる費用で、回線使用料、著作権料等を含む。
	通信費	請求書や番組ガイドの送付にかかる費用である。
一般事務費	人件費の5%と想定する。	
宅内引込工事費	契約加入金から充当する。	

第7章 推進スケジュール

1. 計画推進の考え方

財政的にも要員のにも全ての施策を一度に実施することは困難なことから、優先順位付けが必要です。本市は、各施策を実施していく順序として次のような考え方にに基づき、順序立てて取り組むこととします。

平成 18 年度	<p>事業会社の設立に向けて、各手続きを着実に進めます。実際に「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」の運営に関わる市民や事業者等を集めることや、会社の商号や住所、業務内容(定款等)の決定がまず必要ですが、そのためには類似の商号がないか等の調査や様々な証明の取得、各種申請を行う必要があります。</p> <p>同時に、サービス拠点となる「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」の着工を進め、市民が主体的にまちづくりに関わり、また市民や市民団体と行政が協働で地域情報化を進めていける基盤を整備します。</p> <p>ブロードバンド網の伝送路については実施設計を行います。</p> <p>その他、地域全体の情報リテラシーの向上と、市民が主体的に地域に関わり、また行政と協働でまちづくりを行っていくための意識改革を行います。市民と行政が協働でより良いまちづくりを行っていくため、市民の市民自治への意識改革と行政のコーディネータとしての役割を研修する機会を持ち、地域情報化を通じた地域の活性化を目指す人的基盤を作ります。</p>
平成 19 年度	<p>各基盤の整備を進めます。</p> <p>引き続き、事業会社の設立準備を進めると共に、事業に関わる市民に対してネットワーク管理、編集技術等の専門教育を含め、行政との連携にあたり、行政職員を含めた協働に対する研修の機会を持ちます。また、事業者を中心として加入者の促進運動も進め、行政もそれを支援します。</p> <p>同時に、伝送路の工事に着手し、平成 19 年度末までに市内全域に渡る情報通信インフラを整備します。インターネット接続サービスについては、整備ができたエリアから順にサービスの提供を開始します。</p>
平成 20 年度	<p>「(仮称)京丹後まちづくり情報センター」の本格的な運営を開始します。</p> <p>平成 20 年 4 月からテレビ再送信(基本サービス)および多チャンネル放送を開始し、安定した良質なテレビ受信環境とデジタル化に対応した環境を提供します。次に、自主放送サービスの展開を進め、地域情報番組の制作・放送及び市の委託した行政番組の制作・放送を行います。</p> <p>多チャンネル放送については、利用者のニーズを見極めながら、必要に応じてチャンネルの拡充を進めます。</p> <p>その他、市民ニーズに見合った様々なサービスを企画・展開していきます。</p>

2. 推進スケジュール

(1) ブロードバンド網の整備

施策		H18 年度	H19 年度	H20 年度	備考	
ブロードバンド網の整備	準備	センター施設の確保	→			
	各種調査	伝送路ルートおよびこれによる自営柱に関する調査 特殊施工箇所(河川横断やJR線路の横断が必要な場合)に関する調査	→			
	各種申請手続	伝送路における共架のための電力会社、NTT への申請 自営柱設置のための道路占用許可申請 特殊施工箇所に関する申請 テレビ・ラジオ局への再送信同意許可に関する申請		→		
		CATV 局開設に伴う総務省への許可申請		→		
	設計	伝送路、センター設備、およびサブセンター設備等の整備の実施設計	→			
	センター設備、幹線伝送路工事	受信点、センターやサブセンター内の設備と、これらを接続する光ケーブルによる幹線伝送路の工事		→		
	試験調整	工事が完了した設備から、伝送路や機器に関する試験と調整		→		

(2) (仮称)京丹後まちづくり情報センターの整備

施策		H18 年度	H19 年度	H20 年度	備考
(仮称)京丹後まちづくり情報センターの整備 株式会社の設立	事業会社の設立準備協議 ・ 出資者および人材の調整 ・ 事業計画、資金計画の策定 ・ スタジオ整備、機材の選定 ・ 会社の商号、住所、会社の目的の決定 ・ 法務局での類似商号の調査 ・ 定款の作成および定款の認証	→			
	出資金の払込みおよび保管証明の取得		→		
	議事録などの必要書類および登記申請書の作成 ・ 会社設立の登記の申請書および添付書類として必要になる取締役および監査役選任決定書、就任承諾書、取締役会議事録、調査報告書を作成		→		
	設立の登記の申請 ・ 申請書類一式を整え、会社設立の登記を法務局(登記所)に申請		→		
	諸官庁への届出 ・ 会社設立の登記終了後、税務署、社会保険事務所等に届出		→		
加入者促進運動	事前広報・仮申込とりまとめ ・ 行政による説明会(事業会社設立前) ・ 事前加入申込のとりまとめ	→			
	広告戦略(事業会社運営開始後) ・ 事業会社による説明会やPR活動 ・ 行政が支援する体制を整える(説明・広報の機会提供等)			→	継続的に実施
CATV施設管理	資産や伝送路、および加入者情報(課金、域内電話)等に関する管理と管理計画の作成 ・ 運用マニュアル整備 ・ 必要な記録文書整備 ・ 施設管理(資産管理、伝送路管理、加入者管理) ・ 予備機材、計測器の調達、設置		管理計画の作成 →	計画の運用 →	策定した管理計画の運用は継続的に実施
コンテンツ運用	自主放送番組の制作や、各種アプリケーション用コンテンツの運用管理 ・ チャンネル計画 ・ 自主放送番組の制作 ・ 音声告知放送、緊急情報発信システム、映像告知、地域ポータル等アプリケーションサービスの運用管理		チャンネル計画の作成 →	番組制作等コンテンツ運用管理 →	番組制作等コンテンツ運用管理は継続的に実施

施策		H18 年度	H19 年度	H20 年度	備考
伝送路等設備保守 サポート体制の運用	ブロードバンド網やスタジオ設備等の保守管理 ・ 光ファイバケーブルの移設工事 ・ スタジオや映像配信機器の維持管理				継続的に実施
	サービスインフラ(人的)の整備・運営 ・ サービス利用方法 ・ 宅内機器の操作方法 ・ 利用時のヘルプデスク対応		体制整備 	サービス運用 	運用は継続的に実施
	IT 基礎技能講習等、各種 IT サポートサービスの推進				継続的に順次企画し実施

資料 1 : 地域情報化計画市民会議の開催経過

回	開催日時 (平成 17 年)	開催会場	会議次第	参加者数
1	2月5日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) 京丹後市域の情報化の現状 説明 (2) 京丹後市の地域情報化の検討経過 説明 (3) 先進地(ケーブルテレビ)の事例報告 説明 (4) ブロードバンドネットワーク事業の具体化に向けて 説明 (5) その他・意見交換	62 名
2	3月19日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) ブロードバンドの利用による経済効果 説明 (2) ブロードバンド整備のコスト負担方法 説明 (3) 事例から見るケーブルテレビ事業の採算性 説明 (4) 無線システムに関する韓国視察の報告 説明 (5) その他・意見交換	40 名
3	4月23日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) 地上デジタル放送への中継局及び共同受信設備の 対応 説明 (2) 地域情報化計画の策定内容とスケジュール 説明 (3) 地域情報化(IT を活用したまちづくり)とインフラ整備 説明 (4) その他・意見交換	27 名
4	5月28日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) 京丹後市の地域特性と課題解決への取組みにつ いて 報告・説明 1) 地域特性・地域課題 2) 市の地域情報化における課題 3) 必要な取組みの方向性 意見交換 1) 地域特性・地域課題 2) 課題解決につながる取組みやサービス (2) その他・意見交換	23 名
5	7月2日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) 地域情報化に関する市民アンケート調査の結果につ いて 説明・意見交換 (2) 運営主体(情報センター)のあり方について 説明・意見交換 (3) その他・意見交換	20 名
6	8月6日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	アミティ丹後 講座室	(1) CATV事業の運営形態イメージ(案)について 説明・意見交換 (2) 運営主体(情報センター)の具体的あり方について 説明・意見交換	14 名
7	10月15日(土) 午後 1:30 ~ 3:30	ら・ぽーと 2階集会室	(1) 地域情報化計画の策定項目について 説明・意見交換 (2) 情報化計画の事業案について 説明・意見交換 (3) その他・意見交換	21 名

資料 2 : 用語説明

用語	初出頁	説明
ブロードバンド	P1	<p>[broadband]</p> <p>コンピュータネットワーク上にて、放送や通信等の高速・大容量の通信回線を活用した新たなサービス。ブロードバンドを示す明確な通信速度は数値的に定められていないが、一般的には、ADSLやCATV、光ファイバ等による高速なインターネット接続サービスを表す。</p> <p>インターネットだけではなく、有線や無線での通信や放送一般は、一定の帯域(バンド幅)を使って必要な情報のやりとりを行っている。信号を送るのに利用する搬送波や信号の帯域が広ければ広いほど、より多くの情報を同じ時間内に送ることができる。回線は、帯域に応じて、ブロードバンド(broad = 広い、band = 帯域)とナローバンド(narrow = 狭い、band = 帯域)といわれる。</p> <p>BB網は、ブロードバンド網の略称である。</p>
ADSL	P1	<p>[Asymmetric Digital Subscriber Line]</p> <p>従来の電話回線(メタルケーブル)を利用し、電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使って高速なデータ通信を可能にしたデジタル技術(xDSL 技術)の一つ。一般の電話に使われている、1対の電話線を使って通信するが、「非対称(asymmetric)の名の通り、ダウンロードに使う電話局利用者方向(下り)の通信速度と、アップロードに使う利用者電話局方向(上り)の通信速度は、通信方向によって最高速度が違っている。</p>
FTTH	P1	<p>[Fiber To The Home]</p> <p>電話局から各家庭までの加入者線を結ぶ国内のアクセス網に光ファイバを引き、高速な通信環境を構築し、電話・インターネット・テレビなどのサービスを統合して提供する計画「Fiber To The Home(ファイバ・トゥ・ザ・ホーム)」の略。一般的には、通信回線に光ファイバを活用したサービスを表す。</p> <p>光ファイバは、屈折率の異なる2層のガラス繊維等でできたケーブル素材で、一般の電話線に使われている銅線と比べてデータの減衰がなく(数10Kmから数100Kmまで中継なしに伝達可)、大量のデータを高速に転送できる。また、電磁波の影響を受けない、雷などの影響も受けにくいという特徴もある。数100Mbps～数Gbpsの伝送速度を持つが近年の技術により高速化が進んでいる。</p>
情報リテラシー	P1	<p>[information literacy]</p> <p>リテラシーとは本来「識字力=文字を読み書きする能力」のことであるが、ITの世界で単に「リテラシー」というと、通常「情報リテラシー」のことを指す。</p> <p>情報機器の操作能力だけではなく、「情報を使いこなし、活用する創造的能力」のことを指す。情報の特性と目的に応じた適切な選択、情報収集・判断・発信の能力、情報の役割や影響に対する理解など、「情報の取り扱い」に関する広範囲な知識と能力のことをいう。</p>
オープンシステム	P1	<p>[open system]</p> <p>様々な支援業者のソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステム。異なる機種の間において基本ソフト(OS)や、相互接続のための通信仕様、画面デザインや操作性、アプリケーションソフトについて容易に移植することができる、または、プログラムの仕様などを共有化することにより、異なる支援業者間でも容易に仕様を統一することができ、異なるメーカーの異なるシステム間での資源(データや周辺機器等)を共有でき、異なる規模のコンピュータ間で互換性や拡張性が確保できることで資源の共有ができることが確保されるシステムを表す。</p> <p>各社がOSやアプリケーションソフトの外部仕様を公開することで実現され、価格や性能を比べてもっとも良い製品を組み合わせたことができるというメリットがある。</p>
ワンセグメント放送	P2	<p>地上デジタル放送の電波を利用して、携帯端末向けに番組を放送する仕組み。</p> <p>日本の地上デジタル放送方式は、1つのチャンネルが13の「セグメント(放送通信等デジタル上区切られた記録領域)」に分割されており、これを束ねて映像やデータ等を送信している。このうち1つの「セグメント」を、携帯端末などの移動体向けの放送用として確保されており、これらを活用して放送を行うことから、「ワンセグメント放送」と呼ばれている。</p>
地域情報インフラ	P2	<p>[local area information infrastructure]</p> <p>地域情報化を推進できる基盤・構造を表し、本文内では、地域に整備される情報通信基盤を表している。</p>

用語	初出頁	説明
ICTインフラ	P5	<p>【Information and Communication Technology infrastructure】 情報通信基盤を表す。 ICTとは、Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、IT に「Communication(コミュニケーション)」を加えた ICT の方が、国際的には定着している。日本が目指しているユビキタスネット社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。そのことを踏まえ、これまで総務省より出されていた「IT 政策大綱」が、2004 年度より「ICT 政策大綱」に名称変更されている。</p>
デジタルデバイド	P6	<p>【digital divide】 パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる社会的格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もある。</p>
3G携帯	P6	<p>【3rd Generation】 第3世代の携帯電話方式の総称。国際電気通信連合によって定められた「IMT-2000」に準拠したデジタル携帯電話のこと。基本的にCDMA方式を採用し高速なデータ通信やマルチメディアを利用した各サービスが提供されている。代表的には、NTTドコモの「FOMA」等のW-CDMA方式のサービスやKDDIの「cdma2000 1x サービス」等がある。</p>
ユビキタス	P6	<p>【ubiquitous】 ユビキタスとはラテン語で「いたるところに存在する」という意味。現在では、「欲しい情報がいつでもどこからでも手に入る」という意味で用いられている。ネットワーク技術が進化する中で、「新たな産業やビジネス・マーケットの創出」「安心できる社会生活の実現」「環境問題への対応」に向け、あらゆる人々を排除しない社会の実現が求められており、ネットワークに接続するための機器もパソコンだけではなく、携帯電話などの移動して利用が可能な機器、さらには情報家電なども想定され、「すべての機器が端末化する普遍的なネットワークへの進化を目指す」ことで、社会全体が情報社会に発展していくものと考えられている。</p>
bps	P6	<p>【Bits Per Second】 通信回線などのデータ転送速度の単位。ビット毎秒。1bpsは1秒間に1ビットのデータを転送できることを表す。1kbps(1キロbps)は1000bps、1Mbps(1メガbps)は1000kbps(100万bps)である。 一般的な回線速度の目安として、電話回線は56kbps、ISDNは64～128kbps、ADSLは8～40Mbps、100BASE-TXのLANは100Mbps等がある。</p>
OS	P7	<p>【Operating System】 オペレーティング・システムの略でパソコンを動かすための基本的なソフトを指す。OSはメモリやディスク、周辺機器などのハードウェアの管理や、利用者がパソコンを操作するためのプログラムの提供など、実にさまざまなことを行っている。 OSが組み込まれていないとパソコンを動かすことはできない。それぞれのOSではそのOSに対応するソフトや周辺機器を使用しないと動かない。パソコン用のOSとしてMicrosoft社のWindowsとアップル社のMacOSの2大勢力がある。OSに対してワープロや通信など具体的な作業を行うソフトをアプリケーションソフトという。</p>
SOHO	P7	<p>【Small Office Home Office】 インターネットを中心としたネットワーク技術を活用し、単独または少人数で自宅や郊外の事務所から仕事や事業を展開するスタイルのこと。 また、企業に雇われる場合と異なり年齢や性別、身体的特徴による制限を受けないため、高齢者や障害者が社会参加できるという点でも注目されている。</p>
RT局	P7	<p>リモートターミナル局の略称であり、遠隔多重加入者線伝送装置のことを表す。中心部の局舎と結ばれていて、メタル線が空いている場合は収容替えによってADSLを利用できるようにする。構造上の理由などで、DSLAM(xDSLの局側装置)が置いていない。</p>
リーチDSL	P7	<p>【Reach DSL】 300kHz以下の周波数帯域を使用するため、通常のADSLモデムと比べて距離による信号の減衰やノイズの影響を受けにくい。最もよく利用する周波数帯域がISDNと異なり、ISDNと干渉する可能性も低い。通常のADSLよりも使用する周波数帯域が狭いため、通信速度は上りと下り合わせて速度が出にくい。収納局から離れていて距離の問題で通常のADSLサービスでは十分に速度が確保できない地域にて活用されている。</p>

用語	初出頁	説明
IRU貸し	P7	<p>[Indefeasible Right of User]</p> <p>IRUとは、Indefeasible Right of Userの略称で、関係者の合意がない限り、破棄または終了させることができない長期安定的な線路設備の使用権・契約を表します。本文では、地方公共団体が所有する光ファイバを長期利用契約(IRU)にもとづき、第一種電気通信事業者に貸し付けることを表します。</p>
コピーワンス	P8	<p>[Copy Once]</p> <p>映像等のデジタル情報が著作権保護のために、1度だけ記録することが許されているコンテンツ、またはその仕組みのこと。BS デジタル放送や地上デジタル放送などの番組は、コピーワンス放送と呼ばれ、DVDメディアなどに1回だけ録画することができる。</p>
IPマルチキャスト	P9	<p>[Internet Protocol multicast]</p> <p>インターネットなどのネットワーク(TCP/IP方式)で、複数の相手を指定して同じデータを送信するために、IP(ネットワーク通信上の約束事)に追加された仕様。IPマルチキャストは特殊なIPアドレスを使い、通信経路上のすべてのルータが対応している必要がある。マルチキャストに対し、不特定多数の相手に向かってデータを送信することを「ブロードキャスト」、単一のアドレスを指定して特定の相手にデータを送信することを「ユニキャスト」という。</p>
インターネット・エクスチェンジ	P13	<p>[internet exchange]</p> <p>インターネット上の相互接続拠点であり、異なるプロバイダに接続しているコンピュータ間の通信が可能となる。高速道路で言うジャンクションに当たる。日本で本格的に運用されているのはWIDEプロジェクトによるNSPIXP-1、NSPIXP-2が有名だが、IXの運用を専門に行うJPIX(日本インターネット・エクスチェンジ)が設立され商用IXの普及が予想される。</p>
ノーマライゼーション	P20	<p>[normalization]</p> <p>1959年、デンマークでの障害者運動の中から提唱されてきた考えを表現したもの。日本でも1970年代から注目され始めた。</p> <p>老若男女、障害者も健常者も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るため、共に地域で暮らし、共に生きる社会こそノーマルである、という考え方。つまり、高齢者や障害者の施設をつくっても、市街地から遠くへ隔離・分断するような社会はアブノーマルだという考え方である。</p>
フロントオフィス / バックオフィス	P26	<p>[front office / back office]</p> <p>行政の分野では、住民票の発行や税納付の対応等の住民サービスといった行政と外部との窓口部分における業務のことをフロントオフィス業務という。一方、バックオフィス業務とは、人事給与、会計、統計といった市役所庁内におけるいわゆる事務処理的な業務を指す。電子自治体を取り巻く状況でこれらの用語が脚光を浴びたのは、2002年4月24日 経済財政諮問会議における「フロントオフィス業務に加え、バックオフィス業務も、汎用性があるものは共同化を伴うアウトソーシングを推進する」といった趣旨の片山総務大臣の発言からである。</p> <p>フロントオフィス系システム / バックオフィス系システムとはそれぞれを担う電算システムを表す。</p>
統合型GIS	P26	<p>[Geographical Information System]</p> <p>GISとは、デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。その中で、統合型GISとは特に自治体分野において使われ、例えば、自治体の中で、各課が管理している道路情報・固定資産等の土地情報、上下水道関連の敷設管の情報、農地情報などを、地図データと他のデータを相互に関連づけ、統一した管理が行えるデータベースに集約して、表示などを行うソフトウェアを利用し、それらの情報の検索や解析から様々な情報を活用することが可能であるシステムを表す。</p>
ポータルサイト	P26	<p>[portal site]</p> <p>ブラウザを起動させてインターネットに接続したとき、最初にアクセスするインターネットの入り口となるWebサイトのこと。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースや株価などの情報提供サービス、ブラウザから利用できるWebメールサービス、電子掲示板、チャットなど、ユーザがインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供して利用者数を増やし、広告や電子商取引仲介サービスなどで収入を得るサイトのことをいう。</p>

用語	初出頁	説明
アクセシビリティ	P27	<p>[accessibility]</p> <p>情報処理機器を障害者・高齢者を含めて、誰もが容易に利用できるようにすること。アクセシビリティの確保には、キーボードやスイッチなどの入力端末の改良や、機器の操作を簡便にした利便性の向上などがある。</p>
コミュニティFM	P34	<p>[community FM]</p> <p>地域の特色を生かした番組や地域住民が放送や番組制作に参加する番組を主体とし、観光情報・行政情報・緊急情報等や、地域に密着した情報を提供する地域生活情報の発信拠点として公共の福祉の増進に寄与し、地域経済の活性化・街づくり等の貢献を目的としたFM放送局である。正式には、コミュニティ放送といい、平成4年1月に制度化された超短波(FM)放送局を表す。</p>
プロバイダ	P55	<p>[Provider]</p> <p>通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータのインターネットに接続するサービスを提供する通信事業者。付加サービスとして、メールアドレスを貸し出ししたりしている。</p>
e-ラーニング	P60	<p>[e-Learning]</p> <p>インターネットを活用して授業・講義を実施したり、学習用コンテンツを配信したりし、いつでも、そして遠隔からでも学習環境が利用できるようにする仕組みのこと。</p> <p>大学等での講義や教職員のITスキル向上をするために、e-Learningの仕組みを利用推進している。学校での導入はもちろんだが、行政機関や民間企業などでも職員のスキルアップや社員の教育に利用されるところが増えてきている。</p>
アウトソーシング	P60	<p>[outsourcing]</p> <p>既存の業務形態を見直し、定型的な業務(主にシステム)を外部の専門業者に委託して効率化を図る業務形態を指す。外部の専門業者に管理・運用を任せるので、庁内に専門的な人材を育成・確保しなくてよることから、人件費や時間などのコストを節減できる、といったメリットが考えられる。</p> <p>アウトソーサーとは、アウトソーシングを行う事業者のことを表す。</p>
PFI	P64	<p>[Private Finance Initiative]</p> <p>行政サービスの運用に、民間の資金やノウハウを取り入れることを指す。民間の持っているインフラや経営手法を使うことで、行政機関が独自に運用するよりもコストの削減が望めるため、行政側としては新たなサービスの導入に力を割くことができる。日本では、1999年7月にPFIの促進のためのPFI法が制定され、2000年3月に基本方針が内閣総理大臣によって策定された。</p>